# 第２回

# 和歌山県在籍型出向等支援協議会

令和４年１月 24 日（月）

和歌山労働総合庁舎６階

（オンラインによる開催）

和歌山労働局職業安定部訓練室

# 第２回和歌山県在籍型出向等支援協議会次第

日　時　令和４年１月 24 日（月）
　　15 時 00 分～16 時 00 分
場　所　和歌山労働総合庁舎
　　６階会議室
　　（オンラインによる開催）

１　開会挨拶

２　議　　題

(1)現下の雇用失業情勢について

(2)取組状況等について

・和歌山労働局

・産業雇用安定センター和歌山事務所

(3)出向事例等について

(4)産業雇用安定助成金の改正等について

(5)今後の取組

(6)意見交換

３　閉　会

# 第２回和歌山県在籍型出向等支援協議会　出席予定者名簿

和歌山労働局

| 機関・団体名 | 職名 | 出欠の有無 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 〈経済団体〉 | | | | |
| 和歌山県経営者協会 | 専務理事 | 出 | 欠 | |
| 和歌山県中小企業団体中央会 | 専務理事 | 出 | 欠 | |
| 和歌山県商工会議所連合会 | 常任幹事 | 出 | ㊀ | |
| 和歌山県商工会連合会 | 専務理事 | 出 | 欠 | |
| 一般社団法人和歌山経済同友会 | 事務局長 | 出 | 欠 | |
| 〈労働者団体〉 | | | | |
| 日本労働組合総連合会和歌山県連合会 | 事務局長 | 出 | 欠 | |
| 〈金融機関〉 | | | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 取締役上席執行役員 | 出 | ㊀ | |
| きのくに信用金庫 | 専務理事 | 出 | 欠 | |
| 〈出向支援組織〉 | | | | |
| 公益財団法人産業雇用安定センター<br>和歌山事務所 | 所長 | 出 | 欠 | |
| 〈都道府県社会保険労務士会〉 | | | | |
| 和歌山県社会保険労務士会 | 副会長 | 出 | 欠 | |
| 〈地方公共団体〉 | | | | |
| 和歌山県商工観光労働部 | 労働政策参事 | 出 | 欠 | （代理出席）<br>労働政策課課長 |
| 〈関係省庁〉 | | | | |
| 経済産業省近畿経済産業局地域経済部<br>地域経済課イノベーション推進室 | 室長 | 出 | 欠 | （代理出席）<br>産業人材企画係長 |
| 国土交通省近畿地方整備局建政部 | 建設産業調整官 | 出 | 欠 | |
| 国土交通省近畿運輸局交通政策部<br>交通企画課 | 課長 | 出 | 欠 | （代理出席）<br>係長 |
| 国土交通省近畿運輸局観光部観光企画課 | 課長 | 出 | 欠 | |
| 農林水産省近畿農政局和歌山県拠点 | 総括農政推進官 | 出 | 欠 | |
| 厚生労働省和歌山労働局職業安定部 | 部長 | 出 | 欠 | |

（敬称略　順不同）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事務局 | 和歌山労働局職業安定部 | 訓練室長 | 出 | 欠 | |
| | | 訓練室長補佐 | 出 | 欠 | |
| | | 就職支援コーディネーター | 出 | 欠 | |

# 第２回和歌山県在籍型趣向等支援協議会配付資料一覧

資料１　現下の雇用失業情勢について

・一般職業紹介状況（令和３年 11 月分）【資料 1】

資料２　取組状況等について

・産業雇用安定助成金 出向計画受理状況（和歌山）【資料 2-1】

・産業雇用安定助成金 出向計画受理状況（全国）【資料 2-2】

・雇用調整助成金 支給決定状況（和歌山）【資料 2-3】

・５つの取り組みで働くと雇用サポート【資料 2-4】

・在籍型出向受入情報【資料 2-5】

・在籍型出向を活用してみませんか？！【資料 2-6】

・産業雇用安定センターについて【資料 2-7】

資料３　出向事例等について

・在籍型出向に関するアンケート結果について【資料 3】

資料４　産業雇用安定助成金の改正等について

・産業雇用安定助成金（制度改正のお知らせ）【資料 4-1】

・令和４年３月までの雇用調整助成金の特例措置等について【資料 4-2】

・雇用調整助成金・産業雇用安定助成金対比図【資料 4-3】

資料５　今後の取組

・和歌山県在籍型出向等支援協議会 各構成機関ごと役割【資料 5】

その他　・在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック（第２版）

・労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／人材を確保したい事業主の皆さまへ

資料1

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**Press Release**

厚生労働省和歌山労働局発表
令和３年 12 月 28 日（火）


| | |
|---|---|
| 担当 | 厚生労働省和歌山労働局<br>職業安定部職業安定課<br>課長　三谷博己<br>地方労働市場情報官　内海治香<br>電話　０７３（４８８）１１６０ |


# 一般職業紹介状況（令和３年 11 月分）

【雇用情勢は、求人が求職を上回る状況が続いており、一部に持ち直しの動きがみられる。引き続き、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある】

有効求人倍率（季節調整値）は 1.10 倍で、前月に比べて 0.02 ポイント低下。
新規求人倍率（季節調整値）は 1.78 倍で、前月に比べて 0.25 ポイント低下。

近畿の有効求人倍率（季節調整値）は 1.06 倍で、前月と同水準。
全国の有効求人倍率（季節調整値）は 1.15 倍で、前月と同水準。

＜資料ｐ１、４＞

## 和歌山の有効求人倍率等の推移

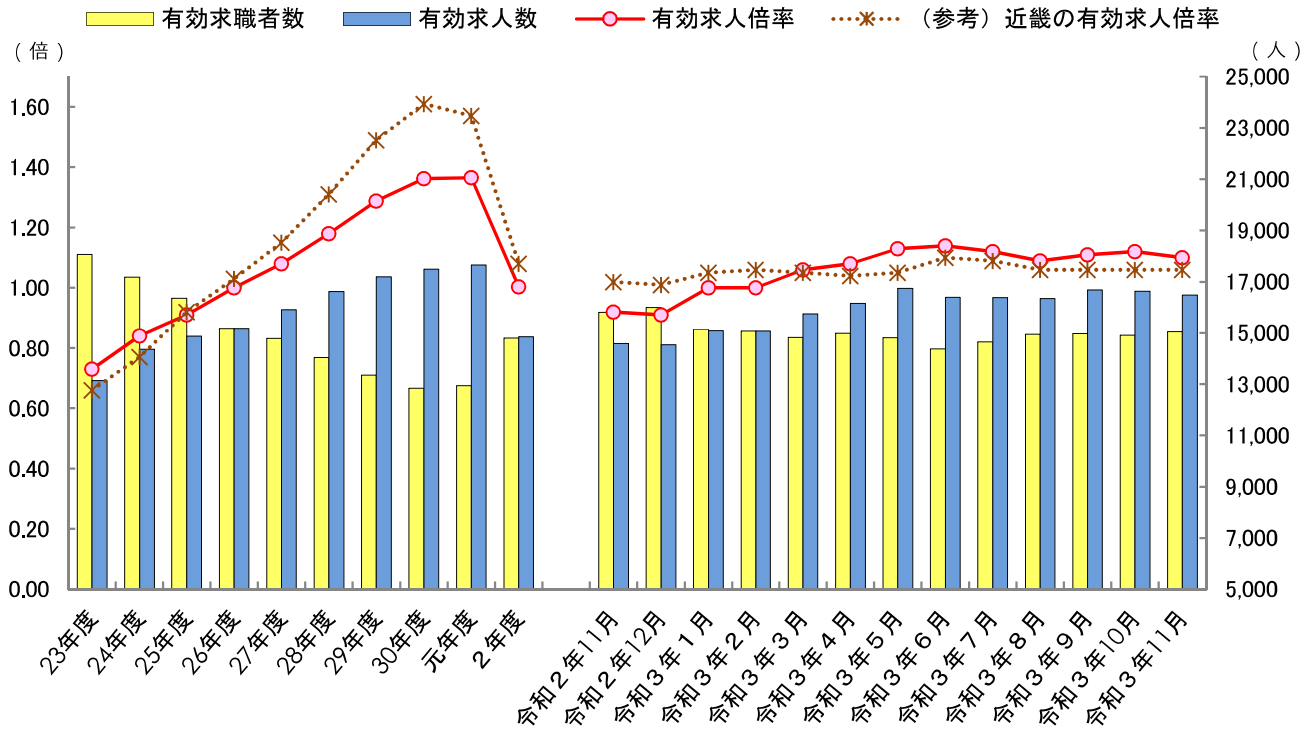


（注）1. 月別の数値は季節調整値。年度別は原数値。なお、季節調整値の令和2年 12 月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. 有効求人倍率（折れ線グラフ）は左目盛。有効求人数及び有効求職者数（棒グラフ）は右目盛。

※令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれます。

## １　求人の動き

**有効求人（季節調整値）は２か月連続の減少となった。**

(1)　有効求人(季節調整値)は 16,488 人で、前月比 0.8%減少（２か月連続減）となった。
新規求人(季節調整値)は 5,967 人で、前月比 5.9%減少（３か月ぶり減）となった。
＜資料ｐ１＞
有効求人(原数値)は 17,711 人で、前年同月比 13.6%増加（８か月連続増）となった。
新規求人(原数値)は 6,274 人で、前年同月比 13.7%増加（９か月連続増）となった。
＜資料ｐ２＞

(2)　新規求人(原数値)のうち、パートタイムを除く求人は 3,126 人で前年同月比 8.9%増加となり、パートタイム求人は 3,148 人で前年同月比 19.0%増加となった。
＜資料ｐ３＞

(3)　主な産業別の新規求人(原数値)の増減(前年同月差)をみると、「S,T.公務・その他」(219 人増)、「I.卸売業,小売業」(156 人増)、「P.医療,福祉」(151 人増）、「M.宿泊業,飲食サービス業」(111 人増)、「N.生活関連サービス業,娯楽業」(82 人増）　などで増加し、「O.教育,学習支援業」(66 人減)、「Q.複合サービス事業」(46 人減)などで減少した。
＜資料ｐ５、６、７、８＞

## ２　求職者の動き

**有効求職者（季節調整値）は２か月ぶりの増加となった。**

(1)　有効求職者(季節調整値)は 15,048 人で、前月比 1.0%増加（２か月ぶり増）となった。
新規求職者(季節調整値)は 3,355 人で、前月比 7.3%増加（２か月ぶり増）となった。
＜資料ｐ１＞
有効求職者(原数値)は 14,594 人で、前年同月比 3.9%減少（４か月連続減）となった。
新規求職者(原数値)は 2,860 人で、前年同月比 19.3%増加（２か月ぶり増）となった。
＜資料ｐ２＞

(2)　新規求職者（パートを含む常用・原数値）を態様別にみると、在職者は 761 人で前年同月比 20.4%増加、離職者は 1,761 人で前年同月比 15.5%増加となった。
＜資料ｐ９、10、11＞

## ３　正社員有効求人倍率

**正社員の有効求人倍率（原数値）は 0.87 倍となった。**

(1)　正社員の有効求人(原数値)は 7,255 人で、前年同月比 11.1%増加となった。
正社員の有効求職者(原数値)は 8,303 人で、前年同月比 6.2%減少となった。

(2)　正社員の有効求人倍率(原数値)は 0.87 倍で、前年同月に比べて 0.13 ポイント上昇となった。
＜資料 p12＞

※ 資料の最終頁に管内ハローワークの有効求人倍率について掲載しています。
なお、
① 有効求人数、有効求職者数が総体的に少ないため特定企業の求人の動向により大きく変動する場合があること
② 数値については原数値であり、季節調整は行われていないこと
にご留意ください。

# 一般職業紹介状況の推移（季節調整値）

**資 料**

和歌山労働局職業安定課

| 項目 / 年月 | 有効求人数 | | 有効求職者数 | | 有効求人倍率 | | 新規求人数 | | 新規求職申込件数 | | 新規求人倍率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 季節調整値 | 前月比 | 季節調整値 | 前月比 | 季節調整値 | 前月差 | 季節調整値 | 前月比 | 季節調整値 | 前月比 | 季節調整値 | 前月差 |
| | 人 | % | 人 | % | 倍 | ポイント | 人 | % | 件 | % | 倍 | ポイント |
| 元年11月 | 17,463 | ▲ 0.1 | 12,912 | 0.2 | 1.35 | ▲ 0.01 | 6,387 | 0.2 | 3,098 | 3.2 | 2.06 | ▲ 0.06 |
| 12月 | 17,373 | ▲ 0.5 | 12,927 | 0.1 | 1.34 | ▲ 0.01 | 6,342 | ▲ 0.7 | 3,037 | ▲ 2.0 | 2.09 | 0.03 |
| 2年 1月 | 16,872 | ▲ 2.9 | 13,286 | 2.8 | 1.27 | ▲ 0.07 | 5,938 | ▲ 6.4 | 3,459 | 13.9 | 1.72 | ▲ 0.37 |
| 2月 | 16,417 | ▲ 2.7 | 13,520 | 1.8 | 1.21 | ▲ 0.06 | 5,921 | ▲ 0.3 | 3,034 | ▲ 12.3 | 1.95 | 0.23 |
| 3月 | 15,876 | ▲ 3.3 | 13,401 | ▲ 0.9 | 1.18 | ▲ 0.03 | 5,475 | ▲ 7.5 | 3,020 | ▲ 0.5 | 1.81 | ▲ 0.14 |
| 4月 | 15,239 | ▲ 4.0 | 13,321 | ▲ 0.6 | 1.14 | ▲ 0.04 | 5,098 | ▲ 6.9 | 2,891 | ▲ 4.3 | 1.76 | ▲ 0.05 |
| 5月 | 14,286 | ▲ 6.3 | 13,549 | 1.7 | 1.05 | ▲ 0.09 | 5,251 | 3.0 | 3,031 | 4.8 | 1.73 | ▲ 0.03 |
| 6月 | 14,412 | 0.9 | 13,761 | 1.6 | 1.05 | 0.00 | 5,580 | 6.3 | 3,114 | 2.7 | 1.79 | 0.06 |
| 7月 | 14,612 | 1.4 | 14,375 | 4.5 | 1.02 | ▲ 0.03 | 5,235 | ▲ 6.2 | 3,208 | 3.0 | 1.63 | ▲ 0.16 |
| 8月 | 14,696 | 0.6 | 15,097 | 5.0 | 0.97 | ▲ 0.05 | 5,268 | 0.6 | 3,165 | ▲ 1.3 | 1.66 | 0.03 |
| 9月 | 14,685 | ▲ 0.1 | 15,365 | 1.8 | 0.96 | ▲ 0.01 | 5,646 | 7.2 | 3,072 | ▲ 2.9 | 1.84 | 0.18 |
| 10月 | 14,776 | 0.6 | 15,576 | 1.4 | 0.95 | ▲ 0.01 | 5,501 | ▲ 2.6 | 3,117 | 1.5 | 1.76 | ▲ 0.08 |
| 11月 | 14,580 | ▲ 1.3 | 15,814 | 1.5 | 0.92 | ▲ 0.03 | 5,378 | ▲ 2.2 | 2,991 | ▲ 4.0 | 1.80 | 0.04 |
| 12月 | 14,534 | ▲ 0.3 | 16,002 | 1.2 | 0.91 | ▲ 0.01 | 5,703 | 6.0 | 3,207 | 7.2 | 1.78 | ▲ 0.02 |
| 3年 1月 | 15,087 | 3.8 | 15,133 | ▲ 5.4 | 1.00 | 0.09 | 5,527 | ▲ 3.1 | 2,859 | ▲ 10.9 | 1.93 | 0.15 |
| 2月 | 15,071 | ▲ 0.1 | 15,068 | ▲ 0.4 | 1.00 | 0.00 | 5,182 | ▲ 6.2 | 3,059 | 7.0 | 1.69 | ▲ 0.24 |
| 3月 | 15,745 | 4.5 | 14,827 | ▲ 1.6 | 1.06 | 0.06 | 5,783 | 11.6 | 2,992 | ▲ 2.2 | 1.93 | 0.24 |
| 4月 | 16,162 | 2.6 | 14,989 | 1.1 | 1.08 | 0.02 | 5,736 | ▲ 0.8 | 2,993 | 0.0 | 1.92 | ▲ 0.01 |
| 5月 | 16,746 | 3.6 | 14,813 | ▲ 1.2 | 1.13 | 0.05 | 5,935 | 3.5 | 2,995 | 0.1 | 1.98 | 0.06 |
| 6月 | 16,398 | ▲ 2.1 | 14,373 | ▲ 3.0 | 1.14 | 0.01 | 5,894 | ▲ 0.7 | 2,920 | ▲ 2.5 | 2.02 | 0.04 |
| 7月 | 16,389 | ▲ 0.1 | 14,651 | 1.9 | 1.12 | ▲ 0.02 | 6,093 | 3.4 | 3,250 | 11.3 | 1.87 | ▲ 0.15 |
| 8月 | 16,347 | ▲ 0.3 | 14,947 | 2.0 | 1.09 | ▲ 0.03 | 5,749 | ▲ 5.6 | 3,185 | ▲ 2.0 | 1.81 | ▲ 0.06 |
| 9月 | 16,686 | 2.1 | 14,979 | 0.2 | 1.11 | 0.02 | 6,214 | 8.1 | 3,238 | 1.7 | 1.92 | 0.11 |
| 10月 | 16,627 | ▲ 0.4 | 14,905 | ▲ 0.5 | 1.12 | 0.01 | 6,343 | 2.1 | 3,127 | ▲ 3.4 | 2.03 | 0.11 |
| 11月 | 16,488 | ▲ 0.8 | 15,048 | 1.0 | 1.10 | ▲ 0.02 | 5,967 | ▲ 5.9 | 3,355 | 7.3 | 1.78 | ▲ 0.25 |

（注） 1. 新規学卒を除きパートタイムを含む。
2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X－12－ARIMA）による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
3. 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 一般職業紹介状況の推移（原数値）

和歌山労働局職業安定課

| 項目 / 年月 | 有効求人数 | | 有効求職者数 | | 有効求人倍率 | | 新規求人数 | | 新規求職申込件数 | | 新規求人倍率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月差 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月差 |
| | 人 | % | 人 | % | 倍 | ポイント | 人 | % | 件 | % | 倍 | ポイント |
| 28年度平均 | 16,621 | 4.5 | 14,036 | ▲ 5.1 | 1.18 | 0.10 | 6,149 | 2.7 | 3,378 | ▲ 6.8 | 1.82 | 0.17 |
| 29年度平均 | 17,196 | 3.5 | 13,356 | ▲ 4.8 | 1.29 | 0.11 | 6,284 | 2.2 | 3,227 | ▲ 4.5 | 1.95 | 0.13 |
| 30年度平均 | 17,494 | 1.7 | 12,843 | ▲ 3.8 | 1.36 | 0.07 | 6,365 | 1.3 | 3,077 | ▲ 4.6 | 2.07 | 0.12 |
| 元年度平均 | 17,653 | 0.9 | 12,933 | 0.7 | 1.36 | 0.00 | 6,323 | ▲ 0.7 | 3,062 | ▲ 0.5 | 2.07 | 0.00 |
| 2年度平均 | 14,854 | ▲ 15.9 | 14,798 | 14.4 | 1.00 | ▲ 0.36 | 5,449 | ▲ 13.8 | 3,053 | ▲ 0.3 | 1.79 | ▲ 0.28 |
| 元年11月 | 18,370 | ▲ 1.7 | 12,458 | 0.9 | 1.47 | ▲ 0.04 | 6,533 | ▲ 6.6 | 2,606 | ▲ 4.8 | 2.51 | ▲ 0.05 |
| 12月 | 17,958 | 0.2 | 11,694 | 1.7 | 1.54 | ▲ 0.02 | 5,830 | 10.8 | 2,152 | 1.6 | 2.71 | 0.23 |
| 2年 1月 | 16,978 | ▲ 2.9 | 12,755 | 6.1 | 1.33 | ▲ 0.12 | 6,272 | ▲ 6.7 | 3,850 | 17.0 | 1.63 | ▲ 0.41 |
| 2月 | 16,698 | ▲ 5.5 | 13,198 | 7.7 | 1.27 | ▲ 0.17 | 6,215 | ▲ 9.5 | 2,941 | ▲ 7.3 | 2.11 | ▲ 0.06 |
| 3月 | 16,277 | ▲ 9.6 | 13,767 | 8.9 | 1.18 | ▲ 0.24 | 5,570 | ▲ 11.8 | 3,276 | 6.8 | 1.70 | ▲ 0.36 |
| 4月 | 14,812 | ▲ 16.8 | 14,204 | 7.1 | 1.04 | ▲ 0.30 | 4,926 | ▲ 23.6 | 3,967 | ▲ 1.8 | 1.24 | ▲ 0.36 |
| 5月 | 13,279 | ▲ 25.5 | 14,122 | 6.1 | 0.94 | ▲ 0.40 | 4,660 | ▲ 29.0 | 2,955 | ▲ 9.9 | 1.58 | ▲ 0.42 |
| 6月 | 13,784 | ▲ 23.2 | 14,383 | 9.9 | 0.96 | ▲ 0.41 | 5,694 | ▲ 10.0 | 3,273 | 11.1 | 1.74 | ▲ 0.41 |
| 7月 | 14,142 | ▲ 21.3 | 14,495 | 10.8 | 0.98 | ▲ 0.39 | 5,134 | ▲ 19.6 | 3,046 | 2.9 | 1.69 | ▲ 0.47 |
| 8月 | 14,364 | ▲ 18.9 | 14,804 | 16.1 | 0.97 | ▲ 0.42 | 5,056 | ▲ 22.2 | 2,737 | 1.1 | 1.85 | ▲ 0.55 |
| 9月 | 14,735 | ▲ 17.8 | 15,316 | 19.3 | 0.96 | ▲ 0.44 | 5,755 | ▲ 8.5 | 2,981 | 1.3 | 1.93 | ▲ 0.21 |
| 10月 | 15,354 | ▲ 16.5 | 15,747 | 21.3 | 0.98 | ▲ 0.44 | 5,675 | ▲ 18.2 | 3,204 | 5.3 | 1.77 | ▲ 0.51 |
| 11月 | 15,586 | ▲ 15.2 | 15,189 | 21.9 | 1.03 | ▲ 0.44 | 5,516 | ▲ 15.6 | 2,398 | ▲ 8.0 | 2.30 | ▲ 0.21 |
| 12月 | 15,274 | ▲ 14.9 | 14,500 | 24.0 | 1.05 | ▲ 0.49 | 5,443 | ▲ 6.6 | 2,310 | 7.3 | 2.36 | ▲ 0.35 |
| 3年 1月 | 15,146 | ▲ 10.8 | 14,599 | 14.5 | 1.04 | ▲ 0.29 | 5,578 | ▲ 11.1 | 3,143 | ▲ 18.4 | 1.77 | 0.14 |
| 2月 | 15,565 | ▲ 6.8 | 14,854 | 12.5 | 1.05 | ▲ 0.22 | 5,781 | ▲ 7.0 | 3,104 | 5.5 | 1.86 | ▲ 0.25 |
| 3月 | 16,205 | ▲ 0.4 | 15,367 | 11.6 | 1.05 | ▲ 0.13 | 6,174 | 10.8 | 3,515 | 7.3 | 1.76 | 0.06 |
| 4月 | 15,617 | 5.4 | 15,872 | 11.7 | 0.98 | ▲ 0.06 | 5,558 | 12.8 | 4,152 | 4.7 | 1.34 | 0.10 |
| 5月 | 15,381 | 15.8 | 15,416 | 9.2 | 1.00 | 0.06 | 5,285 | 13.4 | 2,914 | ▲ 1.4 | 1.81 | 0.23 |
| 6月 | 15,539 | 12.7 | 14,975 | 4.1 | 1.04 | 0.08 | 5,991 | 5.2 | 3,023 | ▲ 7.6 | 1.98 | 0.24 |
| 7月 | 15,650 | 10.7 | 14,673 | 1.2 | 1.07 | 0.09 | 5,687 | 10.8 | 2,980 | ▲ 2.2 | 1.91 | 0.22 |
| 8月 | 16,090 | 12.0 | 14,771 | ▲ 0.2 | 1.09 | 0.12 | 5,756 | 13.8 | 2,927 | 6.9 | 1.97 | 0.12 |
| 9月 | 16,776 | 13.9 | 14,943 | ▲ 2.4 | 1.12 | 0.16 | 6,349 | 10.3 | 3,139 | 5.3 | 2.02 | 0.09 |
| 10月 | 17,385 | 13.2 | 14,987 | ▲ 4.8 | 1.16 | 0.18 | 6,493 | 14.4 | 3,109 | ▲ 3.0 | 2.09 | 0.32 |
| 11月 | 17,711 | 13.6 | 14,594 | ▲ 3.9 | 1.21 | 0.18 | 6,274 | 13.7 | 2,860 | 19.3 | 2.19 | ▲ 0.11 |

（注）1．新規学卒を除きパートタイムを含む。
2．令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 一般職業紹介状況の推移（就業形態別・原数値）

和歌山労働局職業安定課

| 就業形態 | パートタイムを除く | | | | | | | | パートタイム | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項目 / 年月 | 有効求人数 | | 有効求職者数 | | 新規求人数 | | 新規求職者数 | | 有効求人数 | | 有効求職者数 | | 新規求人数 | | 新規求職者数 | |
| | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 | 原数値 | 前年同月比 |
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 28年度平均 | 8,494 | 3.0 | 9,062 | ▲ 7.0 | 3,117 | 0.7 | 2,211 | ▲ 8.5 | 8,127 | 6.1 | 4,974 | ▲ 1.4 | 3,032 | 4.9 | 1,167 | ▲ 3.2 |
| 29年度平均 | 8,790 | 3.5 | 8,462 | ▲ 6.6 | 3,211 | 3.0 | 2,080 | ▲ 5.9 | 8,406 | 3.4 | 4,894 | ▲ 1.6 | 3,073 | 1.4 | 1,147 | ▲ 1.7 |
| 30年度平均 | 9,245 | 5.2 | 7,826 | ▲ 7.5 | 3,336 | 3.9 | 1,905 | ▲ 8.4 | 8,249 | ▲ 1.9 | 5,017 | 2.5 | 3,029 | ▲ 1.4 | 1,172 | 2.2 |
| 元年度平均 | 9,303 | 0.6 | 7,672 | ▲ 2.0 | 3,291 | ▲ 1.3 | 1,882 | ▲ 1.2 | 8,350 | 1.2 | 5,261 | 4.9 | 3,032 | 0.1 | 1,180 | 0.7 |
| 2年度平均 | 8,102 | ▲ 12.9 | 8,677 | 13.1 | 2,915 | ▲ 11.4 | 1,863 | ▲ 1.0 | 6,752 | ▲ 19.1 | 6,121 | 16.3 | 2,534 | ▲ 16.4 | 1,190 | 0.8 |
| 元年11月 | 9,551 | 1.1 | 7,403 | ▲ 2.0 | 3,296 | ▲ 5.2 | 1,642 | ▲ 7.8 | 8,819 | ▲ 4.5 | 5,055 | 5.4 | 3,237 | ▲ 8.0 | 964 | 0.8 |
| 12月 | 9,147 | ▲ 1.3 | 6,968 | ▲ 1.1 | 2,908 | 1.4 | 1,358 | ▲ 1.5 | 8,811 | 1.8 | 4,726 | 6.1 | 2,922 | 22.1 | 794 | 7.2 |
| 2年 1月 | 8,704 | ▲ 7.7 | 7,497 | 1.9 | 3,165 | ▲ 12.3 | 2,302 | 11.6 | 8,274 | 2.8 | 5,258 | 12.8 | 3,107 | ▲ 0.2 | 1,548 | 26.0 |
| 2月 | 8,701 | ▲ 9.2 | 7,767 | 3.1 | 3,191 | ▲ 12.7 | 1,831 | ▲ 7.5 | 7,997 | ▲ 1.2 | 5,431 | 14.9 | 3,024 | ▲ 5.9 | 1,110 | ▲ 6.9 |
| 3月 | 8,701 | ▲ 9.2 | 8,174 | 6.7 | 2,952 | ▲ 9.3 | 2,050 | 8.6 | 7,576 | ▲ 10.0 | 5,593 | 12.3 | 2,618 | ▲ 14.6 | 1,226 | 3.8 |
| 4月 | 8,034 | ▲ 15.0 | 8,280 | 5.4 | 2,595 | ▲ 23.5 | 2,305 | ▲ 2.4 | 6,778 | ▲ 18.9 | 5,924 | 9.5 | 2,331 | ▲ 23.7 | 1,662 | ▲ 0.8 |
| 5月 | 7,225 | ▲ 23.7 | 8,247 | 4.3 | 2,436 | ▲ 30.1 | 1,814 | ▲ 10.2 | 6,054 | ▲ 27.6 | 5,875 | 8.7 | 2,224 | ▲ 27.7 | 1,141 | ▲ 9.3 |
| 6月 | 7,572 | ▲ 20.7 | 8,340 | 7.3 | 3,175 | ▲ 4.3 | 1,933 | 9.0 | 6,212 | ▲ 26.0 | 6,043 | 13.7 | 2,519 | ▲ 16.3 | 1,340 | 14.1 |
| 7月 | 7,784 | ▲ 18.9 | 8,564 | 9.8 | 2,751 | ▲ 20.2 | 1,962 | 3.5 | 6,358 | ▲ 24.0 | 5,931 | 12.3 | 2,383 | ▲ 18.9 | 1,084 | 2.0 |
| 8月 | 7,900 | ▲ 17.0 | 8,791 | 15.3 | 2,666 | ▲ 22.8 | 1,729 | 0.8 | 6,464 | ▲ 21.2 | 6,013 | 17.2 | 2,390 | ▲ 21.5 | 1,008 | 1.5 |
| 9月 | 7,979 | ▲ 16.6 | 9,114 | 19.4 | 3,110 | ▲ 6.5 | 1,838 | 2.9 | 6,756 | ▲ 19.1 | 6,202 | 19.2 | 2,645 | ▲ 10.9 | 1,143 | ▲ 1.2 |
| 10月 | 8,116 | ▲ 16.2 | 9,240 | 20.8 | 2,836 | ▲ 20.2 | 1,901 | 2.8 | 7,238 | ▲ 16.7 | 6,507 | 22.2 | 2,839 | ▲ 16.1 | 1,303 | 9.2 |
| 11月 | 8,243 | ▲ 13.7 | 8,869 | 19.8 | 2,871 | ▲ 12.9 | 1,482 | ▲ 9.7 | 7,343 | ▲ 16.7 | 6,320 | 25.0 | 2,645 | ▲ 18.3 | 916 | ▲ 5.0 |
| 12月 | 8,280 | ▲ 9.5 | 8,496 | 21.9 | 3,118 | 7.2 | 1,475 | 8.6 | 6,994 | ▲ 20.6 | 6,004 | 27.0 | 2,325 | ▲ 20.4 | 835 | 5.2 |
| 3年 1月 | 8,509 | ▲ 2.2 | 8,557 | 14.1 | 3,066 | ▲ 3.1 | 1,918 | ▲ 16.7 | 6,637 | ▲ 19.8 | 6,042 | 14.9 | 2,512 | ▲ 19.2 | 1,225 | ▲ 20.9 |
| 2月 | 8,643 | ▲ 0.7 | 8,706 | 12.1 | 2,982 | ▲ 6.5 | 1,912 | 4.4 | 6,922 | ▲ 13.4 | 6,148 | 13.2 | 2,799 | ▲ 7.4 | 1,192 | 7.4 |
| 3月 | 8,940 | 2.7 | 8,924 | 9.2 | 3,379 | 14.5 | 2,086 | 1.8 | 7,265 | ▲ 4.1 | 6,443 | 15.2 | 2,795 | 6.8 | 1,429 | 16.6 |
| 4月 | 8,604 | 7.1 | 8,983 | 8.5 | 2,993 | 15.3 | 2,296 | ▲ 0.4 | 7,013 | 3.5 | 6,889 | 16.3 | 2,565 | 10.0 | 1,856 | 11.7 |
| 5月 | 8,623 | 19.3 | 8,654 | 4.9 | 2,921 | 19.9 | 1,691 | ▲ 6.8 | 6,758 | 11.6 | 6,762 | 15.1 | 2,364 | 6.3 | 1,223 | 7.2 |
| 6月 | 8,744 | 15.5 | 8,334 | ▲ 0.1 | 3,364 | 6.0 | 1,752 | ▲ 9.4 | 6,795 | 9.4 | 6,641 | 9.9 | 2,627 | 4.3 | 1,271 | ▲ 5.1 |
| 7月 | 8,803 | 13.1 | 8,313 | ▲ 2.9 | 3,111 | 13.1 | 1,831 | ▲ 6.7 | 6,847 | 7.7 | 6,360 | 7.2 | 2,576 | 8.1 | 1,149 | 6.0 |
| 8月 | 8,898 | 12.6 | 8,407 | ▲ 4.4 | 3,086 | 15.8 | 1,797 | 3.9 | 7,192 | 11.3 | 6,364 | 5.8 | 2,670 | 11.7 | 1,130 | 12.1 |
| 9月 | 9,037 | 13.3 | 8,592 | ▲ 5.7 | 3,352 | 7.8 | 1,930 | 5.0 | 7,739 | 14.6 | 6,351 | 2.4 | 2,997 | 13.3 | 1,209 | 5.8 |
| 10月 | 9,306 | 14.7 | 8,618 | ▲ 6.7 | 3,402 | 20.0 | 1,886 | ▲ 0.8 | 8,079 | 11.6 | 6,369 | ▲ 2.1 | 3,091 | 8.9 | 1,223 | ▲ 6.1 |
| 11月 | 9,211 | 11.7 | 8,315 | ▲ 6.2 | 3,126 | 8.9 | 1,686 | 13.8 | 8,500 | 15.8 | 6,279 | ▲ 0.6 | 3,148 | 19.0 | 1,174 | 28.2 |

（注）1．新規学卒を除く。
　　2．令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

【令和３年１２月２８日（火）午前８：３０解禁】

## 近　畿　の　有　効　求　人　倍　率　の　推　移　（　受　理　地　別　）

（単位：倍,ﾎﾟｲﾝﾄ）

| 受理地 | 30年度 | 元年度 | ２年度 | ２年 １１月 | １２月 | ３年 １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 1.38 | 1.31 | 0.86 | 0.82 | 0.83 | 0.86 | 0.90 | 0.90 | 0.91 | 0.92 | 0.92 | 0.96 | 0.94 | 0.98 | 0.99 | 0.99 | 滋賀県 |
| | 0.05 | ▲ 0.07 | ▲ 0.45 | 0.02 | 0.01 | 0.03 | 0.04 | 0.00 | 0.01 | 0.01 | 0.00 | 0.04 | ▲ 0.02 | 0.04 | 0.01 | 0.00 | |
| 京都府 | 1.58 | 1.58 | 1.06 | 0.97 | 0.95 | 0.97 | 0.98 | 1.00 | 1.05 | 1.09 | 1.13 | 1.14 | 1.11 | 1.08 | 1.07 | 1.09 | 京都府 |
| | 0.05 | 0.00 | ▲ 0.52 | ▲ 0.03 | ▲ 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.02 | 0.05 | 0.04 | 0.04 | 0.01 | ▲ 0.03 | ▲ 0.03 | ▲ 0.01 | 0.02 | |
| 大阪府 | 1.78 | 1.74 | 1.18 | 1.12 | 1.11 | 1.16 | 1.16 | 1.14 | 1.10 | 1.10 | 1.17 | 1.14 | 1.10 | 1.12 | 1.12 | 1.13 | 大阪府 |
| | 0.16 | ▲ 0.04 | ▲ 0.56 | 0.01 | ▲ 0.01 | 0.05 | 0.00 | ▲ 0.02 | ▲ 0.04 | 0.00 | 0.07 | ▲ 0.03 | ▲ 0.04 | 0.02 | 0.00 | 0.01 | |
| 兵庫県 | 1.45 | 1.38 | 0.97 | 0.92 | 0.91 | 0.95 | 0.94 | 0.94 | 0.93 | 0.94 | 0.97 | 0.97 | 0.94 | 0.93 | 0.90 | 0.89 | 兵庫県 |
| | 0.13 | ▲ 0.07 | ▲ 0.41 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.04 | ▲ 0.01 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.01 | 0.03 | 0.00 | ▲ 0.03 | ▲ 0.01 | ▲ 0.03 | ▲ 0.01 | |
| 奈良県 | 1.49 | 1.47 | 1.14 | 1.09 | 1.04 | 1.06 | 1.10 | 1.15 | 1.18 | 1.21 | 1.23 | 1.23 | 1.18 | 1.18 | 1.21 | 1.19 | 奈良県 |
| | 0.15 | ▲ 0.02 | ▲ 0.33 | 0.00 | ▲ 0.05 | 0.02 | 0.04 | 0.05 | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.00 | ▲ 0.05 | 0.00 | 0.03 | ▲ 0.02 | |
| 和歌山県 | **1.36** | **1.36** | **1.00** | **0.92** | **0.91** | **1.00** | **1.00** | **1.06** | **1.08** | **1.13** | **1.14** | **1.12** | **1.09** | **1.11** | **1.12** | **1.10** | 和歌山県 |
| | **0.07** | **0.00** | **▲ 0.36** | **▲ 0.03** | **▲ 0.01** | **0.09** | **0.00** | **0.06** | **0.02** | **0.05** | **0.01** | **▲ 0.02** | **▲ 0.03** | **0.02** | **0.01** | **▲ 0.02** | |
| 近畿計 | 1.61 | 1.57 | 1.08 | 1.02 | 1.01 | 1.05 | 1.06 | 1.05 | 1.04 | 1.05 | 1.10 | 1.09 | 1.06 | 1.06 | 1.06 | 1.06 | 近畿計 |
| | 0.12 | ▲ 0.04 | ▲ 0.49 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.04 | 0.01 | ▲ 0.01 | ▲ 0.01 | 0.01 | 0.05 | ▲ 0.01 | ▲ 0.03 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 全国計 | 1.62 | 1.55 | 1.10 | 1.05 | 1.05 | 1.10 | 1.09 | 1.10 | 1.09 | 1.09 | 1.13 | 1.15 | 1.14 | 1.16 | 1.15 | 1.15 | 全国計 |
| | 0.08 | ▲ 0.07 | ▲ 0.45 | 0.01 | 0.00 | 0.05 | ▲ 0.01 | 0.01 | ▲ 0.01 | 0.00 | 0.04 | 0.02 | ▲ 0.01 | 0.02 | ▲ 0.01 | 0.00 | |

（注）１．下段は対前月（年度）差。２．年度計の数値は原数値、月別は季節調整値。３．新規学卒者を除き、パートタイムを含む。４．令和３年２月季節調整替。
５．令和３年９月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

## 近　畿　の　有　効　求　人　倍　率　の　推　移　（　就　業　地　別　）

（単位：倍,ﾎﾟｲﾝﾄ）

| 就業地 | 30年度 | 元年度 | ２年度 | ２年 １１月 | １２月 | ３年 １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 1.67 | 1.59 | 1.04 | 0.97 | 0.96 | 0.97 | 1.01 | 1.07 | 1.13 | 1.16 | 1.21 | 1.21 | 1.18 | 1.20 | 1.18 | 1.17 | 滋賀県 |
| | 0.07 | ▲ 0.08 | ▲ 0.55 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.01 | 0.04 | 0.06 | 0.06 | 0.03 | 0.05 | 0.00 | ▲ 0.03 | 0.02 | ▲ 0.02 | ▲ 0.01 | |
| 京都府 | 1.60 | 1.61 | 1.05 | 0.95 | 0.93 | 0.96 | 0.99 | 1.00 | 1.03 | 1.06 | 1.10 | 1.11 | 1.07 | 1.05 | 1.03 | 1.05 | 京都府 |
| | 0.06 | 0.01 | ▲ 0.56 | ▲ 0.03 | ▲ 0.02 | 0.03 | 0.03 | 0.01 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.01 | ▲ 0.04 | ▲ 0.02 | ▲ 0.02 | 0.02 | |
| 大阪府 | 1.53 | 1.49 | 0.99 | 0.93 | 0.92 | 0.97 | 0.96 | 0.95 | 0.91 | 0.90 | 0.96 | 0.94 | 0.92 | 0.93 | 0.94 | 0.95 | 大阪府 |
| | 0.12 | ▲ 0.04 | ▲ 0.50 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.05 | ▲ 0.01 | ▲ 0.01 | ▲ 0.04 | ▲ 0.01 | 0.06 | ▲ 0.02 | ▲ 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | |
| 兵庫県 | 1.56 | 1.48 | 1.03 | 0.97 | 0.96 | 1.02 | 1.01 | 0.99 | 1.01 | 1.03 | 1.06 | 1.06 | 1.02 | 1.01 | 1.00 | 1.00 | 兵庫県 |
| | 0.12 | ▲ 0.08 | ▲ 0.45 | 0.00 | ▲ 0.01 | 0.06 | ▲ 0.01 | ▲ 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.03 | 0.00 | ▲ 0.04 | ▲ 0.01 | ▲ 0.01 | 0.00 | |
| 奈良県 | 1.69 | 1.64 | 1.27 | 1.20 | 1.16 | 1.19 | 1.21 | 1.25 | 1.29 | 1.33 | 1.34 | 1.35 | 1.30 | 1.29 | 1.32 | 1.29 | 奈良県 |
| | 0.17 | ▲ 0.05 | ▲ 0.37 | 0.00 | ▲ 0.04 | 0.03 | 0.02 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.01 | 0.01 | ▲ 0.05 | ▲ 0.01 | 0.03 | ▲ 0.03 | |
| 和歌山県 | **1.46** | **1.49** | **1.07** | **0.99** | **0.98** | **1.06** | **1.05** | **1.12** | **1.12** | **1.13** | **1.17** | **1.17** | **1.15** | **1.17** | **1.17** | **1.18** | 和歌山県 |
| | **0.08** | **0.03** | **▲ 0.42** | **▲ 0.02** | **▲ 0.01** | **0.08** | **▲ 0.01** | **0.07** | **0.00** | **0.01** | **0.04** | **0.00** | **▲ 0.02** | **0.02** | **0.00** | **0.01** | |
| 近畿計 | 1.56 | 1.52 | 1.03 | 0.96 | 0.95 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.05 | 1.04 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.02 | 近畿計 |
| | 0.11 | ▲ 0.04 | ▲ 0.49 | ▲ 0.01 | ▲ 0.01 | 0.05 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.05 | ▲ 0.01 | ▲ 0.03 | 0.00 | 0.00 | 0.01 | |

（注）１．下段は対前月（年度）差。２．年度計の数値は原数値、月別は季節調整値。３．新規学卒者を除き、パートタイムを含む。４．令和３年２月季節調整替。
５．令和３年９月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

※　受理地別有効求人倍率は、求人を受理したハローワークベースで有効求人数を集計して算出したもので、公表値としての有効求人倍率は、昭和38年１月の集計開始以降、継続的にこの「受理地別」を用いています。

※　就業地別有効求人倍率は、全国のハローワークで受理した求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する県別に有効求人数を集計して算出したものであり、集計開始は平成17年２月です。求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

## 産業別新規求人数（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課

（単位：人）

| | 全数 | A,B.農,林,漁業 | C.鉱業,採石業,砂利採取業 | D.建設業 | E.製造業 | F.電気・ガス・熱供給・水道業 | G.情報通信業 | H.運輸業,郵便業 | I.卸売業,小売業 | J.金融業,保険業 | K.不動産業,物品賃貸業 | L.学術研究,専門・技術サービス業 | M.宿泊業,飲食サービス業 | N.生活関連サービス業,娯楽業 | O.教育,学習支援業 | P.医療,福祉 | Q.複合サービス事業 | R.サービス業 | S,T.公務・その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度計 | 73,792 | 2,565 | 44 | 4,259 | 7,612 | 47 | 756 | 3,623 | 11,576 | 392 | 1,022 | 932 | 6,289 | 2,541 | 5,127 | 18,075 | 1,115 | 6,236 | 1,581 |
| 29年度計 | 75,407 | 2,338 | 33 | 4,649 | 8,112 | 77 | 599 | 4,041 | 11,408 | 441 | 1,332 | 836 | 5,974 | 2,328 | 5,105 | 18,190 | 1,337 | 7,035 | 1,572 |
| 30年度計 | 76,379 | 2,267 | 34 | 4,929 | 8,686 | 79 | 575 | 3,967 | 10,928 | 397 | 1,423 | 1,009 | 5,658 | 2,518 | 5,219 | 18,656 | 1,284 | 7,015 | 1,735 |
| 元年度計 | 75,875 | 2,079 | 48 | 5,224 | 8,305 | 95 | 291 | 3,626 | 11,030 | 354 | 1,219 | 1,099 | 6,187 | 2,451 | 5,083 | 18,176 | 1,137 | 6,764 | 2,707 |
| ２年度計 | 65,392 | 2,087 | 56 | 5,389 | 6,424 | 60 | 249 | 3,089 | 8,142 | 360 | 737 | 941 | 4,761 | 1,956 | 4,421 | 18,206 | 994 | 5,818 | 1,702 |
| 元年11月 | 6,533 | 171 | 5 | 423 | 640 | 6 | 19 | 259 | 1,024 | 25 | 77 | 77 | 501 | 178 | 506 | 1,449 | 98 | 476 | 599 |
| 12月 | 5,830 | 99 | 1 | 420 | 587 | 12 | 26 | 253 | 779 | 20 | 91 | 82 | 369 | 172 | 311 | 1,497 | 99 | 452 | 560 |
| 2年 1月 | 6,272 | 97 | 4 | 425 | 642 | 6 | 9 | 301 | 797 | 29 | 68 | 82 | 523 | 208 | 391 | 1,606 | 54 | 609 | 421 |
| 2月 | 6,215 | 87 | 5 | 370 | 521 | 8 | 15 | 287 | 740 | 35 | 82 | 58 | 545 | 210 | 701 | 1,577 | 102 | 540 | 332 |
| 3月 | 5,570 | 149 | 2 | 402 | 587 | 4 | 22 | 244 | 870 | 23 | 99 | 88 | 314 | 181 | 340 | 1,526 | 81 | 433 | 205 |
| 4月 | 4,926 | 171 | 3 | 449 | 441 | 4 | 12 | 225 | 647 | 25 | 63 | 84 | 402 | 150 | 105 | 1,453 | 100 | 477 | 115 |
| 5月 | 4,660 | 115 | 7 | 387 | 433 | 6 | 13 | 236 | 684 | 34 | 42 | 53 | 213 | 101 | 432 | 1,289 | 120 | 391 | 104 |
| 6月 | 5,694 | 98 | 2 | 449 | 454 | 4 | 14 | 215 | 799 | 20 | 113 | 111 | 388 | 211 | 561 | 1,552 | 98 | 437 | 168 |
| 7月 | 5,134 | 116 | 3 | 416 | 504 | 5 | 32 | 264 | 576 | 23 | 58 | 95 | 492 | 196 | 113 | 1,467 | 61 | 596 | 117 |
| 8月 | 5,056 | 300 | 10 | 406 | 543 | 4 | 14 | 267 | 539 | 37 | 50 | 43 | 294 | 111 | 452 | 1,414 | 118 | 379 | 75 |
| 9月 | 5,755 | 302 | 0 | 447 | 479 | 2 | 31 | 208 | 765 | 28 | 67 | 85 | 407 | 202 | 512 | 1,550 | 104 | 510 | 56 |
| 10月 | 5,675 | 349 | 4 | 472 | 622 | 8 | 21 | 338 | 678 | 26 | 49 | 97 | 400 | 157 | 137 | 1,644 | 28 | 518 | 127 |
| 11月 | 5,516 | 240 | 12 | 483 | 530 | 2 | 13 | 298 | 623 | 32 | 53 | 46 | 447 | 134 | 468 | 1,413 | 116 | 451 | 155 |
| 12月 | 5,443 | 77 | 2 | 409 | 573 | 6 | 29 | 216 | 702 | 45 | 42 | 74 | 441 | 145 | 514 | 1,555 | 66 | 458 | 89 |
| 3年 1月 | 5,578 | 91 | 6 | 495 | 613 | 7 | 22 | 260 | 656 | 16 | 83 | 98 | 337 | 172 | 209 | 1,713 | 52 | 552 | 196 |
| 2月 | 5,781 | 77 | 7 | 453 | 574 | 5 | 21 | 254 | 708 | 31 | 55 | 76 | 373 | 196 | 493 | 1,541 | 74 | 499 | 344 |
| 3月 | 6,174 | 151 | 0 | 523 | 658 | 7 | 27 | 308 | 765 | 43 | 62 | 79 | 567 | 181 | 425 | 1,615 | 57 | 550 | 156 |
| 4月 | 5,558 | 275 | 4 | 521 | 611 | 6 | 19 | 236 | 641 | 20 | 76 | 68 | 339 | 162 | 379 | 1,547 | 56 | 469 | 129 |
| 5月 | 5,285 | 197 | 7 | 476 | 562 | 3 | 22 | 278 | 621 | 18 | 66 | 70 | 318 | 188 | 377 | 1,468 | 91 | 429 | 94 |
| 6月 | 5,991 | 107 | 2 | 415 | 655 | 3 | 53 | 286 | 654 | 23 | 45 | 77 | 614 | 170 | 415 | 1,741 | 51 | 582 | 98 |
| 7月 | 5,687 | 110 | 2 | 543 | 618 | 4 | 43 | 267 | 718 | 23 | 61 | 66 | 457 | 162 | 400 | 1,636 | 38 | 453 | 86 |
| 8月 | 5,756 | 310 | 7 | 475 | 636 | 6 | 23 | 322 | 611 | 35 | 60 | 62 | 394 | 220 | 398 | 1,560 | 70 | 490 | 77 |
| 9月 | 6,349 | 246 | 1 | 434 | 742 | 5 | 35 | 270 | 745 | 23 | 89 | 70 | 569 | 129 | 454 | 1,688 | 83 | 681 | 85 |
| 10月 | 6,493 | 295 | 3 | 627 | 666 | 9 | 60 | 376 | 733 | 23 | 67 | 66 | 510 | 234 | 413 | 1,764 | 97 | 473 | 77 |
| 11月 | 6,274 | 254 | 7 | 484 | 591 | 7 | 27 | 266 | 779 | 39 | 102 | 82 | 558 | 216 | 402 | 1,564 | 70 | 452 | 374 |

※平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

## 産業別新規求人の割合

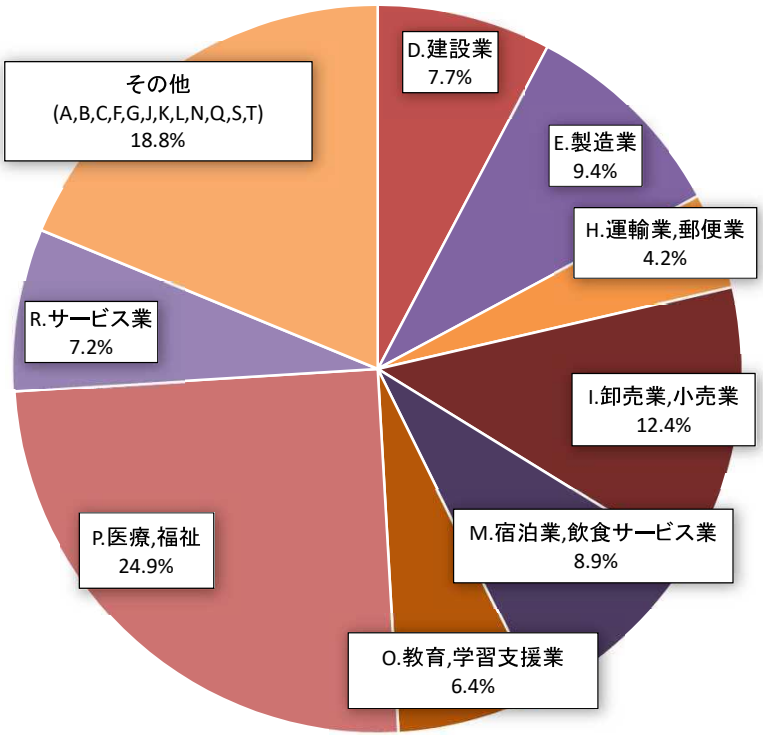


（単位：人）

| | |
|---|---|
| 11月新規求人 | 6,274 |
| D.建設業 | 484 |
| E.製造業 | 591 |
| H.運輸業,郵便業 | 266 |
| I.卸売業,小売業 | 779 |
| M.宿泊業,飲食サービス業 | 558 |
| O.教育,学習支援業 | 402 |
| P.医療,福祉 | 1,564 |
| R.サービス業 | 452 |
| その他<br>(A,B,C,F,G,J,K,L,N,Q,S,T) | 1,178 |

# 産業別新規求人数の前年同月比（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課

（単位：%）

| | 全数 | A,B.<br>農,林,漁業 | C.<br>鉱業,採石業,砂利採取業 | D.<br>建設業 | E.<br>製造業 | F.<br>電気・ガス・熱供給・水道業 | G.<br>情報通信業 | H.<br>運輸業,郵便業 | I.<br>卸売業,小売業 | J.<br>金融業,保険業 | K.<br>不動産業,物品賃貸業 | L.<br>学術研究,専門・技術サービス業 | M.<br>宿泊業,飲食サービス業 | N.<br>生活関連サービス業,娯楽業 | O.<br>教育,学習支援業 | P.<br>医療,福祉 | Q.<br>複合サービス事業 | R.<br>サービス業 | S,T.<br>公務・その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度計 | 2.7 | 12.1 | 57.1 | ▲ 5.6 | 1.2 | 11.9 | ▲ 17.0 | 9.0 | 7.7 | 5.9 | 1.1 | 2.2 | 2.7 | 2.9 | 11.0 | 4.1 | ▲ 24.5 | ▲ 1.2 | ▲ 11.7 |
| 29年度計 | 2.2 | ▲ 8.8 | ▲ 25.0 | 9.2 | 6.6 | 63.8 | ▲ 20.8 | 11.5 | ▲ 1.5 | 12.5 | 30.3 | ▲ 10.3 | ▲ 5.0 | ▲ 8.4 | ▲ 0.4 | 0.6 | 19.9 | 12.8 | ▲ 0.6 |
| 30年度計 | 1.3 | ▲ 3.0 | 3.0 | 6.0 | 7.1 | 2.6 | ▲ 4.0 | ▲ 1.8 | ▲ 4.2 | ▲ 10.0 | 6.8 | 20.7 | ▲ 5.3 | 8.2 | 2.2 | 2.6 | ▲ 4.0 | ▲ 0.3 | 10.4 |
| 元年度計 | ▲ 0.7 | ▲ 8.3 | 41.2 | 6.0 | ▲ 4.4 | 20.3 | ▲ 49.4 | ▲ 8.6 | 0.9 | ▲ 10.8 | ▲ 14.3 | 8.9 | 9.3 | ▲ 2.7 | ▲ 2.6 | ▲ 2.6 | ▲ 11.4 | ▲ 3.6 | 56.0 |
| ２年度計 | ▲ 13.8 | 0.4 | 16.7 | 3.2 | ▲ 22.6 | ▲ 36.8 | ▲ 14.4 | ▲ 14.8 | ▲ 26.2 | 1.7 | ▲ 39.5 | ▲ 14.4 | ▲ 23.0 | ▲ 20.2 | ▲ 13.0 | 0.2 | ▲ 12.6 | ▲ 14.0 | ▲ 37.1 |
| 元年11月 | ▲ 6.6 | ▲ 18.2 | ▲ 28.6 | ▲ 6.2 | ▲ 18.6 | ▲ 14.3 | ▲ 63.5 | ▲ 21.0 | ▲ 9.2 | ▲ 10.7 | ▲ 21.4 | 6.9 | ▲ 4.6 | ▲ 14.8 | ▲ 2.9 | ▲ 9.8 | 42.0 | ▲ 15.2 | 77.7 |
| 12月 | 10.8 | 5.3 | － | 28.8 | ▲ 9.7 | 300.0 | ▲ 54.4 | 12.4 | 3.0 | ▲ 41.2 | ▲ 8.1 | ▲ 4.7 | ▲ 8.7 | ▲ 15.3 | ▲ 1.0 | 4.8 | 65.0 | 8.4 | 428.3 |
| 2年 1月 | ▲ 6.7 | 10.2 | 33.3 | ▲ 17.0 | ▲ 13.9 | ▲ 60.0 | ▲ 85.9 | ▲ 23.4 | ▲ 13.3 | ▲ 32.6 | ▲ 46.9 | ▲ 30.5 | 1.9 | 15.6 | ▲ 24.4 | 1.9 | ▲ 11.5 | ▲ 9.5 | 140.6 |
| 2月 | ▲ 9.5 | ▲ 18.7 | ▲ 37.5 | ▲ 15.3 | ▲ 31.2 | 300.0 | ▲ 60.5 | ▲ 17.8 | ▲ 26.1 | 84.2 | ▲ 37.4 | 5.5 | 14.7 | ▲ 0.9 | 18.0 | ▲ 7.6 | 54.5 | ▲ 13.6 | 16.1 |
| 3月 | ▲ 11.8 | ▲ 10.2 | 0.0 | ▲ 6.7 | ▲ 32.3 | ▲ 42.9 | ▲ 15.4 | ▲ 3.2 | ▲ 0.3 | ▲ 36.1 | ▲ 7.5 | ▲ 2.2 | ▲ 43.3 | ▲ 24.6 | ▲ 13.9 | 4.1 | ▲ 1.2 | ▲ 18.0 | 4.6 |
| 4月 | ▲ 23.6 | ▲ 21.6 | 0.0 | 6.4 | ▲ 30.0 | ▲ 50.0 | ▲ 67.6 | ▲ 38.5 | ▲ 39.2 | ▲ 51.0 | ▲ 53.3 | ▲ 33.9 | ▲ 32.3 | ▲ 17.1 | ▲ 74.6 | 2.2 | ▲ 29.1 | ▲ 14.2 | 42.0 |
| 5月 | ▲ 29.0 | ▲ 44.7 | 0.0 | ▲ 16.4 | ▲ 48.4 | － | ▲ 53.6 | ▲ 9.2 | ▲ 27.0 | 385.7 | ▲ 49.4 | ▲ 31.2 | ▲ 56.5 | ▲ 65.2 | ▲ 18.2 | ▲ 17.8 | 1.7 | ▲ 29.3 | 0.0 |
| 6月 | ▲ 10.0 | ▲ 24.0 | 0.0 | 4.2 | ▲ 47.6 | ▲ 50.0 | ▲ 30.0 | ▲ 27.9 | ▲ 16.2 | ▲ 33.3 | 24.2 | 19.4 | ▲ 32.3 | 5.0 | 77.0 | 5.3 | 3.2 | ▲ 32.0 | 64.7 |
| 7月 | ▲ 19.6 | ▲ 29.3 | ▲ 57.1 | 0.2 | ▲ 22.1 | ▲ 50.0 | 6.7 | ▲ 20.2 | ▲ 40.6 | ▲ 48.9 | ▲ 60.0 | ▲ 30.1 | ▲ 26.6 | 3.2 | ▲ 70.2 | 0.3 | 17.3 | ▲ 7.7 | 30.0 |
| 8月 | ▲ 22.2 | 50.8 | 42.9 | ▲ 10.6 | ▲ 33.7 | 100.0 | ▲ 57.6 | ▲ 14.7 | ▲ 42.0 | 85.0 | ▲ 57.3 | ▲ 47.6 | ▲ 41.9 | ▲ 52.6 | ▲ 9.6 | ▲ 4.8 | 8.3 | ▲ 36.6 | ▲ 18.5 |
| 9月 | ▲ 8.5 | 23.3 | ▲ 100.0 | ▲ 12.9 | ▲ 34.9 | ▲ 88.9 | 14.8 | ▲ 39.5 | ▲ 21.1 | 21.7 | ▲ 43.7 | ▲ 6.6 | 6.5 | ▲ 1.5 | 62.0 | 2.1 | ▲ 15.4 | ▲ 14.3 | ▲ 15.2 |
| 10月 | ▲ 18.2 | 11.5 | 33.3 | ▲ 2.9 | ▲ 21.3 | ▲ 38.5 | ▲ 16.0 | ▲ 8.6 | ▲ 31.9 | ▲ 43.5 | ▲ 56.3 | ▲ 8.5 | ▲ 44.4 | ▲ 21.9 | ▲ 64.0 | 3.3 | ▲ 56.9 | ▲ 21.9 | 130.9 |
| 11月 | ▲ 15.6 | 40.4 | 140.0 | 14.2 | ▲ 17.2 | ▲ 66.7 | ▲ 31.6 | 15.1 | ▲ 39.2 | 28.0 | ▲ 31.2 | ▲ 40.3 | ▲ 10.8 | ▲ 24.7 | ▲ 7.5 | ▲ 2.5 | 18.4 | ▲ 5.3 | ▲ 74.1 |
| 12月 | ▲ 6.6 | ▲ 22.2 | 100.0 | ▲ 2.6 | ▲ 2.4 | ▲ 50.0 | 11.5 | ▲ 14.6 | ▲ 9.9 | 125.0 | ▲ 53.8 | ▲ 9.8 | 19.5 | ▲ 15.7 | 65.3 | 3.9 | ▲ 33.3 | 1.3 | ▲ 84.1 |
| 3年 1月 | ▲ 11.1 | ▲ 6.2 | 50.0 | 16.5 | ▲ 4.5 | 16.7 | 144.4 | ▲ 13.6 | ▲ 17.7 | ▲ 44.8 | 22.1 | 19.5 | ▲ 35.6 | ▲ 17.3 | ▲ 46.5 | 6.7 | ▲ 3.7 | ▲ 9.4 | ▲ 53.4 |
| 2月 | ▲ 7.0 | ▲ 11.5 | 40.0 | 22.4 | 10.2 | ▲ 37.5 | 40.0 | ▲ 11.5 | ▲ 4.3 | ▲ 11.4 | ▲ 32.9 | 31.0 | ▲ 31.6 | ▲ 6.7 | ▲ 29.7 | ▲ 2.3 | ▲ 27.5 | ▲ 7.6 | 3.6 |
| 3月 | 10.8 | 1.3 | ▲ 100.0 | 30.1 | 12.1 | 75.0 | 22.7 | 26.2 | ▲ 12.1 | 87.0 | ▲ 37.4 | ▲ 10.2 | 80.6 | 0.0 | 25.0 | 5.8 | ▲ 29.6 | 27.0 | ▲ 23.9 |
| 4月 | 12.8 | 60.8 | 33.3 | 16.0 | 38.5 | 50.0 | 58.3 | 4.9 | ▲ 0.9 | ▲ 20.0 | 20.6 | ▲ 19.0 | ▲ 15.7 | 8.0 | 261.0 | 6.5 | ▲ 44.0 | ▲ 1.7 | 12.2 |
| 5月 | 13.4 | 71.3 | 0.0 | 23.0 | 29.8 | ▲ 50.0 | 69.2 | 17.8 | ▲ 9.2 | ▲ 47.1 | 57.1 | 32.1 | 49.3 | 86.1 | ▲ 12.7 | 13.9 | ▲ 24.2 | 9.7 | ▲ 9.6 |
| 6月 | 5.2 | 9.2 | 0.0 | ▲ 7.6 | 44.3 | ▲ 25.0 | 278.6 | 33.0 | ▲ 18.1 | 15.0 | ▲ 60.2 | ▲ 30.6 | 58.2 | ▲ 19.4 | ▲ 26.0 | 12.2 | ▲ 48.0 | 33.2 | ▲ 41.7 |
| 7月 | 10.8 | ▲ 5.2 | ▲ 33.3 | 30.5 | 22.6 | ▲ 20.0 | 34.4 | 1.1 | 24.7 | 0.0 | 5.2 | ▲ 30.5 | ▲ 7.1 | ▲ 17.3 | 254.0 | 11.5 | ▲ 37.7 | ▲ 24.0 | ▲ 26.5 |
| 8月 | 13.8 | 3.3 | ▲ 30.0 | 17.0 | 17.1 | 50.0 | 64.3 | 20.6 | 13.4 | ▲ 5.4 | 20.0 | 44.2 | 34.0 | 98.2 | ▲ 11.9 | 10.3 | ▲ 40.7 | 29.3 | 2.7 |
| 9月 | 10.3 | ▲ 18.5 | － | ▲ 2.9 | 54.9 | 150.0 | 12.9 | 29.8 | ▲ 2.6 | ▲ 17.9 | 32.8 | ▲ 17.6 | 39.8 | ▲ 36.1 | ▲ 11.3 | 8.9 | ▲ 20.2 | 33.5 | 51.8 |
| 10月 | 14.4 | ▲ 15.5 | ▲ 25.0 | 32.8 | 7.1 | 12.5 | 185.7 | 11.2 | 8.1 | ▲ 11.5 | 36.7 | ▲ 32.0 | 27.5 | 49.0 | 201.5 | 7.3 | 246.4 | ▲ 8.7 | ▲ 39.4 |
| 11月 | 13.7 | 5.8 | ▲ 41.7 | 0.2 | 11.5 | 250.0 | 107.7 | ▲ 10.7 | 25.0 | 21.9 | 92.5 | 78.3 | 24.8 | 61.2 | ▲ 14.1 | 10.7 | ▲ 39.7 | 0.2 | 141.3 |

※平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

産業別新規求人数の前年同月比（原数値・新規学卒を除く）

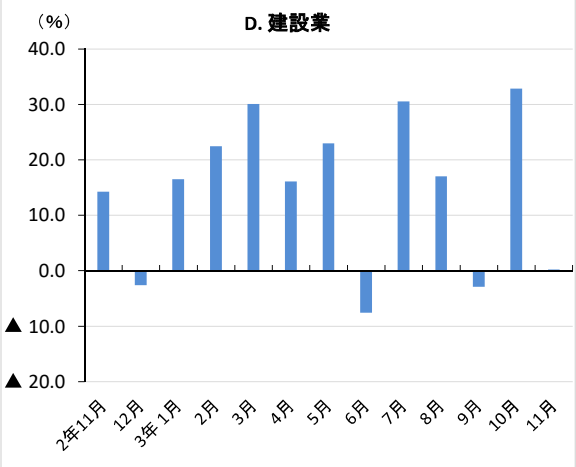


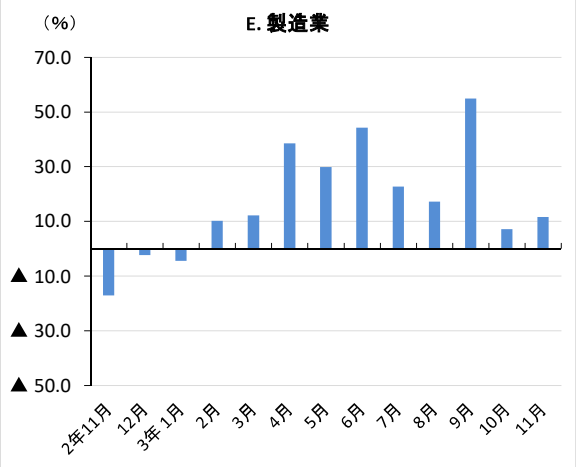


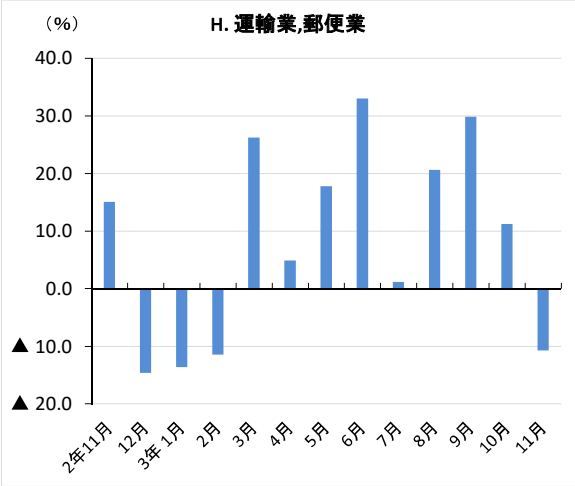


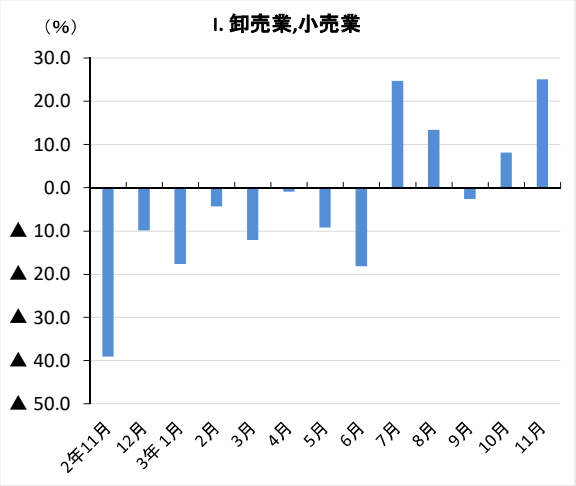


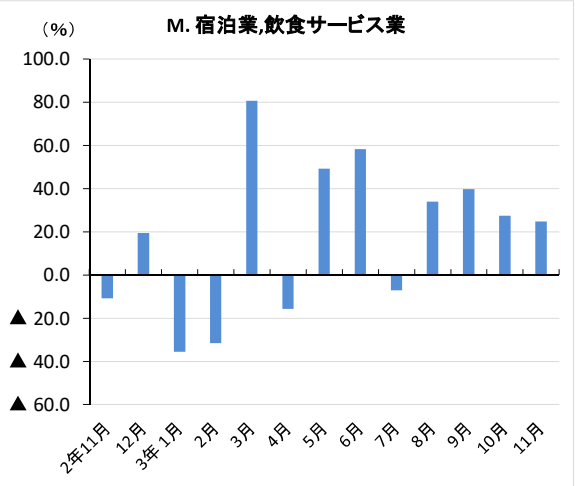


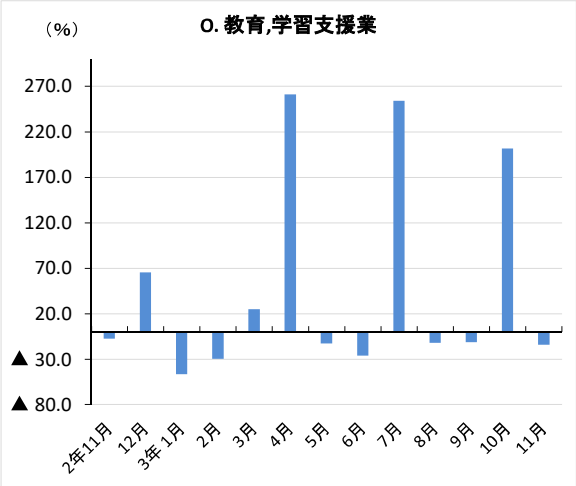


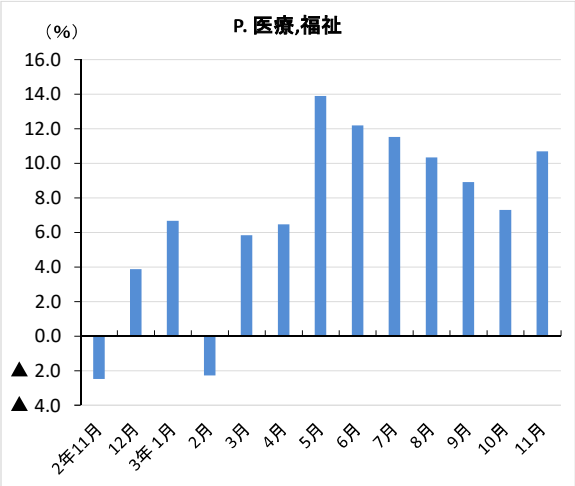


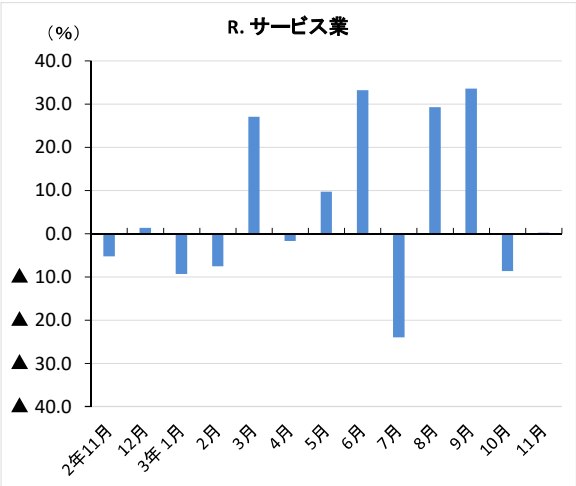

# 産業別新規求人数の前年同月差（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課

（単位：人）

| | 全数 | A,B.農,林,漁業 | C.鉱業,採石業,砂利採取業 | D.建設業 | E.製造業 | F.電気・ガス・熱供給・水道業 | G.情報通信業 | H.運輸業,郵便業 | I.卸売業,小売業 | J.金融業,保険業 | K.不動産業,物品賃貸業 | L.学術研究,専門・技術サービス業 | M.宿泊業,飲食サービス業 | N.生活関連サービス業,娯楽業 | O.教育,学習支援業 | P.医療,福祉 | Q.複合サービス事業 | R.サービス業 | S,T.公務・その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度計 | 1,969 | 276 | 16 | ▲ 254 | 88 | 5 | ▲ 155 | 298 | 825 | 22 | 11 | 20 | 166 | 72 | 509 | 715 | ▲ 362 | ▲ 74 | ▲ 209 |
| 29年度計 | 1,615 | ▲ 227 | ▲ 11 | 390 | 500 | 30 | ▲ 157 | 418 | ▲ 168 | 49 | 310 | ▲ 96 | ▲ 315 | ▲ 213 | ▲ 22 | 115 | 222 | 799 | ▲ 9 |
| 30年度計 | 972 | ▲ 71 | 1 | 280 | 574 | 2 | ▲ 24 | ▲ 74 | ▲ 480 | ▲ 44 | 91 | 173 | ▲ 316 | 190 | 114 | 466 | ▲ 53 | ▲ 20 | 163 |
| 元年度計 | ▲ 504 | ▲ 188 | 14 | 295 | ▲ 381 | 16 | ▲ 284 | ▲ 341 | 102 | ▲ 43 | ▲ 204 | 90 | 529 | ▲ 67 | ▲ 136 | ▲ 480 | ▲ 147 | ▲ 251 | 972 |
| ２年度計 | ▲ 10,483 | 8 | 8 | 165 | ▲ 1,881 | ▲ 35 | ▲ 42 | ▲ 537 | ▲ 2,888 | 6 | ▲ 482 | ▲ 158 | ▲ 1,426 | ▲ 495 | ▲ 662 | 30 | ▲ 143 | ▲ 946 | ▲ 1,005 |
| 元年11月 | ▲ 461 | ▲ 38 | ▲ 2 | ▲ 28 | ▲ 146 | ▲ 1 | ▲ 33 | ▲ 69 | ▲ 104 | ▲ 3 | ▲ 21 | 5 | ▲ 24 | ▲ 31 | ▲ 15 | ▲ 157 | 29 | ▲ 85 | 262 |
| 12月 | 568 | 5 | 1 | 94 | ▲ 63 | 9 | ▲ 31 | 28 | 23 | ▲ 14 | ▲ 8 | ▲ 4 | ▲ 35 | ▲ 31 | ▲ 3 | 69 | 39 | 35 | 454 |
| 2年 1月 | ▲ 452 | 9 | 1 | ▲ 87 | ▲ 104 | ▲ 9 | ▲ 55 | ▲ 92 | ▲ 122 | ▲ 14 | ▲ 60 | ▲ 36 | 10 | 28 | ▲ 126 | 30 | ▲ 7 | ▲ 64 | 246 |
| 2月 | ▲ 653 | ▲ 20 | ▲ 3 | ▲ 67 | ▲ 236 | 6 | ▲ 23 | ▲ 62 | ▲ 261 | 16 | ▲ 49 | 3 | 70 | ▲ 2 | 107 | ▲ 129 | 36 | ▲ 85 | 46 |
| 3月 | ▲ 748 | ▲ 17 | 0 | ▲ 29 | ▲ 280 | ▲ 3 | ▲ 4 | ▲ 8 | ▲ 3 | ▲ 13 | ▲ 8 | ▲ 2 | ▲ 240 | ▲ 59 | ▲ 55 | 60 | ▲ 1 | ▲ 95 | 9 |
| 4月 | ▲ 1,523 | ▲ 47 | 0 | 27 | ▲ 189 | ▲ 4 | ▲ 25 | ▲ 141 | ▲ 417 | ▲ 26 | ▲ 72 | ▲ 43 | ▲ 192 | ▲ 31 | ▲ 308 | 31 | ▲ 41 | ▲ 79 | 34 |
| 5月 | ▲ 1,900 | ▲ 93 | 0 | ▲ 76 | ▲ 406 | 6 | ▲ 15 | ▲ 24 | ▲ 253 | 27 | ▲ 41 | ▲ 24 | ▲ 277 | ▲ 189 | ▲ 96 | ▲ 279 | 2 | ▲ 162 | 0 |
| 6月 | ▲ 634 | ▲ 31 | 0 | 18 | ▲ 413 | ▲ 4 | ▲ 6 | ▲ 83 | ▲ 155 | ▲ 10 | 22 | 18 | ▲ 185 | 10 | 244 | 78 | 3 | ▲ 206 | 66 |
| 7月 | ▲ 1,255 | ▲ 48 | ▲ 4 | 1 | ▲ 143 | ▲ 5 | 2 | ▲ 67 | ▲ 394 | ▲ 22 | ▲ 87 | ▲ 41 | ▲ 178 | 6 | ▲ 266 | 5 | 9 | ▲ 50 | 27 |
| 8月 | ▲ 1,444 | 101 | 3 | ▲ 48 | ▲ 276 | 2 | ▲ 19 | ▲ 46 | ▲ 390 | 17 | ▲ 67 | ▲ 39 | ▲ 212 | ▲ 123 | ▲ 48 | ▲ 72 | 9 | ▲ 219 | ▲ 17 |
| 9月 | ▲ 538 | 57 | ▲ 2 | ▲ 66 | ▲ 257 | ▲ 16 | 4 | ▲ 136 | ▲ 205 | 5 | ▲ 52 | ▲ 6 | 25 | ▲ 3 | 196 | 32 | ▲ 19 | ▲ 85 | ▲ 10 |
| 10月 | ▲ 1,261 | 36 | 1 | ▲ 14 | ▲ 168 | ▲ 5 | ▲ 4 | ▲ 32 | ▲ 318 | ▲ 20 | ▲ 63 | ▲ 9 | ▲ 320 | ▲ 44 | ▲ 244 | 53 | ▲ 37 | ▲ 145 | 72 |
| 11月 | ▲ 1,017 | 69 | 7 | 60 | ▲ 110 | ▲ 4 | ▲ 6 | 39 | ▲ 401 | 7 | ▲ 24 | ▲ 31 | ▲ 54 | ▲ 44 | ▲ 38 | ▲ 36 | 18 | ▲ 25 | ▲ 444 |
| 12月 | ▲ 387 | ▲ 22 | 1 | ▲ 11 | ▲ 14 | ▲ 6 | 3 | ▲ 37 | ▲ 77 | 25 | ▲ 49 | ▲ 8 | 72 | ▲ 27 | 203 | 58 | ▲ 33 | 6 | ▲ 471 |
| 3年 1月 | ▲ 694 | ▲ 6 | 2 | 70 | ▲ 29 | 1 | 13 | ▲ 41 | ▲ 141 | ▲ 13 | 15 | 16 | ▲ 186 | ▲ 36 | ▲ 182 | 107 | ▲ 2 | ▲ 57 | ▲ 225 |
| 2月 | ▲ 434 | ▲ 10 | 2 | 83 | 53 | ▲ 3 | 6 | ▲ 33 | ▲ 32 | ▲ 4 | ▲ 27 | 18 | ▲ 172 | ▲ 14 | ▲ 208 | ▲ 36 | ▲ 28 | ▲ 41 | 12 |
| 3月 | 604 | 2 | ▲ 2 | 121 | 71 | 3 | 5 | 64 | ▲ 105 | 20 | ▲ 37 | ▲ 9 | 253 | 0 | 85 | 89 | ▲ 24 | 117 | ▲ 49 |
| 4月 | 632 | 104 | 1 | 72 | 170 | 2 | 7 | 11 | ▲ 6 | ▲ 5 | 13 | ▲ 16 | ▲ 63 | 12 | 274 | 94 | ▲ 44 | ▲ 8 | 14 |
| 5月 | 625 | 82 | 0 | 89 | 129 | ▲ 3 | 9 | 42 | ▲ 63 | ▲ 16 | 24 | 17 | 105 | 87 | ▲ 55 | 179 | ▲ 29 | 38 | ▲ 10 |
| 6月 | 297 | 9 | 0 | ▲ 34 | 201 | ▲ 1 | 39 | 71 | ▲ 145 | 3 | ▲ 68 | ▲ 34 | 226 | ▲ 41 | ▲ 146 | 189 | ▲ 47 | 145 | ▲ 70 |
| 7月 | 553 | ▲ 6 | ▲ 1 | 127 | 114 | ▲ 1 | 11 | 3 | 142 | 0 | 3 | ▲ 29 | ▲ 35 | ▲ 34 | 287 | 169 | ▲ 23 | ▲ 143 | ▲ 31 |
| 8月 | 700 | 10 | ▲ 3 | 69 | 93 | 2 | 9 | 55 | 72 | ▲ 2 | 10 | 19 | 100 | 109 | ▲ 54 | 146 | ▲ 48 | 111 | 2 |
| 9月 | 594 | ▲ 56 | 1 | ▲ 13 | 263 | 3 | 4 | 62 | ▲ 20 | ▲ 5 | 22 | ▲ 15 | 162 | ▲ 73 | ▲ 58 | 138 | ▲ 21 | 171 | 29 |
| 10月 | 818 | ▲ 54 | ▲ 1 | 155 | 44 | 1 | 39 | 38 | 55 | ▲ 3 | 18 | ▲ 31 | 110 | 77 | 276 | 120 | 69 | ▲ 45 | ▲ 50 |
| 11月 | 758 | 14 | ▲ 5 | 1 | 61 | 5 | 14 | ▲ 32 | 156 | 7 | 49 | 36 | 111 | 82 | ▲ 66 | 151 | ▲ 46 | 1 | 219 |

※平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

# 態様別常用新規求職者の動向

和歌山労働局職業安定課

（単位：人）

| 項目 / 年月 | 求職者計 | | | 在職者 | | | 離職者 | | | | | | | | | 無業者 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 事業主都合 | | | 自己都合 | | | | | |
| | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム |
| 平成２８年度 | 40,010 | 26,311 | 13,699 | 10,537 | 7,943 | 2,594 | 24,856 | 16,182 | 8,674 | 5,623 | 3,722 | 1,901 | 17,744 | 11,656 | 6,088 | 4,617 | 2,186 | 2,431 |
| 平成２９年度 | 38,428 | 24,792 | 13,636 | 10,362 | 7,786 | 2,576 | 23,988 | 15,236 | 8,752 | 4,989 | 3,137 | 1,852 | 17,505 | 11,314 | 6,191 | 4,078 | 1,770 | 2,308 |
| 平成３０年度 | 36,732 | 22,748 | 13,984 | 9,995 | 7,268 | 2,727 | 22,945 | 13,860 | 9,085 | 4,569 | 2,678 | 1,891 | 16,897 | 10,481 | 6,416 | 3,792 | 1,620 | 2,172 |
| 令和 元 年度 | 36,578 | 22,500 | 14,078 | 9,552 | 6,904 | 2,648 | 23,537 | 14,143 | 9,394 | 5,231 | 3,068 | 2,163 | 16,748 | 10,325 | 6,423 | 3,489 | 1,453 | 2,036 |
| 令和 ２ 年度 | 36,437 | 22,253 | 14,184 | 9,032 | 6,492 | 2,540 | 23,908 | 14,224 | 9,684 | 5,987 | 3,453 | 2,534 | 16,511 | 10,099 | 6,412 | 3,497 | 1,537 | 1,960 |
| 元年１１月 | 2,589 | 1,630 | 959 | 672 | 506 | 166 | 1,621 | 993 | 628 | 322 | 199 | 123 | 1,215 | 752 | 463 | 296 | 131 | 165 |
| １２月 | 2,140 | 1,351 | 789 | 655 | 478 | 177 | 1,334 | 803 | 531 | 306 | 180 | 126 | 942 | 582 | 360 | 151 | 70 | 81 |
| ２年　１月 | 3,834 | 2,297 | 1,537 | 1,012 | 716 | 296 | 2,480 | 1,448 | 1,032 | 574 | 321 | 253 | 1,779 | 1,068 | 711 | 342 | 133 | 209 |
| ２月 | 2,929 | 1,826 | 1,103 | 964 | 705 | 259 | 1,685 | 1,013 | 672 | 317 | 182 | 135 | 1,248 | 771 | 477 | 280 | 108 | 172 |
| ３月 | 3,258 | 2,044 | 1,214 | 993 | 683 | 310 | 1,943 | 1,211 | 732 | 433 | 266 | 167 | 1,405 | 892 | 513 | 322 | 150 | 172 |
| ４月 | 3,930 | 2,286 | 1,644 | 689 | 470 | 219 | 2,949 | 1,667 | 1,282 | 881 | 450 | 431 | 1,810 | 1,103 | 707 | 292 | 149 | 143 |
| ５月 | 2,927 | 1,795 | 1,132 | 621 | 432 | 189 | 2,084 | 1,253 | 831 | 593 | 356 | 237 | 1,384 | 851 | 533 | 222 | 110 | 112 |
| ６月 | 3,255 | 1,923 | 1,332 | 709 | 512 | 197 | 2,210 | 1,288 | 922 | 596 | 329 | 267 | 1,503 | 905 | 598 | 336 | 123 | 213 |
| ７月 | 3,032 | 1,953 | 1,079 | 746 | 570 | 176 | 2,012 | 1,254 | 758 | 528 | 318 | 210 | 1,381 | 883 | 498 | 274 | 129 | 145 |
| ８月 | 2,717 | 1,721 | 996 | 712 | 519 | 193 | 1,734 | 1,076 | 658 | 350 | 214 | 136 | 1,296 | 815 | 481 | 271 | 126 | 145 |
| ９月 | 2,963 | 1,829 | 1,134 | 746 | 550 | 196 | 1,902 | 1,161 | 741 | 422 | 255 | 167 | 1,368 | 851 | 517 | 315 | 118 | 197 |
| １０月 | 3,197 | 1,896 | 1,301 | 734 | 522 | 212 | 2,138 | 1,240 | 898 | 562 | 305 | 257 | 1,444 | 875 | 569 | 325 | 134 | 191 |
| １１月 | 2,384 | 1,477 | 907 | 632 | 474 | 158 | 1,525 | 903 | 622 | 322 | 185 | 137 | 1,115 | 675 | 440 | 227 | 100 | 127 |
| １２月 | 2,304 | 1,472 | 832 | 573 | 426 | 147 | 1,531 | 949 | 582 | 386 | 262 | 124 | 1,067 | 641 | 426 | 200 | 97 | 103 |
| ３年　１月 | 3,126 | 1,912 | 1,214 | 825 | 600 | 225 | 2,028 | 1,197 | 831 | 480 | 276 | 204 | 1,435 | 863 | 572 | 273 | 115 | 158 |
| ２月 | 3,095 | 1,908 | 1,187 | 1,062 | 753 | 309 | 1,729 | 1,042 | 687 | 406 | 251 | 155 | 1,207 | 743 | 464 | 304 | 113 | 191 |
| ３月 | 3,507 | 2,081 | 1,426 | 983 | 664 | 319 | 2,066 | 1,194 | 872 | 461 | 252 | 209 | 1,501 | 894 | 607 | 458 | 223 | 235 |
| ４月 | 4,131 | 2,287 | 1,844 | 715 | 512 | 203 | 3,026 | 1,611 | 1,415 | 888 | 448 | 440 | 1,784 | 1,025 | 759 | 390 | 164 | 226 |
| ５月 | 2,890 | 1,681 | 1,209 | 648 | 446 | 202 | 1,978 | 1,137 | 841 | 463 | 259 | 204 | 1,404 | 834 | 570 | 264 | 98 | 166 |
| ６月 | 3,005 | 1,747 | 1,258 | 776 | 535 | 241 | 1,902 | 1,085 | 817 | 400 | 227 | 173 | 1,392 | 801 | 591 | 327 | 127 | 200 |
| ７月 | 2,971 | 1,827 | 1,144 | 783 | 521 | 262 | 1,884 | 1,150 | 734 | 405 | 257 | 148 | 1,330 | 833 | 497 | 304 | 156 | 148 |
| ８月 | 2,916 | 1,794 | 1,122 | 857 | 604 | 253 | 1,785 | 1,070 | 715 | 287 | 165 | 122 | 1,387 | 861 | 526 | 274 | 120 | 154 |
| ９月 | 3,124 | 1,924 | 1,200 | 817 | 583 | 234 | 2,009 | 1,202 | 807 | 341 | 217 | 124 | 1,547 | 936 | 611 | 298 | 139 | 159 |
| １０月 | 3,099 | 1,882 | 1,217 | 776 | 537 | 239 | 1,987 | 1,203 | 784 | 386 | 220 | 166 | 1,456 | 914 | 542 | 336 | 142 | 194 |
| １１月 | 2,845 | 1,680 | 1,165 | 761 | 517 | 244 | 1,761 | 1,039 | 722 | 334 | 197 | 137 | 1,313 | 794 | 519 | 323 | 124 | 199 |

（注）１．新規学卒を除く。
　　２．令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 態様別新規求職者の推移（常用・原数値）

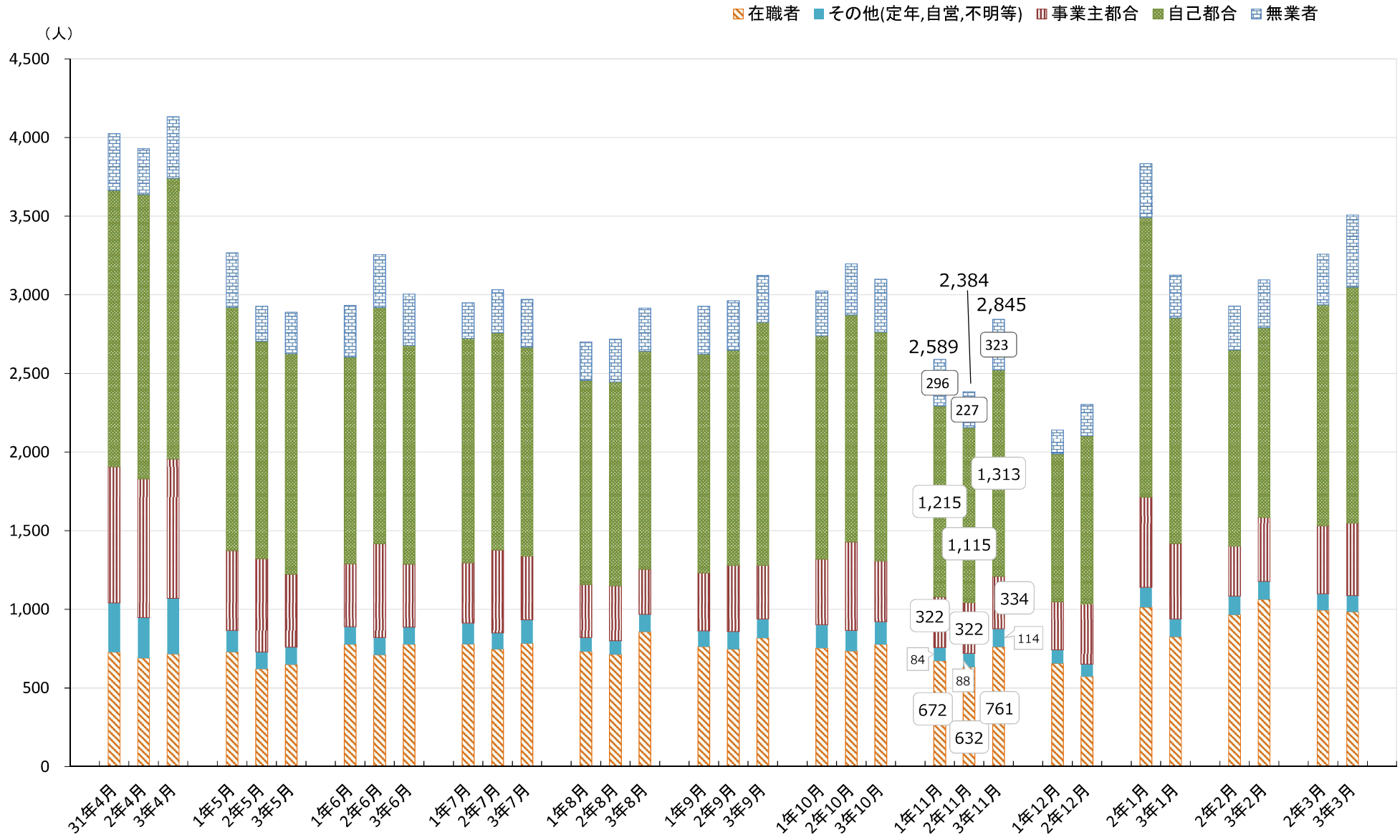


※令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 態様別常用新規求職者の動向（前年同月比）

和歌山労働局職業安定課

（単位：%）

| 項目 / 年月 | 求職者計 | | | 在職者 | | | 離職者 | | | | | | | | | 無業者 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 事業主都合 | | | 自己都合 | | | | | |
| | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム | 常用計 | 常用的フルタイム | 常用的パートタイム |
| 平成２８年度 | ▲ 5.6 | ▲ 7.9 | ▲ 1.0 | ▲ 5.9 | ▲ 9.1 | 5.3 | ▲ 5.0 | ▲ 7.2 | ▲ 0.6 | ▲ 8.2 | ▲ 10.3 | ▲ 3.6 | ▲ 4.6 | ▲ 7.1 | 0.7 | ▲ 8.4 | ▲ 8.7 | ▲ 8.2 |
| 平成２９年度 | ▲ 4.0 | ▲ 5.8 | ▲ 0.5 | ▲ 1.7 | ▲ 2.0 | ▲ 0.7 | ▲ 3.5 | ▲ 5.8 | 0.9 | ▲ 11.3 | ▲ 15.7 | ▲ 2.6 | ▲ 1.3 | ▲ 2.9 | 1.7 | ▲ 11.7 | ▲ 19.0 | ▲ 5.1 |
| 平成３０年度 | ▲ 4.4 | ▲ 8.2 | 2.6 | ▲ 3.5 | ▲ 6.7 | 5.9 | ▲ 4.3 | ▲ 9.0 | 3.8 | ▲ 8.4 | ▲ 14.6 | 2.1 | ▲ 3.5 | ▲ 7.4 | 3.6 | ▲ 7.0 | ▲ 8.5 | ▲ 5.9 |
| 令和 元 年度 | ▲ 0.4 | ▲ 1.1 | 0.7 | ▲ 4.4 | ▲ 5.0 | ▲ 2.9 | 2.6 | 2.0 | 3.4 | 14.5 | 14.6 | 14.4 | ▲ 0.9 | ▲ 1.5 | 0.1 | ▲ 8.0 | ▲ 10.3 | ▲ 6.3 |
| 令和 ２ 年度 | ▲ 0.4 | ▲ 1.1 | 0.8 | ▲ 5.4 | ▲ 6.0 | ▲ 4.1 | 1.6 | 0.6 | 3.1 | 14.5 | 12.5 | 17.2 | ▲ 1.4 | ▲ 2.2 | ▲ 0.2 | 0.2 | 5.8 | ▲ 3.7 |
| 元年１１月 | ▲ 4.6 | ▲ 7.9 | 1.5 | ▲ 18.8 | ▲ 17.7 | ▲ 22.1 | 1.3 | ▲ 4.1 | 11.2 | 8.1 | 7.0 | 9.8 | 1.0 | ▲ 6.5 | 16.0 | 3.5 | 10.1 | ▲ 1.2 |
| １２月 | 1.3 | ▲ 1.8 | 7.1 | 2.7 | 1.9 | 4.7 | 3.3 | ▲ 0.6 | 9.9 | 26.4 | 21.6 | 34.0 | ▲ 2.7 | ▲ 5.5 | 2.3 | ▲ 17.9 | ▲ 29.3 | ▲ 4.7 |
| １月 | 17.0 | 11.8 | 25.6 | 9.3 | 4.2 | 23.8 | 23.0 | 17.8 | 31.0 | 59.9 | 42.0 | 90.2 | 15.9 | 14.5 | 18.1 | 2.1 | ▲ 3.6 | 6.1 |
| ２月 | ▲ 7.1 | ▲ 7.3 | ▲ 6.8 | ▲ 11.6 | ▲ 12.4 | ▲ 9.4 | ▲ 3.3 | ▲ 1.1 | ▲ 6.4 | ▲ 3.1 | ▲ 10.8 | 9.8 | ▲ 5.0 | 0.0 | ▲ 12.0 | ▲ 12.5 | ▲ 22.9 | ▲ 4.4 |
| ３月 | 6.6 | 8.9 | 3.1 | 2.2 | 2.1 | 2.3 | 11.3 | 15.1 | 5.5 | 26.6 | 26.7 | 26.5 | 7.7 | 12.2 | 0.8 | ▲ 4.5 | ▲ 3.8 | ▲ 5.0 |
| ４月 | ▲ 2.4 | ▲ 3.0 | ▲ 1.4 | ▲ 5.2 | ▲ 11.2 | 10.6 | 0.4 | 0.0 | 0.9 | 1.8 | ▲ 1.7 | 5.9 | 3.0 | 3.8 | 1.7 | ▲ 19.1 | ▲ 7.5 | ▲ 28.5 |
| ５月 | ▲ 10.4 | ▲ 11.0 | ▲ 9.5 | ▲ 14.8 | ▲ 19.6 | ▲ 1.6 | ▲ 4.9 | ▲ 6.0 | ▲ 3.3 | 16.7 | 12.3 | 24.1 | ▲ 10.6 | ▲ 10.1 | ▲ 11.3 | ▲ 35.8 | ▲ 24.7 | ▲ 44.0 |
| ６月 | 11.0 | 9.0 | 14.0 | ▲ 8.6 | ▲ 7.2 | ▲ 12.1 | 20.9 | 20.0 | 22.1 | 48.6 | 39.4 | 61.8 | 14.4 | 16.2 | 11.8 | 2.1 | ▲ 12.1 | 12.7 |
| ７月 | 2.8 | 3.3 | 1.8 | ▲ 4.1 | ▲ 2.4 | ▲ 9.3 | 3.4 | 4.2 | 2.2 | 37.9 | 43.2 | 30.4 | ▲ 3.4 | ▲ 3.4 | ▲ 3.3 | 21.2 | 26.5 | 16.9 |
| ８月 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | ▲ 2.6 | ▲ 2.4 | ▲ 3.0 | 0.6 | ▲ 0.9 | 3.1 | 3.9 | ▲ 4.5 | 20.4 | ▲ 0.2 | ▲ 0.2 | 0.0 | 10.6 | 38.5 | ▲ 5.8 |
| ９月 | 1.2 | 2.9 | ▲ 1.5 | ▲ 2.1 | 1.1 | ▲ 10.1 | 2.2 | 2.7 | 1.5 | 14.7 | 12.3 | 18.4 | ▲ 1.7 | ▲ 1.2 | ▲ 2.6 | 3.3 | 15.7 | ▲ 3.0 |
| １０月 | 5.7 | 3.2 | 9.6 | ▲ 2.5 | ▲ 3.0 | ▲ 1.4 | 7.7 | 5.0 | 11.6 | 34.8 | 29.2 | 42.0 | 1.7 | ▲ 0.5 | 5.2 | 13.6 | 12.6 | 14.4 |
| １１月 | ▲ 7.9 | ▲ 9.4 | ▲ 5.4 | ▲ 6.0 | ▲ 6.3 | ▲ 4.8 | ▲ 5.9 | ▲ 9.1 | ▲ 1.0 | 0.0 | ▲ 7.0 | 11.4 | ▲ 8.2 | ▲ 10.2 | ▲ 5.0 | ▲ 23.3 | ▲ 23.7 | ▲ 23.0 |
| １２月 | 7.7 | 9.0 | 5.4 | ▲ 12.5 | ▲ 10.9 | ▲ 16.9 | 14.8 | 18.2 | 9.6 | 26.1 | 45.6 | ▲ 1.6 | 13.3 | 10.1 | 18.3 | 32.5 | 38.6 | 27.2 |
| ３年　１月 | ▲ 18.5 | ▲ 16.8 | ▲ 21.0 | ▲ 18.5 | ▲ 16.2 | ▲ 24.0 | ▲ 18.2 | ▲ 17.3 | ▲ 19.5 | ▲ 16.4 | ▲ 14.0 | ▲ 19.4 | ▲ 19.3 | ▲ 19.2 | ▲ 19.5 | ▲ 20.2 | ▲ 13.5 | ▲ 24.4 |
| ２月 | 5.7 | 4.5 | 7.6 | 10.2 | 6.8 | 19.3 | 2.6 | 2.9 | 2.2 | 28.1 | 37.9 | 14.8 | ▲ 3.3 | ▲ 3.6 | ▲ 2.7 | 8.6 | 4.6 | 11.0 |
| ３月 | 7.6 | 1.8 | 17.5 | ▲ 1.0 | ▲ 2.8 | 2.9 | 6.3 | ▲ 1.4 | 19.1 | 6.5 | ▲ 5.3 | 25.1 | 6.8 | 0.2 | 18.3 | 42.2 | 48.7 | 36.6 |
| ４月 | 5.1 | 0.0 | 12.2 | 3.8 | 8.9 | ▲ 7.3 | 2.6 | ▲ 3.4 | 10.4 | 0.8 | ▲ 0.4 | 2.1 | ▲ 1.4 | ▲ 7.1 | 7.4 | 33.6 | 10.1 | 58.0 |
| ５月 | ▲ 1.3 | ▲ 6.4 | 6.8 | 4.3 | 3.2 | 6.9 | ▲ 5.1 | ▲ 9.3 | 1.2 | ▲ 21.9 | ▲ 27.2 | ▲ 13.9 | 1.4 | ▲ 2.0 | 6.9 | 18.9 | ▲ 10.9 | 48.2 |
| ６月 | ▲ 7.7 | ▲ 9.2 | ▲ 5.6 | 9.4 | 4.5 | 22.3 | ▲ 13.9 | ▲ 15.8 | ▲ 11.4 | ▲ 32.9 | ▲ 31.0 | ▲ 35.2 | ▲ 7.4 | ▲ 11.5 | ▲ 1.2 | ▲ 2.7 | 3.3 | ▲ 6.1 |
| ７月 | ▲ 2.0 | ▲ 6.5 | 6.0 | 5.0 | ▲ 8.6 | 48.9 | ▲ 6.4 | ▲ 8.3 | ▲ 3.2 | ▲ 23.3 | ▲ 19.2 | ▲ 29.5 | ▲ 3.7 | ▲ 5.7 | ▲ 0.2 | 10.9 | 20.9 | 2.1 |
| ８月 | 7.3 | 4.2 | 12.7 | 20.4 | 16.4 | 31.1 | 2.9 | ▲ 0.6 | 8.7 | ▲ 18.0 | ▲ 22.9 | ▲ 10.3 | 7.0 | 5.6 | 9.4 | 1.1 | ▲ 4.8 | 6.2 |
| ９月 | 5.4 | 5.2 | 5.8 | 9.5 | 6.0 | 19.4 | 5.6 | 3.5 | 8.9 | ▲ 19.2 | ▲ 14.9 | ▲ 25.7 | 13.1 | 10.0 | 18.2 | ▲ 5.4 | 17.8 | ▲ 19.3 |
| １０月 | ▲ 3.1 | ▲ 0.7 | ▲ 6.5 | 5.7 | 2.9 | 12.7 | ▲ 7.1 | ▲ 3.0 | ▲ 12.7 | ▲ 31.3 | ▲ 27.9 | ▲ 35.4 | 0.8 | 4.5 | ▲ 4.7 | 3.4 | 6.0 | 1.6 |
| １１月 | 19.3 | 13.7 | 28.4 | 20.4 | 9.1 | 54.4 | 15.5 | 15.1 | 16.1 | 3.7 | 6.5 | 0.0 | 17.8 | 17.6 | 18.0 | 42.3 | 24.0 | 56.7 |

（注）１．新規学卒を除く。
　　２．令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

## 和歌山県内の正社員にかかる有効求人数等（原数値）

和歌山労働局職業安定課

| | 有効求人数 | 前年同月比 | 有効求職者数 | 前年同月比 | 有効求人倍率 | 前年同月差 | 就職件数 | 前年同月比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | % | 人 | % | 倍 | ﾎﾟｲﾝﾄ | 件 | % |
| H28年度 | 73,890 | 3.4 | 108,153 | ▲ 6.5 | 0.68 | 0.06 | 6,506 | ▲ 5.2 |
| H29年度 | 77,742 | 5.2 | 101,079 | ▲ 6.5 | 0.77 | 0.09 | 6,301 | ▲ 3.2 |
| H30年度 | 82,400 | 6.0 | 93,568 | ▲ 7.4 | 0.88 | 0.11 | 5,931 | ▲ 5.9 |
| R01年度 | 85,605 | 3.9 | 91,800 | ▲ 1.9 | 0.93 | 0.05 | 5,325 | ▲ 10.2 |
| R02年度 | 77,212 | ▲ 9.8 | 103,821 | 13.1 | 0.74 | ▲ 0.19 | 4,504 | ▲ 15.4 |
| 元年 11月 | 7,356 | 4.1 | 7,380 | ▲ 1.9 | 1.00 | 0.06 | 405 | ▲ 15.4 |
| 12月 | 7,081 | 1.2 | 6,945 | ▲ 1.1 | 1.02 | 0.02 | 379 | ▲ 5.7 |
| 2年 1月 | 6,768 | ▲ 4.2 | 7,477 | 1.9 | 0.91 | ▲ 0.05 | 343 | ▲ 21.3 |
| 2月 | 6,811 | ▲ 3.4 | 7,749 | 3.3 | 0.88 | ▲ 0.06 | 382 | ▲ 30.2 |
| 3月 | 6,742 | ▲ 4.9 | 8,154 | 6.8 | 0.83 | ▲ 0.10 | 481 | ▲ 13.5 |
| 4月 | 6,222 | ▲ 11.8 | 8,244 | 5.2 | 0.75 | ▲ 0.15 | 399 | ▲ 22.5 |
| 5月 | 5,668 | ▲ 19.2 | 8,208 | 4.1 | 0.69 | ▲ 0.20 | 301 | ▲ 40.3 |
| 6月 | 6,171 | ▲ 13.8 | 8,304 | 7.1 | 0.74 | ▲ 0.18 | 350 | ▲ 23.1 |
| 7月 | 6,275 | ▲ 13.9 | 8,530 | 9.6 | 0.74 | ▲ 0.20 | 366 | ▲ 23.6 |
| 8月 | 6,352 | ▲ 13.1 | 8,764 | 15.2 | 0.72 | ▲ 0.24 | 332 | ▲ 23.5 |
| 9月 | 6,340 | ▲ 14.6 | 9,086 | 19.4 | 0.70 | ▲ 0.28 | 392 | ▲ 16.4 |
| 10月 | 6,432 | ▲ 15.4 | 9,214 | 20.9 | 0.70 | ▲ 0.30 | 388 | ▲ 19.0 |
| 11月 | 6,531 | ▲ 11.2 | 8,852 | 19.9 | 0.74 | ▲ 0.26 | 360 | ▲ 11.1 |
| 12月 | 6,580 | ▲ 7.1 | 8,482 | 22.1 | 0.78 | ▲ 0.24 | 351 | ▲ 7.4 |
| 3年 1月 | 6,741 | ▲ 0.4 | 8,542 | 14.2 | 0.79 | ▲ 0.12 | 351 | 2.3 |
| 2月 | 6,839 | 0.4 | 8,690 | 12.1 | 0.79 | ▲ 0.09 | 416 | 8.9 |
| 3月 | 7,061 | 4.7 | 8,905 | 9.2 | 0.79 | ▲ 0.04 | 498 | 3.5 |
| 4月 | 6,824 | 9.7 | 8,961 | 8.7 | 0.76 | 0.01 | 407 | 2.0 |
| 5月 | 6,795 | 19.9 | 8,627 | 5.1 | 0.79 | 0.10 | 362 | 20.3 |
| 6月 | 6,902 | 11.8 | 8,314 | 0.1 | 0.83 | 0.09 | 387 | 10.6 |
| 7月 | 7,015 | 11.8 | 8,287 | ▲ 2.8 | 0.85 | 0.11 | 337 | ▲ 7.9 |
| 8月 | 7,117 | 12.0 | 8,393 | ▲ 4.2 | 0.85 | 0.13 | 326 | ▲ 1.8 |
| 9月 | 7,165 | 13.0 | 8,575 | ▲ 5.6 | 0.84 | 0.14 | 370 | ▲ 5.6 |
| 10月 | 7,409 | 15.2 | 8,604 | ▲ 6.6 | 0.86 | 0.16 | 388 | 0.0 |
| 11月 | 7,255 | 11.1 | 8,303 | ▲ 6.2 | 0.87 | 0.13 | 387 | 7.5 |

（注）令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含む。

## 平成28～令和3年度の各月における正社員の有効求人倍率

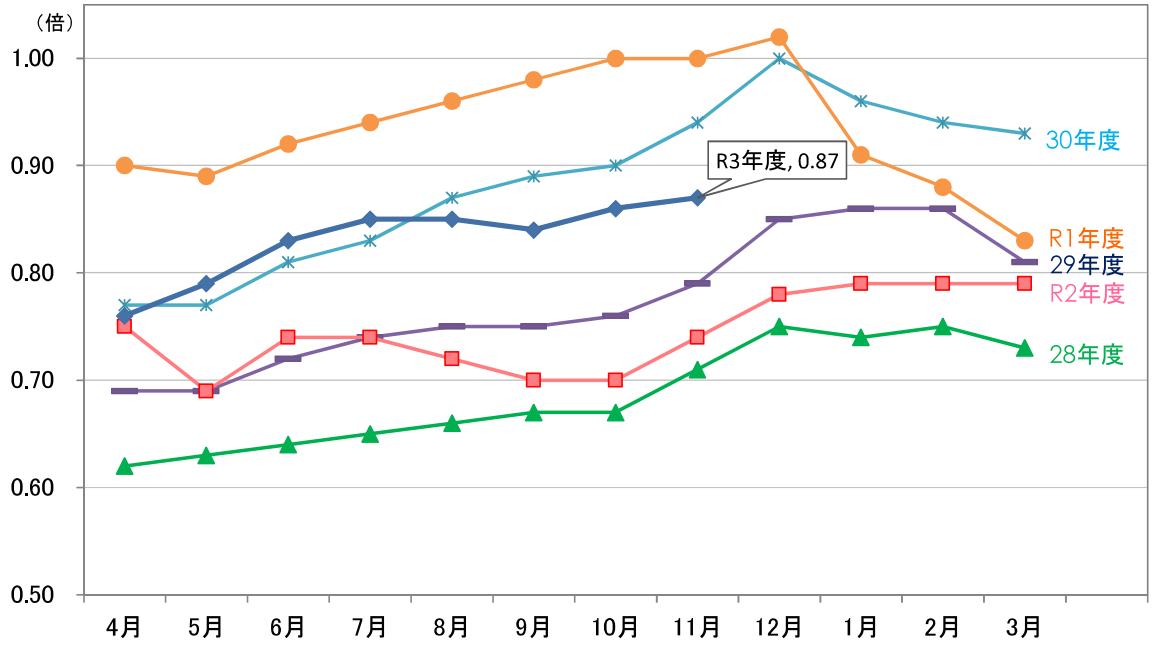

# 雇用保険給付（基本手当）状況の推移

和歌山労働局職業安定課

| 項目 / 年月 | 受給資格決定件数 | 前年同月比 | 初回受給者数 | 前年同月比 | 受給者実人員 | 前年同月比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件 | % | 人 | % | 人 | % |
| 28年度平均 | 960 | ▲ 4.9 | 758 | ▲ 6.5 | 3,372 | ▲ 6.9 |
| 29年度平均 | 902 | ▲ 6.0 | 704 | ▲ 7.1 | 3,059 | ▲ 9.3 |
| 30年度平均 | 867 | ▲ 3.9 | 648 | ▲ 8.0 | 2,899 | ▲ 5.2 |
| 元年度平均 | 904 | 4.3 | 689 | 6.3 | 2,992 | 3.2 |
| 2年度平均 | 920 | 1.8 | 772 | 12.0 | 3,421 | 14.3 |
| 元年 11月 | 745 | 2.9 | 629 | 7.0 | 2,965 | 3.0 |
| 12月 | 594 | ▲ 1.0 | 620 | 22.3 | 2,971 | 9.3 |
| 2年 1月 | 960 | 7.7 | 635 | ▲ 8.0 | 2,986 | 3.1 |
| 2月 | 709 | ▲ 12.3 | 612 | 10.3 | 2,779 | 5.8 |
| 3月 | 916 | 20.7 | 611 | 9.7 | 2,775 | 7.5 |
| 4月 | 1,611 | 8.3 | 717 | 4.7 | 2,750 | 2.5 |
| 5月 | 1,100 | 2.1 | 962 | 3.3 | 3,009 | 0.4 |
| 6月 | 977 | 16.6 | 826 | 22.9 | 3,410 | 15.1 |
| 7月 | 889 | ▲ 2.1 | 959 | 18.0 | 3,678 | 13.7 |
| 8月 | 770 | ▲ 5.6 | 816 | 17.1 | 3,780 | 17.4 |
| 9月 | 824 | 0.1 | 749 | 19.6 | 3,769 | 19.4 |
| 10月 | 958 | ▲ 2.2 | 715 | ▲ 3.0 | 3,692 | 16.2 |
| 11月 | 634 | ▲ 14.9 | 610 | ▲ 3.0 | 3,417 | 15.2 |
| 12月 | 679 | 14.3 | 681 | 9.8 | 3,378 | 13.7 |
| 3年 1月 | 987 | 2.8 | 760 | 19.7 | 3,381 | 13.2 |
| 2月 | 707 | ▲ 0.3 | 765 | 25.0 | 3,349 | 20.5 |
| 3月 | 903 | ▲ 1.4 | 699 | 14.4 | 3,435 | 23.8 |
| 4月 | 1,421 | ▲ 11.8 | 866 | 20.8 | 3,363 | 22.3 |
| 5月 | 915 | ▲ 16.8 | 877 | ▲ 8.8 | 3,345 | 11.2 |
| 6月 | 851 | ▲ 12.9 | 800 | ▲ 3.1 | 3,487 | 2.3 |
| 7月 | 800 | ▲ 10.0 | 861 | ▲ 10.2 | 3,655 | ▲ 0.6 |
| 8月 | 711 | ▲ 7.7 | 693 | ▲ 15.1 | 3,614 | ▲ 4.4 |
| 9月 | 860 | 4.4 | 651 | ▲ 13.1 | 3,482 | ▲ 7.6 |
| 10月 | 855 | ▲ 10.8 | 588 | ▲ 17.8 | 3,205 | ▲ 13.2 |
| 11月 | 765 | 20.7 | 718 | 17.7 | 3,168 | ▲ 7.3 |

※令和3年4月～9月分の「受給資格決定件数」は未確定値です。

参考資料

# 安定所別有効求人倍率の推移（原数値）

和歌山労働局職業安定課

| | 和歌山局計 | | 和歌山 | | 新宮計 | | 新宮 | | 串本 | | 田辺 | | 御坊 | | 湯浅 | | 海南 | | 橋本 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 | | 前年同月差 |
| | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント | 倍 | ポイント |
| 28年度 | 1.18 | 0.10 | 1.19 | 0.10 | 1.12 | 0.07 | 1.25 | 0.12 | 0.78 | ▲ 0.05 | 1.02 | 0.07 | 0.84 | 0.03 | 2.31 | 0.46 | 1.07 | 0.07 | 0.99 | 0.10 |
| 29年度 | 1.29 | 0.11 | 1.31 | 0.12 | 1.24 | 0.12 | 1.42 | 0.17 | 0.78 | 0.00 | 1.20 | 0.18 | 0.95 | 0.11 | 2.06 | ▲ 0.25 | 1.15 | 0.08 | 1.07 | 0.08 |
| 30年度 | 1.36 | 0.07 | 1.33 | 0.02 | 1.32 | 0.08 | 1.44 | 0.02 | 0.99 | 0.21 | 1.57 | 0.37 | 1.06 | 0.11 | 2.03 | ▲ 0.03 | 1.12 | ▲ 0.03 | 1.17 | 0.10 |
| 元年度 | 1.36 | 0.00 | 1.28 | ▲ 0.05 | 1.39 | 0.07 | 1.44 | 0.00 | 1.27 | 0.28 | 1.70 | 0.13 | 1.19 | 0.13 | 2.09 | 0.06 | 1.02 | ▲ 0.10 | 1.21 | 0.04 |
| ２年度 | 1.00 | ▲ 0.36 | 0.87 | ▲ 0.41 | 1.00 | ▲ 0.39 | 1.01 | ▲ 0.43 | 0.97 | ▲ 0.30 | 1.24 | ▲ 0.46 | 1.13 | ▲ 0.06 | 1.88 | ▲ 0.21 | 0.83 | ▲ 0.19 | 1.02 | ▲ 0.19 |
| 元年11月 | 1.47 | ▲ 0.04 | 1.42 | ▲ 0.13 | 1.60 | 0.25 | 1.64 | 0.17 | 1.46 | 0.42 | 1.54 | 0.03 | 1.30 | 0.19 | 2.46 | ▲ 0.02 | 1.10 | ▲ 0.20 | 1.26 | 0.05 |
| 12月 | 1.54 | ▲ 0.02 | 1.48 | ▲ 0.08 | 1.60 | 0.20 | 1.63 | 0.11 | 1.49 | 0.40 | 1.68 | 0.05 | 1.45 | 0.17 | 2.40 | ▲ 0.08 | 1.19 | ▲ 0.14 | 1.29 | 0.00 |
| 2年 1月 | 1.33 | ▲ 0.12 | 1.27 | ▲ 0.16 | 1.42 | 0.01 | 1.43 | ▲ 0.07 | 1.37 | 0.23 | 1.60 | ▲ 0.17 | 1.24 | ▲ 0.01 | 1.87 | ▲ 0.14 | 0.98 | ▲ 0.13 | 1.17 | ▲ 0.02 |
| 2月 | 1.27 | ▲ 0.17 | 1.17 | ▲ 0.22 | 1.30 | ▲ 0.11 | 1.32 | ▲ 0.19 | 1.25 | 0.10 | 1.58 | ▲ 0.22 | 1.27 | 0.11 | 1.80 | ▲ 0.22 | 1.00 | ▲ 0.13 | 1.16 | ▲ 0.07 |
| 3月 | 1.18 | ▲ 0.24 | 1.09 | ▲ 0.29 | 1.17 | ▲ 0.20 | 1.19 | ▲ 0.28 | 1.11 | ▲ 0.01 | 1.50 | ▲ 0.32 | 1.25 | 0.08 | 1.72 | ▲ 0.23 | 0.86 | ▲ 0.26 | 1.16 | ▲ 0.05 |
| 4月 | 1.04 | ▲ 0.30 | 0.94 | ▲ 0.35 | 1.01 | ▲ 0.25 | 1.04 | ▲ 0.34 | 0.94 | ▲ 0.01 | 1.33 | ▲ 0.40 | 1.09 | 0.04 | 1.76 | ▲ 0.31 | 0.78 | ▲ 0.27 | 0.98 | ▲ 0.14 |
| 5月 | 0.94 | ▲ 0.40 | 0.87 | ▲ 0.40 | 0.85 | ▲ 0.38 | 0.85 | ▲ 0.47 | 0.87 | ▲ 0.13 | 1.11 | ▲ 0.71 | 1.05 | ▲ 0.03 | 1.59 | ▲ 0.38 | 0.72 | ▲ 0.31 | 0.88 | ▲ 0.27 |
| 6月 | 0.96 | ▲ 0.41 | 0.88 | ▲ 0.42 | 0.91 | ▲ 0.40 | 0.90 | ▲ 0.45 | 0.94 | ▲ 0.25 | 1.13 | ▲ 0.77 | 1.06 | ▲ 0.01 | 1.66 | ▲ 0.32 | 0.71 | ▲ 0.30 | 0.92 | ▲ 0.24 |
| 7月 | 0.98 | ▲ 0.39 | 0.91 | ▲ 0.39 | 0.90 | ▲ 0.46 | 0.90 | ▲ 0.48 | 0.90 | ▲ 0.40 | 1.18 | ▲ 0.64 | 0.99 | ▲ 0.13 | 1.61 | ▲ 0.45 | 0.72 | ▲ 0.32 | 0.92 | ▲ 0.22 |
| 8月 | 0.97 | ▲ 0.42 | 0.86 | ▲ 0.42 | 0.88 | ▲ 0.59 | 0.86 | ▲ 0.61 | 0.92 | ▲ 0.56 | 1.19 | ▲ 0.64 | 1.04 | ▲ 0.09 | 1.89 | ▲ 0.29 | 0.71 | ▲ 0.29 | 1.05 | ▲ 0.24 |
| 9月 | 0.96 | ▲ 0.44 | 0.82 | ▲ 0.45 | 0.92 | ▲ 0.60 | 0.93 | ▲ 0.64 | 0.88 | ▲ 0.51 | 1.19 | ▲ 0.55 | 1.01 | ▲ 0.17 | 2.01 | ▲ 0.37 | 0.74 | ▲ 0.30 | 1.07 | ▲ 0.25 |
| 10月 | 0.98 | ▲ 0.44 | 0.79 | ▲ 0.51 | 0.98 | ▲ 0.59 | 0.99 | ▲ 0.64 | 0.94 | ▲ 0.48 | 1.28 | ▲ 0.38 | 1.08 | ▲ 0.11 | 2.20 | ▲ 0.13 | 0.84 | ▲ 0.20 | 1.11 | ▲ 0.27 |
| 11月 | 1.03 | ▲ 0.44 | 0.82 | ▲ 0.60 | 1.08 | ▲ 0.52 | 1.11 | ▲ 0.53 | 0.98 | ▲ 0.48 | 1.36 | ▲ 0.18 | 1.25 | ▲ 0.05 | 2.25 | ▲ 0.21 | 0.90 | ▲ 0.20 | 1.09 | ▲ 0.17 |
| 12月 | 1.05 | ▲ 0.49 | 0.86 | ▲ 0.62 | 1.11 | ▲ 0.49 | 1.13 | ▲ 0.50 | 1.04 | ▲ 0.45 | 1.35 | ▲ 0.33 | 1.36 | ▲ 0.09 | 2.14 | ▲ 0.26 | 0.98 | ▲ 0.21 | 1.09 | ▲ 0.20 |
| 3年 1月 | 1.04 | ▲ 0.29 | 0.87 | ▲ 0.40 | 1.13 | ▲ 0.29 | 1.16 | ▲ 0.27 | 1.07 | ▲ 0.30 | 1.30 | ▲ 0.30 | 1.28 | 0.04 | 1.81 | ▲ 0.06 | 0.94 | ▲ 0.04 | 1.11 | ▲ 0.06 |
| 2月 | 1.05 | ▲ 0.22 | 0.91 | ▲ 0.26 | 1.14 | ▲ 0.16 | 1.16 | ▲ 0.16 | 1.06 | ▲ 0.19 | 1.25 | ▲ 0.33 | 1.27 | 0.00 | 1.83 | 0.03 | 0.90 | ▲ 0.10 | 1.05 | ▲ 0.11 |
| 3月 | 1.05 | ▲ 0.13 | 0.93 | ▲ 0.16 | 1.12 | ▲ 0.05 | 1.12 | ▲ 0.07 | 1.14 | 0.03 | 1.24 | ▲ 0.26 | 1.16 | ▲ 0.09 | 1.80 | 0.08 | 1.01 | 0.15 | 1.03 | ▲ 0.13 |
| 4月 | 0.98 | ▲ 0.06 | 0.87 | ▲ 0.07 | 1.00 | ▲ 0.01 | 1.00 | ▲ 0.04 | 1.00 | 0.06 | 1.27 | ▲ 0.06 | 1.08 | ▲ 0.01 | 1.67 | ▲ 0.09 | 0.88 | 0.10 | 0.90 | ▲ 0.08 |
| 5月 | 1.00 | 0.06 | 0.85 | ▲ 0.02 | 1.05 | 0.20 | 1.05 | 0.20 | 1.07 | 0.20 | 1.41 | 0.30 | 1.08 | 0.03 | 1.61 | 0.02 | 0.95 | 0.23 | 0.91 | 0.03 |
| 6月 | 1.04 | 0.08 | 0.89 | 0.01 | 1.10 | 0.19 | 1.10 | 0.20 | 1.12 | 0.18 | 1.48 | 0.35 | 1.04 | ▲ 0.02 | 1.63 | ▲ 0.03 | 0.99 | 0.28 | 1.03 | 0.11 |
| 7月 | 1.07 | 0.09 | 0.91 | 0.00 | 1.14 | 0.24 | 1.15 | 0.25 | 1.11 | 0.21 | 1.41 | 0.23 | 1.08 | 0.09 | 1.89 | 0.28 | 1.01 | 0.29 | 1.10 | 0.18 |
| 8月 | 1.09 | 0.12 | 0.93 | 0.07 | 1.09 | 0.21 | 1.09 | 0.23 | 1.09 | 0.17 | 1.32 | 0.13 | 1.08 | 0.04 | 2.15 | 0.26 | 1.06 | 0.35 | 1.20 | 0.15 |
| 9月 | 1.12 | 0.16 | 0.95 | 0.13 | 1.18 | 0.26 | 1.18 | 0.25 | 1.16 | 0.28 | 1.31 | 0.12 | 1.19 | 0.18 | 2.26 | 0.25 | 1.10 | 0.36 | 1.25 | 0.18 |
| 10月 | 1.16 | 0.18 | 0.96 | 0.17 | 1.30 | 0.32 | 1.32 | 0.33 | 1.25 | 0.31 | 1.32 | 0.04 | 1.25 | 0.17 | 2.42 | 0.22 | 1.22 | 0.38 | 1.26 | 0.15 |
| 11月 | 1.21 | 0.18 | 1.02 | 0.20 | 1.35 | 0.27 | 1.38 | 0.27 | 1.29 | 0.31 | 1.42 | 0.06 | 1.29 | 0.04 | 2.54 | 0.29 | 1.24 | 0.34 | 1.20 | 0.11 |

（注）1．新規学卒を除きパートタイムを含む。
2．令和3年9月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

# ハローワーク・マッチング機能の主要指標（令和3年11月分）

和歌山労働局職業安定課

| | | 和歌山局 | 和歌山所 | 新宮所（串本出張所含む） | 田辺所 | 御坊所 | 湯浅所 | 海南所 | 橋本所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 就職件数（常用） | 令和3年度目標値 | 10,736件 | 4,795件 | 1,022件 | 1,695件 | 708件 | 804件 | 710件 | 1,002件 |
| | R03年 4月実績 | 1,055件 | 474件 | 85件 | 160件 | 78件 | 97件 | 75件 | 86件 |
| | R03年 5月実績 | 929件 | 439件 | 92件 | 131件 | 59件 | 73件 | 41件 | 94件 |
| | R03年 6月実績 | 933件 | 456件 | 72件 | 126件 | 50件 | 74件 | 70件 | 85件 |
| | R03年 7月実績 | 835件 | 384件 | 73件 | 143件 | 60件 | 60件 | 43件 | 72件 |
| | R03年 8月実績 | 792件 | 354件 | 69件 | 133件 | 64件 | 48件 | 50件 | 74件 |
| | R03年 9月実績 | 941件 | 418件 | 80件 | 148件 | 59件 | 77件 | 65件 | 94件 |
| | R03年10月実績 | 900件 | 406件 | 82件 | 161件 | 52件 | 54件 | 54件 | 91件 |
| | R03年11月実績 | 923件 | 432件 | 93件 | 153件 | 65件 | 53件 | 49件 | 78件 |
| | R03年12月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 1月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 2月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 3月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | 累 計 | 7,308件 | 3,363件 | 646件 | 1,155件 | 487件 | 536件 | 447件 | 674件 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 充足件数（常用・受理地ベース） | 令和3年度目標値 | 10,169件 | 4,827件 | 938件 | 1,562件 | 586件 | 846件 | 592件 | 818件 |
| | R03年 4月実績 | 1,008件 | 446件 | 85件 | 173件 | 67件 | 93件 | 67件 | 77件 |
| | R03年 5月実績 | 863件 | 425件 | 75件 | 123件 | 50件 | 74件 | 44件 | 72件 |
| | R03年 6月実績 | 883件 | 438件 | 69件 | 120件 | 46件 | 78件 | 58件 | 74件 |
| | R03年 7月実績 | 794件 | 398件 | 62件 | 126件 | 52件 | 49件 | 48件 | 59件 |
| | R03年 8月実績 | 748件 | 339件 | 58件 | 126件 | 50件 | 54件 | 48件 | 73件 |
| | R03年 9月実績 | 899件 | 405件 | 67件 | 142件 | 50件 | 83件 | 58件 | 94件 |
| | R03年10月実績 | 865件 | 406件 | 73件 | 146件 | 49件 | 61件 | 45件 | 85件 |
| | R03年11月実績 | 856件 | 414件 | 86件 | 143件 | 54件 | 54件 | 40件 | 65件 |
| | R03年12月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 1月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 2月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 3月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | 累 計 | 6,916件 | 3,271件 | 575件 | 1,099件 | 418件 | 546件 | 408件 | 599件 |

※充足件数について、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した件数が含まれます。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 雇用保険受給者の早期再就職件数（※） | 令和3年度目標値 | 3,829件 | 1,825件 | 330件 | 635件 | 199件 | 265件 | 211件 | 364件 |
| | R03年 4月実績 | 316件 | 137件 | 27件 | 61件 | 15件 | 30件 | 19件 | 27件 |
| | R03年 5月実績 | 304件 | 155件 | 23件 | 50件 | 22件 | 14件 | 16件 | 24件 |
| | R03年 6月実績 | 322件 | 177件 | 20件 | 44件 | 16件 | 20件 | 13件 | 32件 |
| | R03年 7月実績 | 265件 | 128件 | 23件 | 47件 | 7件 | 12件 | 16件 | 32件 |
| | R03年 8月実績 | 210件 | 81件 | 18件 | 48件 | 20件 | 16件 | 8件 | 19件 |
| | R03年 9月実績 | 260件 | 121件 | 21件 | 41件 | 19件 | 24件 | 16件 | 18件 |
| | R03年10月実績 | 266件 | 127件 | 20件 | 47件 | 15件 | 15件 | 20件 | 22件 |
| | R03年11月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R03年12月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 1月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 2月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | R04年 3月実績 | 0件 | | | | | | | |
| | 累 計 | 1,943件 | 926件 | 152件 | 338件 | 114件 | 131件 | 108件 | 174件 |

※雇用保険受給者の早期再就職件数については、集計の都合により約2か月後の公表となります。

# 産業雇用安定助成金　出向計画受理状況（和歌山県）

R3.2.5～R3.12.31実績

## 計画届受理状況

| 出向労働者数 | 出向元事業所数 | 出向先事業所数 |
|---|---|---|
| 50　人 | 4　所 | 12　所 |

## 企業規模別【人】

| 出向先＼出向元 | 大企業 | 中小企業 |
|---|---|---|
| 大企業 | 26 | 0 |
| 中小企業 | 17 | 7 |
| 官公庁 | 0 | 0 |

## 業種別

| 出向先＼出向元 | | A 農業　林業 | B 漁業 | C 鉱業、採石業、採取業、砂利 | D 建設業 | E 製造業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | G 情報通信業 | H 運輸業・郵便業 | I 卸売業、小売業 | J 金融業、保険業 | K 不動産業、物品賃貸業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 | M 宿泊業、飲食サービス業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 | O 教育、学習支援業 | P 医療、福祉 | Q 複合サービス事業 | R サービス業（他に分類されないもの） | S 公務（他に分類されるものを除く） | T 分類不能の産業 | 合計【人】 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 農業 林業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| B | 漁業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| D | 建設業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| E | 製造業 | | | | | 5 | | | 15 | | | | | | | | | | 1 | | | 21 |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| G | 情報通信業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| H | 運輸業・郵便業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| I | 卸売業、小売業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| J | 金融業、保険業 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | 2 |
| K | 不動産業、物品賃貸業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| L | 学術研究、専門・技術サービス業 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| M | 宿泊業、飲食サービス業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| N | 生活関連サービス業、娯楽業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| O | 教育、学習支援業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| P | 医療、福祉 | | | | | | | | 4 | | | | | | | | | | | | | 4 |
| Q | 複合サービス事業 | | | | | | | | 20 | | | | | | | | | | | | | 20 |
| R | サービス業（他に分類されないもの） | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| S | 公務（他に分類されるものを除く） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| T | 分類不能の産業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 合計【人】 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 50 |

資料2-1

# 産業雇用安定助成金　出向計画受理状況

（令和３年２月５日（制度創設日）～令和３年12月24日実績）
※速報値

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで9,769人。
- 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の4,023人（41.2%）、以下、大⇒大2,237人（22.9%）、中小⇒大1,924人（19.7%）、大⇒中小1,470人（15.0%）
- 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業（3,870人）、出向先の最多は製造業（1,974人）、出向成立の最多は製造業⇒製造業（1,187人）、異業種への出向割合は63.9%

## 受理状況

（　）内は独立性が認められない事業主間で行う出向

| 計画届受理 | | |
|---|---|---|
| 出向労働者数 | 出向元事業所数 | 出向先事業所数 |
| **9,769人(898人)** | 967所(185所) | 1,612所(200所) |

## 企業規模別

（人）　（　）内は独立性が認められない事業主間で行う出向

| 出向先＼出向元 | 大企業 | 中小企業 |
|---|---|---|
| 大企業 | 2,237（23） | 1,924（36） |
| 中小企業 | 1,470（138） | **4,023（701）** |
| 官公庁 | 64 | 51 |

## 業種別

| 出向先＼出向元 | | A 農業 林業 | B 漁業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業 | D 建設業 | E 製造業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | G 情報通信業 | H 運輸業・郵便業 | I 卸売業、小売業 | J 金融業、保険業 | K 不動産業、物品賃貸業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 | M 宿泊業、飲食サービス業 | N 生活関連サービス、娯楽業 | O 教育、学習支援業 | P 医療、福祉 | Q 複合サービス事業 | R サービス業(他に分類されないもの) | S 公務(他に分類されるものを除く) | T 分類不能の産業 | （人）合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 農業 林業 | **1** | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 69 | 1 | 0 | 0 | 2 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | **81** |
| B | 漁業 | 0 | **0** | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | **0** |
| C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | **0** | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | **5** |
| D | 建設業 | 0 | 0 | 0 | **83** | 6 | 0 | 3 | 41 | 2 | 0 | 0 | 2 | 31 | 64 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | **236** |
| E | 製造業 | 0 | 0 | 1 | 9 | **1,187** | 0 | 2 | 428 | 112 | 4 | 0 | 10 | 138 | 21 | 2 | 3 | 0 | 57 | 0 | 0 | **1,974** |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | **0** | 0 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | **16** |
| G | 情報通信業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 0 | **67** | 85 | 9 | 0 | 0 | 7 | 10 | 47 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 | **252** |
| H | 運輸業・郵便業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 99 | 0 | 4 | **1,120** | 4 | 0 | 2 | 15 | 72 | 24 | 16 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | **1,372** |
| I | 卸売業、小売業 | 1 | 0 | 0 | 13 | 69 | 0 | 12 | 319 | **162** | 0 | 3 | 9 | 161 | 391 | 4 | 1 | 0 | 103 | 0 | 0 | **1,248** |
| J | 金融業、保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 92 | 1 | **0** | 0 | 23 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | **126** |
| K | 不動産業、物品賃貸業 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 5 | 43 | 10 | 0 | **28** | 2 | 199 | 6 | 8 | 0 | 5 | 13 | 0 | 0 | **323** |
| L | 学術研究、専門・技術サービス業 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 22 | 172 | 8 | 0 | 5 | **18** | 47 | 127 | 5 | 2 | 0 | 37 | 0 | 0 | **453** |
| M | 宿泊業、飲食サービス業 | 0 | 0 | 0 | 4 | 21 | 0 | 8 | 131 | 31 | 0 | 1 | 2 | **438** | 55 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | **698** |
| N | 生活関連サービス、娯楽業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 202 | 6 | 0 | 12 | 7 | 24 | **56** | 0 | 5 | 0 | 14 | 0 | 0 | **331** |
| O | 教育、学習支援業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 82 | 9 | 0 | 3 | 12 | 47 | 5 | **13** | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | **175** |
| P | 医療、福祉 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 190 | 21 | 0 | 4 | 42 | 45 | 47 | 2 | **27** | 1 | 15 | 0 | 0 | **402** |
| Q | 複合サービス事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 122 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | **3** | 13 | 0 | 0 | **146** |
| R | サービス業（他に分類されないもの） | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 8 | 688 | 223 | 2 | 12 | 84 | 162 | 261 | 5 | 0 | 1 | **319** | 0 | 0 | **1,805** |
| S | 公務（他に分類されるものを除く） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 33 | 0 | 0 | 0 | 3 | **0** | 0 | **115** |
| T | 分類不能の産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | **0** | **11** |
| | **合計** | **6** | **0** | **1** | **116** | **1,456** | **0** | **136** | **3,870** | **603** | **6** | **71** | **237** | **1,391** | **1,148** | **55** | **39** | **10** | **624** | **0** | **0** | **9,769** |

資料2-2

# 雇用調整助成金　支給決定状況

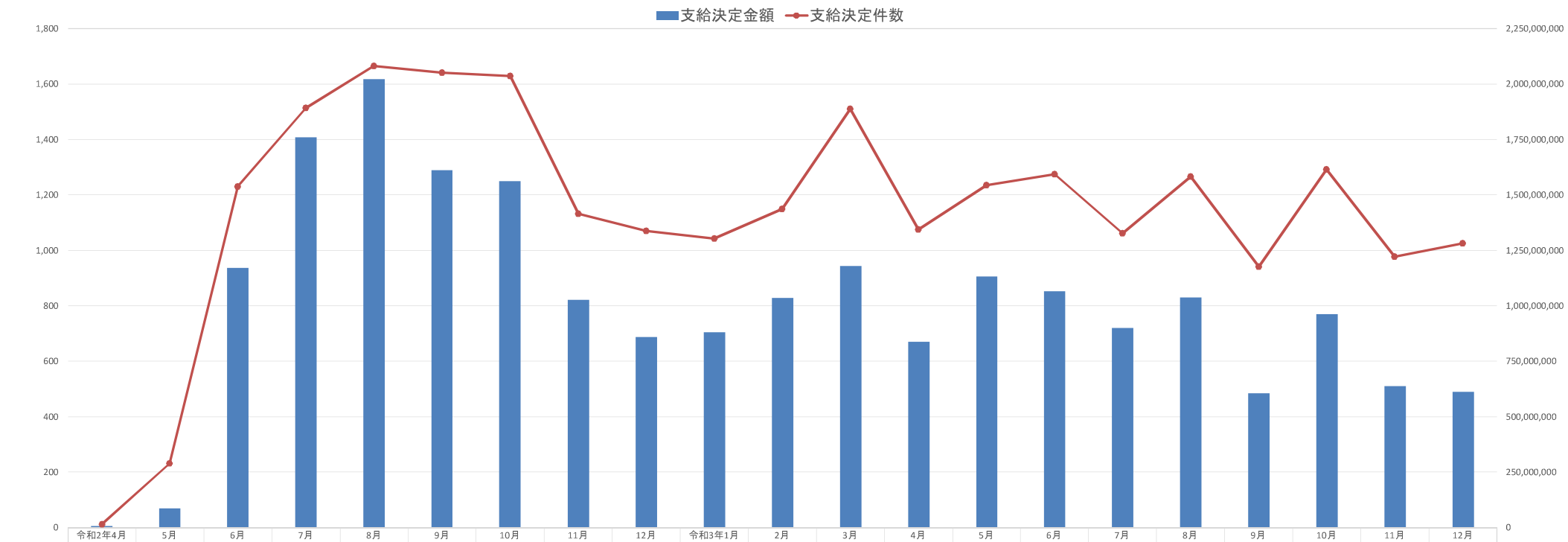


| | 令和2年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和3年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支給決定金額 | 6,429,627 | 85,640,526 | 1,171,625,416 | 1,759,338,876 | 2,020,014,518 | 1,611,448,917 | 1,562,224,813 | 1,026,960,521 | 859,613,747 | 882,449,159 | 1,035,809,495 | 1,180,118,163 | 838,216,071 | 1,133,317,354 | 1,066,190,923 | 900,403,087 | 1,039,218,551 | 605,797,026 | 962,605,347 | 639,703,997 | 612,461,747 |
| 支給決定件数 | 11 | 230 | 1,230 | 1,514 | 1,665 | 1,640 | 1,629 | 1,131 | 1,070 | 1,043 | 1,148 | 1,510 | 1,075 | 1,234 | 1,275 | 1,061 | 1,266 | 941 | 1,291 | 977 | 1,025 |

| 合計（令和2年4月～令和3年12月） | |
|---|---|
| 支給決定金額 | 20,997,757,465 |
| 支給決定件数 | 23,966 |

・当該月に支給決定した件数、金額である。
・速報値であり、今後変更の可能性がある。
・一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、それぞれ１件としてカウントするため、支給決定件数には重複がある。
・一事業所から複数月分の支給申請書がまとめて提出された等により、１月の間に複数回の支給決定を行った場合には、支給決定件数には重複がある。

資料2-3

資料2-4

ハローワークとともに
再就職を支援します

# 5つの取り組みで働くと雇用サポート

相談・支援 無料

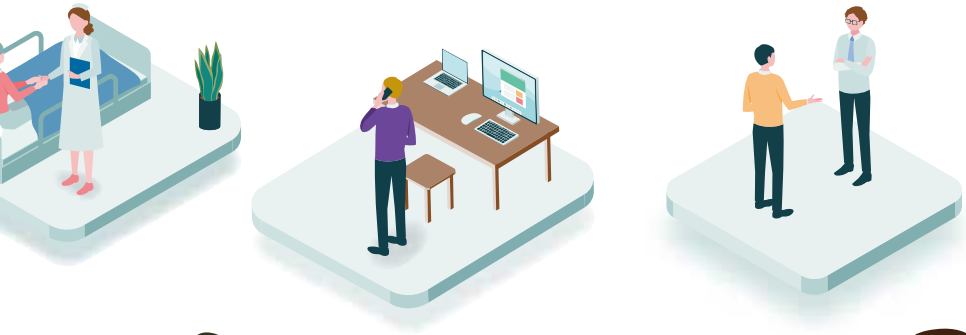

設立以来
人材マッチング22万人以上の実績

## 信頼と安心

厚生労働省と経済・産業団体の協力で設立された公益財団法人です。
全国ネットで再就職・人材確保の支援をしています。

## 再就職希望者（求職者）

### 01 会社都合で離職、または転職される方の再就職をサポート

### 02 60歳以上の方のキャリアを活かした再就職をサポート

60歳以上の方で自らの能力・経験を活かし66歳以降も働くことを希望する方

## 経営者（人事担当者）

### 03 企業間の人材マッチングをサポート

・人材が不足しており受入を必要
・人材の維持が困難で雇用調整を検討中

### 04 優秀な人材の育成、職場の活性化などをサポート

経験豊富な講師が、活力ある職場づくりを各種セミナー（有料）を通じてお手伝いします

## 05 雇用シェア 在籍型出向制度 で従業員を守る企業をサポート

コロナ禍だからこそ、企業も働く人もみんなで援け合う「雇用」のカタチ

詳しくは裏面へ

公益財団法人 産業雇用安定センター 和歌山事務所

# 05 雇用シェア 在籍型出向制度 で 従業員を守る企業をサポート

コロナ禍だからこそ、企業も働く人もみんなで援け合う「雇用」のカタチ

## 人材送出側

**感染症の影響により雇用維持に苦慮する企業・事業所**

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

メリット
- 雇用維持
- 回復後の人材確保
- 期間限定
- **産業雇用安定助成金※1**

求人に関する情報提供 →
← 人材送出情報

公益財団法人
**産業雇用安定センター**

人材に関する情報提供 →
← 人材受入情報

## 人材受入側

**感染症の影響などにより人手不足が生じている企業・事業所**

人手不足が感染症の影響などで加速している。人員の確保が急務である。

メリット
- 即戦力の人材確保
- 採用コストの軽減
- 期間限定（繁忙期等）
- **産業雇用安定助成金※1**

## 「産業雇用安定助成金」のご案内

※1 本助成金の相談・申請先は産業雇用安定センターではありません。
和歌山県でのお問い合わせは和歌山労働局職業対策課（073-488-1161）となりますのでご留意ください。

### 1）出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|---|---|
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 上限額（出向元・先の計） | 12,000円／日 | |

### 2）出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

| | 出向元・出向先 |
|---|---|
| 助成額 | 各10万円／1人当たり（定額） |
| 加算額※2 | 各5万円／1人当たり（定額） |

※2 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

★助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」(厚生労働省作成)をご確認ください。

産業雇用安定助成金 検索


公益財団法人
**産業雇用安定センター** 和歌山事務所
〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島1-5-46
和歌山県労働センター3階
TEL 073-432-4690 FAX 073-432-4731
ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）


産業雇用安定センター 検索

資料2-5

# 在籍型
# 出向受入情報

＜お問い合わせ先＞
公益財団法人産業雇用安定センター
和歌山事務所
☎073-432-4690

| 番号 | 受入職種名 | 受入人数 | 勤務地 | 必要な免許・資格 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 生産関連の現業職 | 1 | 和歌山市 | |
| 2 | その他の法人・団体等の事務職員 | 1 | 和歌山市 | |
| 3 | ロボットの電子電気関連の設計開発・組立 | 1 | 和歌山市 | |
| 4 | 医学研究職(研究開発)、試験職 | 1 | 和歌山市 | |
| 5 | ソフトウェア開発 | 1 | 和歌山市 | |
| 6 | 電気回路設計 | 2 | 和歌山市 | |
| 7 | 品質保証 | 1 | 和歌山市 | |
| 8 | ゴルフ場除草作業員 | 1 | 和歌山市 | 準中型自動車免許(一種)5t限定 |
| 9 | 飲食店(調理業務、ホール業務等) | 3 | 紀の川市 | |
| 10 | 農耕作業員 | 2 | 紀の川市 | |
| 11 | 農耕作業員 | 3 | 御坊市 | 普通自動車免許一種 |
| 12 | 野菜つけ物製造、梱包・出荷 | 3 | 御坊市 | 普通自動車免許一種 |
| 13 | 旅館のフロント・レストランの接客 | 1 | 日高郡 | |
| 14 | フロント受付業務 | 1 | 日高郡 | 普通自動車免許一種 |
| 15 | 調理師(日本料理) | 1 | 日高郡 | 調理師 |
| 16 | 農耕作業員 | 1 | 日高郡 | 普通自動車免許一種 |
| 17 | 飲食料品販売営業員 | 1 | 日高郡 | 普通自動車免許一種 |
| 18 | 小売店主・店長補佐業務 | 5 | 和歌山県 | 普通自動車免許一種 |

＊出向期間については出向先及び出向元との話し合いによります。

2021年12月10日現在

# 在籍型出向を活用してみませんか？！

## ●実施した企業、労働者ともに非常に高い評価となっています！

| 出向元企業 | 出向先企業 | 出向労働者 |
|---|---|---|
| **95% が評価** | **98% が評価** | **94% が評価** |
| 【評価する理由】<br>• 労働意欲の維持・向上(63%)<br>• 能力開発効果(59%) | 【評価する理由】<br>• 自社従業員の業務負担軽減(75%)<br>• 即戦力の確保(52%) | 【評価する理由】<br>• 能力開発・キャリアアップ(57%)<br>• 雇用の維持(46%) |

※都道府県労働局によるアンケート結果より

## ●既に活用している事例を参考に、活用を検討してみませんか？

| | | |
|---|---|---|
| 事例 1 | 従業員に多様な**スキル**が身につき、**モチベーション維持**にもなった | 2ページ |
| 事例 2 | 出向終了後も、両会社間で**人材交流**など事業連携に発展も・・・ | 6ページ |
| 事例 3 | 社労士さんからの紹介で**産業雇用安定センター**に登録、相談からマッチングに至った | 9ページ |

☆在籍型出向について

コロナ禍によって一時的に雇用の過剰が生じた企業が、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向を活用して雇用を維持する取組を支援しています。

### 産業雇用安定助成金

出向に要した賃金や経費の一部を助成します。

【お問い合わせ先】

・和歌山労働局 職業安定部 職業対策課　TEL 073-488-1161
　〒640-8581　和歌山市黒田２－３－３　和歌山労働総合庁舎５階

・コールセンター　TEL 0120-60-3999　受付時間 9:00～21:00（土日祝含む）

### マッチング支援

出向のご相談・マッチングを無料で行います。

【お問い合わせ先】

・公益財団法人 産業雇用安定センター　TEL 073-432-4690
　〒640-8317　和歌山市北出島１-５-46　和歌山県労働センター３階

# 事例１

【基本情報】

**卸売業、小売業**
（出向元企業）

・勤務状況
　・勤務地：金沢市
　・勤務時間：シフト制、早番遅番あり
　・仕事：お土産の販売、飲食

・従業員数：１４人

・出向人数：３人

・雇用調整助成金の活用状況　：　有

**卸売業、小売業**
（出向先企業）

・勤務状況
　・勤務地：金沢市
　・勤務時間：出向元と同条件
　・仕事：フルーツ販売、飲食、洋菓子の製造

・従業員数：７０人

・出向人数：３人

【マッチングから出向終了までのスケジュール】

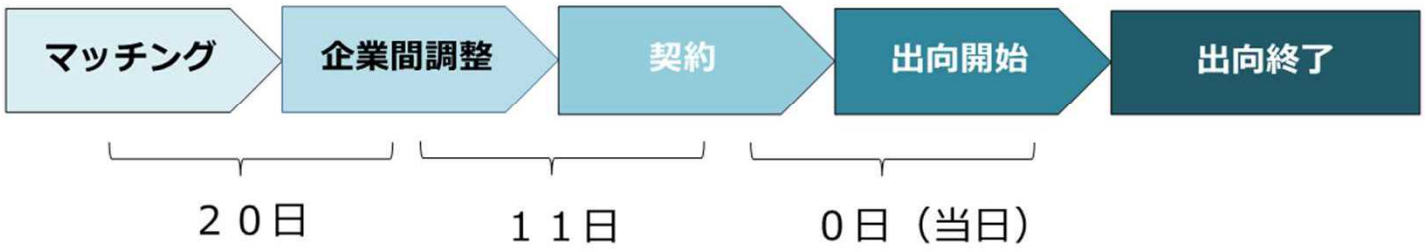


| ①マッチング～調整 | ②調整～契約 | ③契約～出向開始 | ④出向開始～出向終了 |
|---|---|---|---|
| ・社長同士が知人であることがきっかけ。共通の知人である顧問社労士を含めた３人で話し合った結果、即戦力になる【飲食＝飲食】からはじめればうまくいくのではないかと考え、スタート。<br><br>・出向を受け入れるにあたり、企業文化の違い等を話し合った。 | ・契約内容の調整、契約書の作成等<br>　双方の社長、顧問社労士と3人で作成した。<br><br>・在籍型出向の説明と出向希望者の公募<br>　実際に出向先のパフェを買ってきて、従業員と食べながら話をした。「雇用調整助成金も今後100%はもらえなくなる可能性もある、スキルも身につかない、出向先ではこれ（パフェ）を作ってほしい、スキルを身につけて帰ってきてほしい」、と伝えたところ、対象となる従業員全員が出向を希望。<br><br>・社長自ら出向先の現場に従業員を連れて行き、出向先の社長から現場を説明してもらった。 | | ※現在、出向中。<br><br>・出向元は、週１回程度、電話による出向労働者へのフォローを行っている。 |

# 事例 1

出向元企業へのインタビュー

**Q.　出向を成功させるために取り組んだことについて**

A.
・社長自ら、自社の現状、従業員の置かれている状況を説明した上、スキルを身につけて帰ってきてほしいと従業員へ話をした。立候補制で希望者を募ったところ、全員が手をあげた。（7名）

・働かずにお金もらっている状態が果たして本当に良いのか、このまま雇用調整助成金をもらいつづけて、モチベーションを保てるのか、等の話をした。

・説明する際は、実際に販売している出向先のパフェを買ってきて、従業員と一緒に食べながら「こういう美味しいものを作るのが出向先での仕事です。将来的に自社でもこういうものを作れたらいいと思っています」と、リアルに感じられる内容も加えた。

**Q.　今後も在籍型出向を活用したいか**

A.
活用したい。

・現在の出向先でも、それ以外の企業でも希望するところがあれば活用してみたい。出向による新たなスキルの獲得を期待している。

**Q.　在籍型出向を労働者のキャリア形成・能力開発にとって役立つものとするための工夫・改善？**

A.
・社長自ら、従業員へ向けて出向する目的を丁寧に説明した。なぜ出向するのか、労働力として行くのではなく、スキルを身につけて帰ってきほしいと伝えた。目的を明確にし、きちんと伝えることが大切だと思う。

**Q.　在籍型出向を活用して良かったこと**

A.
・従業員に多様なスキルが身につく。出向元・先ともに飲食で似ているところもあるが、出向先はフルーツを専門的に扱う会社であり、パフェ等スイーツ商品を学ぶ良い機会となっている。

・他社を知ることによって、自社の良さを知る良い機会にもなっている。

・現在出向中だが、すでに従業員からのフィードバックがある。労働者本人のモチベーション維持にもなっているようである。

**Q.　出向を行っての感想は？**

A.
・現在出向中ではあるが、すでにいくつかのフィードバックがあり。出向中の従業員の提案を受け、2022年春に自社にて出向先監修の新メニュー（パフェ）を開発・販売することが決定した。元々スイーツ部門を立ち上げたいと思っていたので、とてもいいきっかけとなった。

・出向から戻ってきた従業員には、商品開発のリーダーになってほしいと伝えてある。

・現時点での出向についての効果はプラスだらけである。

・従業員へのフォローも週に１回程度、専務・人事担当（社長の母親）から従業員へ直接電話にて行っている。

・社長宅に寄ってもらったりと、アットホームな社風は保ったままであり、良好である。

# 事例１

出向先企業へのインタビュー

**Q.　出向を成功させるために取り組んだことについて**

A.
・製造責任者による教育を延べ３日間行った。

・あくまで、出向元・出向先、異なる会社の社員であることを忘れないようにした。

**Q.　今後も在籍型出向を活用したいか**

A.
活用したい。

・具体的には、来年（2022年3月）まで活用したい。労働者が出向元へ戻る際には、自社のフランチャイズ化を可能にしたい。

**Q.　在籍型出向を労働者のキャリア形成・能力開発にとって役立つものとするための工夫・改善**

A.
・変化のスピードが速いので、そのような事を考えるより、まずは出向を急ぐことが大切だと思う。

**Q.　出向を受け入れてよかったことについて**

A.
・正社員の人手不足が解消され、自社従業員の業務負担を軽減できた。

・他社の従業員を受け入れることで、よりビジネスライクな職場に変化した。

**Q.　出向を行っての感想は？**

A.
現在（2021年8月31日）出向中だが、すでに在籍型出向活用前に想定した効果を得られている。
素晴らしい制度であると思う。

# 事例１

出向労働者へのインタビュー

【基本情報】

・８月現在、出向中

・５０歳代

・出向元企業での仕事：デザートの製造

・出向先企業での仕事：フルーツのカット、デザートの製造

**Q.　出向を通じて得られた職業能力等**

A.
・在籍型出向の経験は、今後の自身のキャリアにおいて役に立つと思う。

・同じ組織の中にいるだけでは、固定観念にしばられることが多くなってしまうが、一歩外に出ることで、新たな技術や考え方を知ることができ、刺激を得られた。

**Q.　教育訓練に関すること**

A.
・出向先にて指導してもらったため、出向先での訓練は特に必要なかった。

**Q.　企業や公的機関からの支援**

A.
・出向元の上司から励ましの言葉をもらったことが自身に対しての支援となった。

**Q.　出向前の不安とその後**

A.
・経験した事のない仕事内容に従事することや、新しい人間関係に馴染めるかどうかという点で出向前に不安や悩みはあったが、実際に出向してみて不安や悩みは減少した。

・どのような場所でも同じだと思うが、始めの数週間から１ヶ月程度の間、仕事に慣れる努力をすれば、ある程度の不安や悩みは減少すると思う。

**Q.　追加を希望する支援内容**

A.
・今までどおり、出向元から応援してもらえれば特に追加を希望する内容はない。

**Q.　出向を経験した感想は？**

A.
・出向元の会社に在籍しているという安心感がある中で、新しい仕事を経験できることは良いことだと思う。

# 事例２

【基本情報】

**生活関連サービス・娯楽業**
（出向元企業）

・勤務状況
　・勤務地：札幌市
　・勤務時間：9:20-18:20
　・休み：シフト制
　・仕事：旅行代理店業務

・従業員数：１１人

・出向人数：２人

・雇用調整助成金の活用状況　：　有

**情報通信業**
（出向先企業）

・勤務状況
　・勤務地：札幌市
　・勤務時間：9:00-18:00
　・休み：土・日・祝日など
　・仕事：インターネットの通信販売
　　（ECビジネスの企画・オペレーター）

・従業員数：１０人

・出向人数：２人

【マッチングから出向終了までのスケジュール】

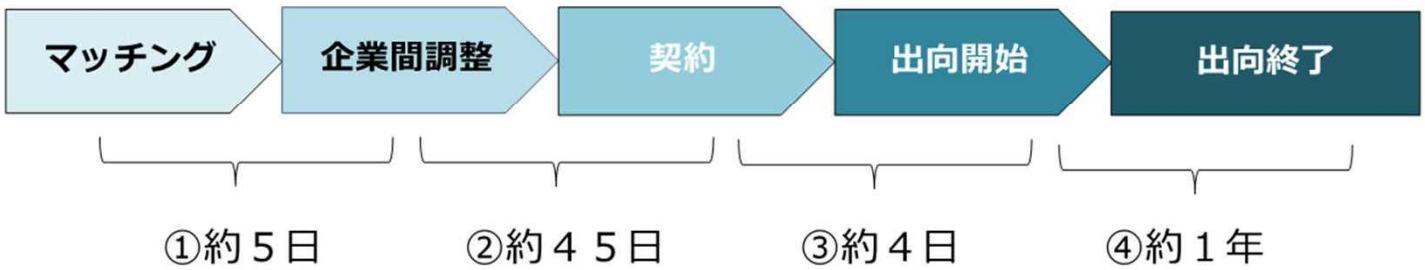


| ①マッチング～調整 | ②調整～契約 | ③契約～出向開始 | ④出向開始～出向終了 |
|---|---|---|---|
| ・５月に産業雇用安定センターから連絡の後、出向元責任者より連絡があり、すぐに業務内容の確認等実際の交渉に入る。 | ・適材適所を考え（特にＩＴスキルのある人）、履歴書・職務経歴を見ながら面談を行い人選。<br><br>・顧問社労士に就業規則の整備と出向契約書の作成等を依頼。<br><br>※労働局への助成金の申請手続きの問い合わせや必要書類整備に時間を要した。 | ・基本合意後、契約書取り交わしまでに約３０日（助成金申請のための書類整備等に時間を要した）と出向開始ギリギリまでかかった。 | ※現在、出向中。 |

# 事例２

出向先企業へのインタビュー

**Q.　出向を成功させるために取り組んだことについて**

A.
・基本合意後、契約書の取り交わしまで、将来的な事業連携の提案等も含め、人材交流を戦略的に考え、出向元と人選や任せる業務などについて時間をかけて調整を行った。

・出向元には、定期的に出向者とコミュニケーションを取るように提案しており、メンタル的なケアにも配慮している。

**Q.　今後も在籍型出向を活用したいか**

A.
活用したい。

・業界の相性が良いことから、新商品・新ビジネス開発（双方のサービス分野を統合させたパッケージ商品など）のパートナーになり得る機会が生まれ、会社間の連携や提携に発展させられる可能性がある。相手側（親会社）からも将来の業務提携の話が出ている。

・相手側は社員に戻ってもらうことが前提なので、引き抜きの心配をするかもしれないが、出向終了後も新商品や新サービスの開発・販売まで人材交流のかたちで続けていくことが考えられる。

**Q.　在籍型出向を労働者のキャリア形成・能力開発にとって役立つものとするための工夫・改善？**

A.
・インターネットでの通信販売やホームページの企画・制作の仕事の経験がないため、配置部署のまわりのスタッフから必要なサポートを行うようにしている。２～３週間後には、本人から自発的に意見が出るようになっている。

・コミュニケーションをしっかり取って、まわりとの垣根をつくらせないように配慮している。

・ＩＴを活用する業界での仕事で得た知識や経験をもとに、旅行業（リアル、アナログの業界）の仕事に復帰したときに、新商品の企画や新たなビジネスモデルの創出に寄与できる人材として活躍してくれることを期待。

**Q.　出向を受け入れてよかったことについて**

A.
・社員に対して、他社の人の目（出向者）から見た改良・改善や異文化の取り入れの余地を気づかせるため、ミーティングの場などでスタッフ間で感想や意見を聞き合うように仕向け、自社になかった発想やアイディア、意見が出るようになってきた。

・まだ十分なコミュニケーションとは言えないものの、互いを認め合い、触発されるかたちで、今までになかった気づきを感じ始めており、変化が出てきているので良かったと考えている。

# 事例２

**Q.　出向を行っての感想は？**

A.

・求人を継続していたところ、今回、商品企画やプロモーション（年中行事や季節に合わせた通販商材の企画など）で１名、商品の受発注業務に１名と合わせて２名の中核的人材を確保することができた。

・出向者は、出向を受け入れてくれたという感謝的な気持ちもあるのかチャレンジ精神があり、中途採用者よりも努力をしていると感じている。

・異文化をもった人材に触発されるかたちで、自社になかった発想やアイディアが出るようになり、今までよりも自社社員から業務改善等の意見を聞くことが多くなったと感じており、職場が活性化している。

・出向元の旅行業とオンラインを結びつけた事業の展開など出向制度の活用が事業展開に役立つものと考えており、事業者としてマーケット環境やニーズの変化に対応していくために活用できる有効な制度だと感じている。

・行政、出向元、出向先と労働者自身にもメリットが大きいことを理解してもらうよう努めながら出向制度を継続実施して欲しい。

## 出向労働者へのインタビュー

【基本情報】

・８月現在、出向中

・年齢：４０歳代

・出向元企業での仕事：旅行代理店業務

・出向先企業での仕事：情報通信業（EC事業の商品企画やプロモーション）

**Q.　出向を経験した感想は？**

A.

・ＥＣ業界のノウハウは旅行業界において新商品の企画開発やツアー満足度を高める上で役に立つと感じている。今まで携わったことのない仕事で、見ること聞くことが新鮮であり、貴重な経験をしていると考えている。

・最初は出向に対して後ろ向きだったが、出向先の仕事内容をじっくり聞きチャレンジしようと思うようになった。

・はじめの２～３週間は出向先社員との温度差を感じたが、いろいろ教えてもらいながら自分の意見が言えるようになった。ミーティングの際にプレゼンの機会があり、賛同されたことが自信となっている。

・やりたいと思ったことがやれない場合や、当初に思っていた仕事や環境と違う場合があると思うので、出向先でのお試し勤務的な仕組みや出向先チェンジ等もできればなお良い。

# 事例３

【基本情報】

**生活関連サービス業，娯楽業**
（出向元企業）

・勤務状況
　・勤務地：大阪市
　・勤務時間：9:30-18:00
　・休み：土・日・祝日
　・仕事：旅行代理店での事務全般

・従業員数：６人

・出向人数：１人

・雇用調整助成金の活用状況　：　有

**情報通信業**
（出向先企業）

・勤務状況
　・勤務地：大阪市
　・勤務時間：9:00-17:30
　・休み：土・日・祝日
　・仕事：情報通信業での事務補助、HP作成等

・従業員数：７人

・出向人数：１人

【マッチングから出向終了までのスケジュール】

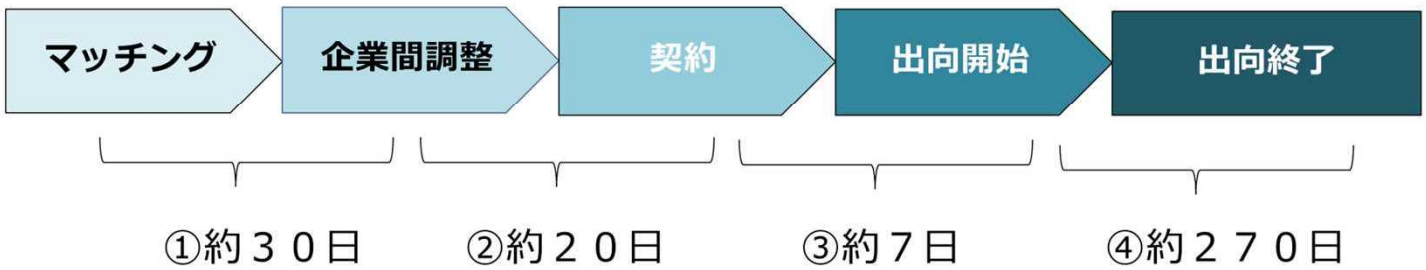


| ①マッチング～調整 | ②調整～契約 | ③契約～出向開始 | ④出向開始～出向終了 |
|---|---|---|---|
| ・社労士より在籍型出向、及び産業雇用安定センターの紹介あり。<br><br>・同センターに求人を登録し、出向元企業の紹介を複数受け受け、選択した。<br><br>・今後の受入ニーズはあり、同センターに登録中。またグループ企業間でも出向の検討中。 | ・面接実施<br><br>・出向元との調整<br>（業務内容、能力開発等） | ・契約の締結 | ・教育訓練をＯＪＴとして実施中<br><br>・出向元による出向者へのフォロー |

# 事例３

出向先企業へのインタビュー

**Q.　出向を成功させるために取り組んだことについて**

A.
・社労士に相談し、産業雇用安定センターと産業雇用安定助成金を案内してもらい同センターに登録を行った。（何社か紹介してもらった中でこの方というのを決めることができた。）

・出向者への教育訓練としては、新卒と同様のカリキュラムで、ＨＰ作成に関連するデザインソフトの習得をＯＪＴ（１～３ヶ月）として行っている。

・上記教育内容については、契約前の調整時点で出向元企業と今後のキャリア形成を踏まえ業務内容とあわせて協議を行った。ＨＰ作成のスキルは、出向元に戻ってからも役に立つという点で一致した（従来ＨＰ作成は外部委託していたが、内作が可能となる見込み)。

**Q.　今後も在籍型出向を活用したいか**

A.
**活用したい。**

・出向を受け入れている現在でも人手不足感があるため、産業雇用安定センターへ引き続き依頼を行っている。

**Q.　出向を受け入れてよかったことについて**

A.
・デジタルサイネージを中心としたコンテンツ作成が主な事業で、コロナ禍においても一定の受注があり、人材確保の必要性感じていた。在籍型出向で受け入れることで、人手不足の解消に有効であった。

・今回成約となった方も自身の能力開発にも積極的であり、当社から新規事業を任せられるほどにとなっている。

・受入が９ヶ月間の限定であっても、有効であると認識している。

**Q.　出向を行っての感想は？**

A.
・出向という制度は、一般の中途採用と異なり、会社からの紹介であり、その会社での仕事ぶりや評価も踏まえ判断できる点で、安心感がある。

・一方、受入にあたっては「預かり物」という感覚で気を遣うこともある。

・なお、産業雇用安定助成金による支援は、受入側にも支給されるため、大変有益。

# 事例３

出向労働者へのインタビュー

【基本情報】

・８月現在、出向中

・２０歳代

・出向元企業での仕事：事務職

・出向先企業での仕事：事務職

**Q.　企業や公的機関からの支援**

A.
・出向中も、交通費は出向元の社長から手渡しでいただいており、その際や昼食時に色々話ができており、こういった支援は安心感につながりありがたいと感じる。

**Q.　出向を通じて得られた職業能力等**

A.
・デザイン制作用ソフトの使用にも慣れてきたし、ＨＰ作成のスキルは、出向元でも役に立つと考えている。従来、出向元企業では、ＨＰ作成は外部委託していたが、内作で可能となる。

**Q.　出向を経験した感想は？**

A.
・休業が続く中、働きたい、仕事がしたいという気持ちが強かった。出向に不安はあったが、休業の状態よりも仕事をしている方が充実しており、チャレンジして良かったと思う。他の方にも薦められる。

・出向先において、新規事業の立ち上げに関わらせていただいておいる。自分も興味を持てるし、今後の役に立つと思う。

# 産業雇用安定センターについて

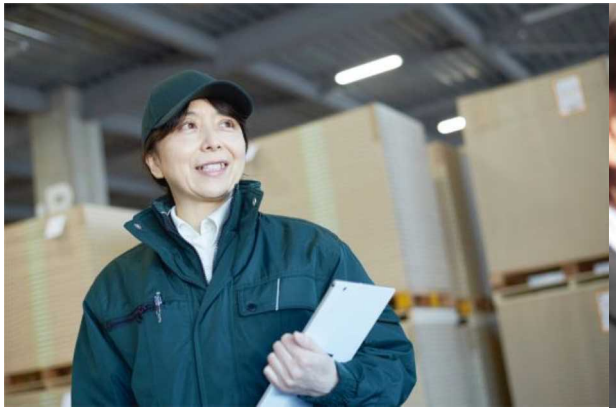

## 応援します、頑張るあなたの新職場!!

公益財団法人 産業雇用安定センター

産業雇用 検索

資料2-7

# 出向・移籍の実績の推移

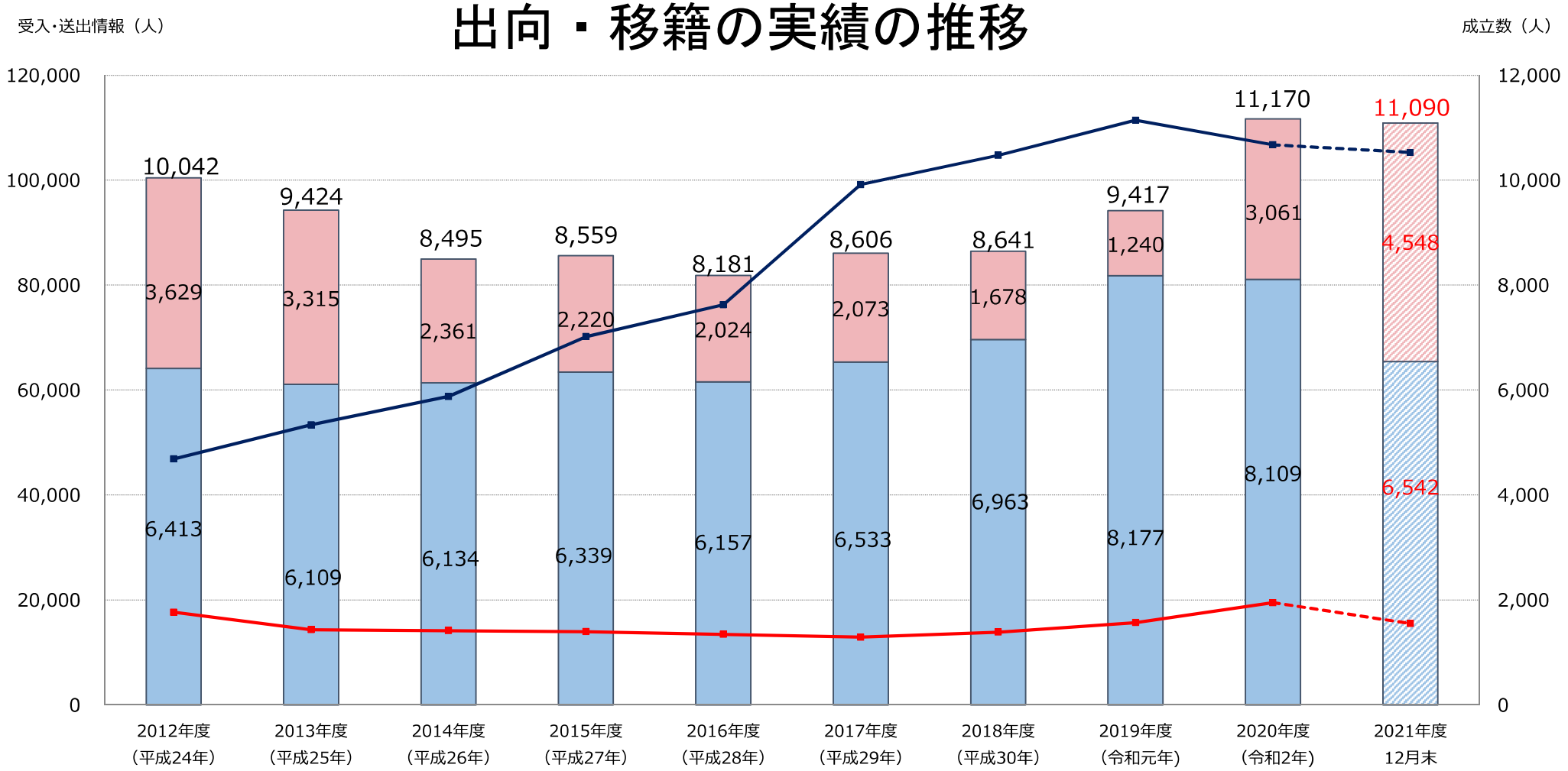


| | 2012年度（平成24年） | 2013年度（平成25年） | 2014年度（平成26年） | 2015年度（平成27年） | 2016年度（平成28年） | 2017年度（平成29年） | 2018年度（平成30年） | 2019年度（令和元年） | 2020年度（令和2年） | 2021年度 12月末 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出向成立 | 3,629 | 3,315 | 2,361 | 2,220 | 2,024 | 2,073 | 1,678 | 1,240 | 3,061 | 4,548 |
| 移籍成立 | 6,413 | 6,109 | 6,134 | 6,339 | 6,157 | 6,533 | 6,963 | 8,177 | 8,109 | 6,542 |
| 成立合計 | 10,042 | 9,424 | 8,495 | 8,559 | 8,181 | 8,606 | 8,641 | 9,417 | 11,170 | 11,090 |
| 受入情報 | 46,858 | 53,360 | 58,753 | 70,167 | 76,253 | 99,165 | 104,732 | 111,421 | 106,727 | 105,268 |
| 送出情報 | 17,664 | 14,326 | 14,137 | 13,963 | 13,453 | 12,906 | 13,853 | 15,675 | 19,489 | 15,494 |

※2021年度の数値は速報値であり、今後、修正する場合がある。

# 在籍型出向支援のプロセスの概要

送出企業： 在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて**雇用維持を図りたい企業**

在籍型出向支援等協議会

労使団体、金融機関、社労士会、労働局ほか行政機関など

**産業雇用安定センター**

送出情報の収集

受入情報の収集

## STEP1：情報収集

事業所訪問により具体的な送出情報・受入情報を収集

マッチング

## STEP2：企業間面談

送出企業と受入企業との間で、出向に係る諸条件について事前に話し合いの場を設定。

（助成金の周知と活用勧奨）

マッチング

【社内手続】

- ✓ 出向期間や出向期間中の賃金・労働時間等の労働条件等の明示
- ✓ 出向対象労働者の選定・募集
- ✓ 出向対象労働者の同意や労働組合との合意
- ✓ 就業規則等に出向規定を整備　など

## STEP3：職場見学

出向元企業の人事労務担当者、出向対象労働者や労働組合に、受入企業の職場や職務内容、勤務時間の実態などの職場見学を場を設定

職場見学

## STEP4 出向契約の締結

- ✓ 出向期間や職務内容の規定
- ✓ 賃金負担などの取り決め
- ✓ 勤務時間や時間外労働など労働条件の明確化
- ✓ 社会保険等の取扱い　など

## STEP5 出向の開始

## STEP6 フォローアップ

出向元企業や産業雇用センターによる継続的なフォローアップ

受入企業： 在籍型出向を活用して、一時的に**人材を確保したい企業**

# 在籍型出向の月別成立数の推移（2019年度～2021年度）

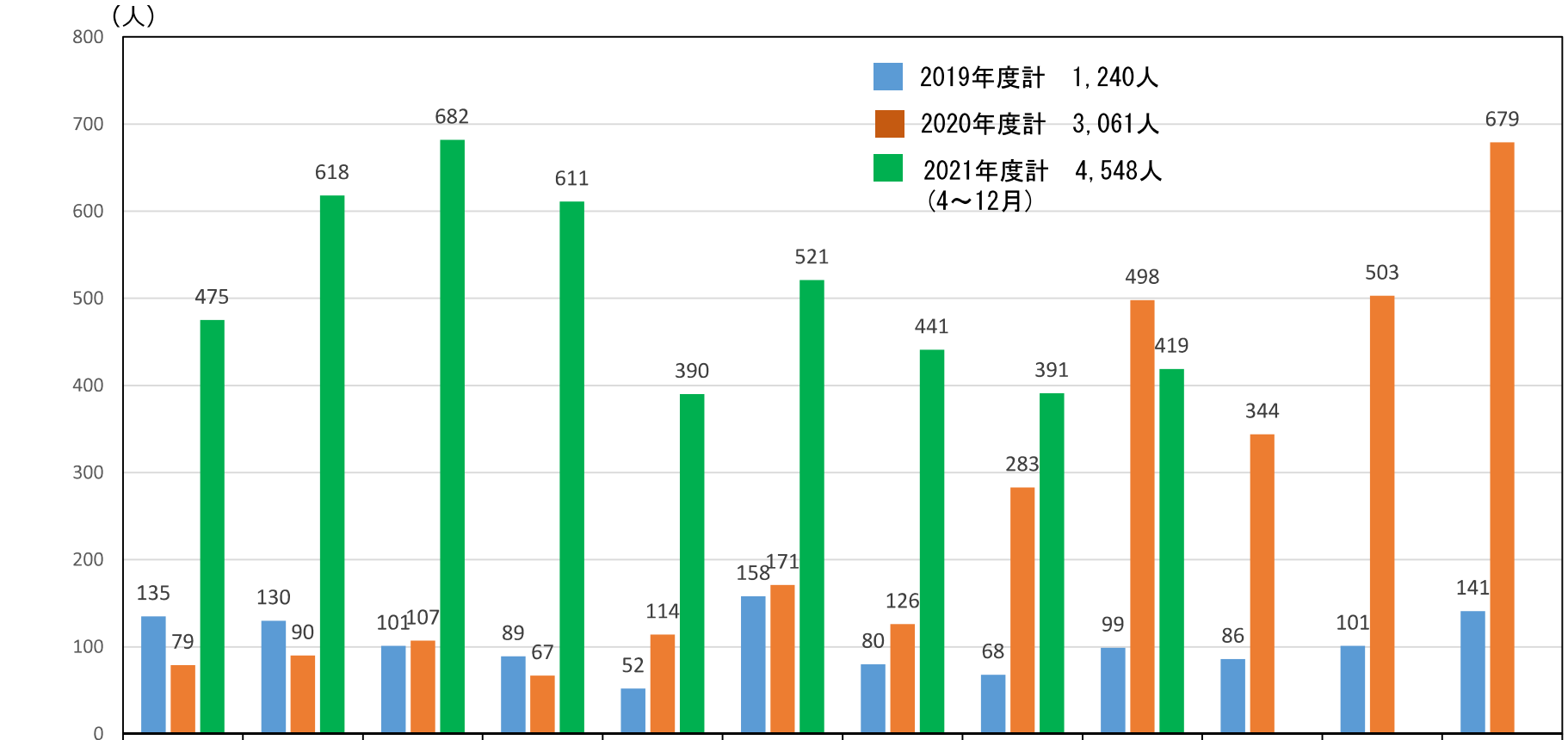


| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年度 | 135 | 130 | 101 | 89 | 52 | 158 | 80 | 68 | 99 | 86 | 101 | 141 |
| 2020年度 | 79 | 90 | 107 | 67 | 114 | 171 | 126 | 283 | 498 | 344 | 503 | 679 |
| 2021年度 | 475 | 618 | 682 | 611 | 390 | 521 | 441 | 391 | 419 | | | |

注）2021年度の各月の数字は速報値であり、今後修正する場合がある。

# 在籍型出向に係る受入情報・送出情報・成立数の月別推移

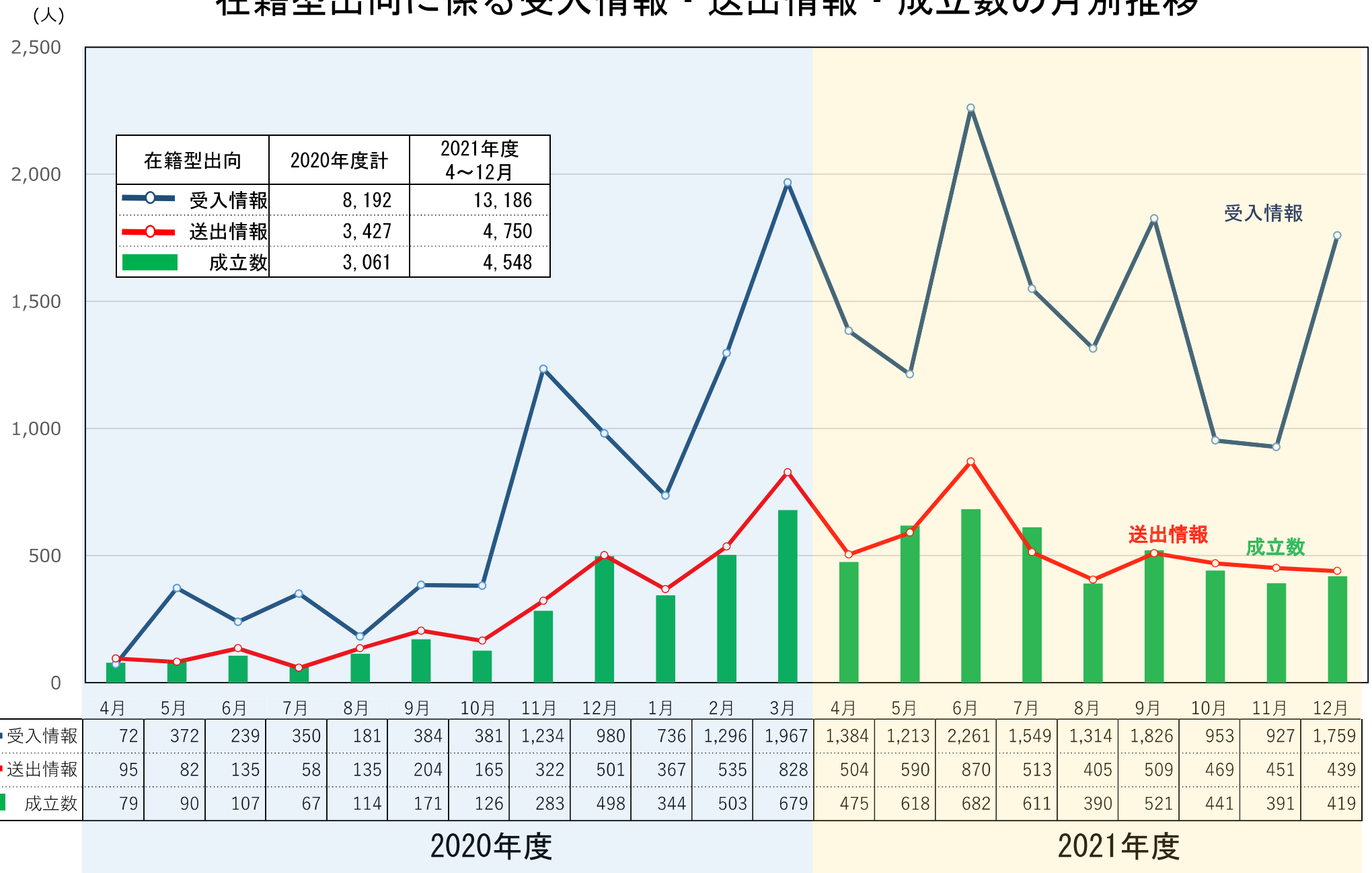


| 在籍型出向 | 2020年度計 | 2021年度 4～12月 |
|---|---|---|
| 受入情報 | 8, 192 | 13, 186 |
| 送出情報 | 3, 427 | 4, 750 |
| 成立数 | 3, 061 | 4, 548 |

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受入情報 | 72 | 372 | 239 | 350 | 181 | 384 | 381 | 1,234 | 980 | 736 | 1,296 | 1,967 | 1,384 | 1,213 | 2,261 | 1,549 | 1,314 | 1,826 | 953 | 927 | 1,759 |
| 送出情報 | 95 | 82 | 135 | 58 | 135 | 204 | 165 | 322 | 501 | 367 | 535 | 828 | 504 | 590 | 870 | 513 | 405 | 509 | 469 | 451 | 439 |
| 成立数 | 79 | 90 | 107 | 67 | 114 | 171 | 126 | 283 | 498 | 344 | 503 | 679 | 475 | 618 | 682 | 611 | 390 | 521 | 441 | 391 | 419 |

※2021年度の数値は速報値であり、今後、修正する場合がある。

# 在籍型出向に係る業種間の成立状況 （2021年4月～12月）

○ 2021年4月～12月の出向成立数は4,548人（前年度通期は3,061人）
○ 送出業種で多いのは、H運輸・郵便業で1,632人、E製造業で1,381人、次いで、N生活関連サービス業で687人
○ 受入業種で最も多いのは、E製造業で1,774人、次いでRサービス業（他に分類されないもの）で915人、I卸売・小売業527人
○ 異なる業種間で成立した割合は、71.2%（前年度通期は49.5%）

| 受入業種＼送出業種 | ABC 農業・林業、漁業、鉱業等 | D 建設業 | E 製造業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | G 情報通信業 | H 運輸・郵便業 | I 卸売・小売業 | J 金融業，保険業 | K 不動産業，物品賃貸業 | L 学術研究，専門・技術サービス業 | M 宿泊業，飲食サービス業 | N 生活関連サービス業，娯楽業 | O 教育，学習支援業 | P 医療，福祉 | Q 複合サービス事業 | R サービス業(他に分類されないもの) | ST 公務、その他 | 総計（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ABC 農業・林業、漁業、鉱業等 | | | 3 | | | 28 | 4 | 4 | | | 3 | 3 | | | 17 | 2 | | 64 |
| D 建設業 | | | 12 | 4 | | 14 | 4 | | | | | 8 | | | | 3 | | 45 |
| E 製造業 | 1 | 23 | 1,164 | | 2 | 379 | 37 | | | 52 | 38 | 43 | | | 15 | 20 | | **1,774** |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 |
| G 情報通信業 | | | 8 | | 2 | 82 | 5 | | 1 | 5 | 13 | 110 | | | | 35 | | 261 |
| H 運輸・郵便業 | | | 54 | | | 29 | 1 | | | | | 5 | | | | 1 | | 90 |
| I 卸売・小売業 | | | 57 | | | 256 | 14 | | | 10 | 54 | 131 | | | | 5 | | **527** |
| J 金融業，保険業 | | | | | | 5 | 15 | | | 1 | | 7 | | | | 1 | | 29 |
| K 不動産業，物品賃貸業 | 1 | | 3 | | | 1 | 2 | | 1 | | 1 | 4 | | | | 1 | | 14 |
| L 学術研究，専門・技術サービス業 | | | 9 | | | 103 | 27 | | 5 | | 20 | 113 | 1 | | | 30 | | 308 |
| M 宿泊業，飲食サービス業 | | | | | | 44 | 6 | | | | 83 | 13 | | | | | | 146 |
| N 生活関連サービス業，娯楽業 | 1 | | | | | 6 | | | | 1 | 10 | 1 | | | 5 | 7 | | 31 |
| O 教育，学習支援業 | | | 3 | | | 37 | 2 | | | | 1 | 9 | 2 | | | | | 54 |
| P 医療，福祉 | | | 5 | | | 151 | 3 | | | | 4 | 15 | 2 | | | 4 | | 184 |
| Q 複合サービス事業 | 8 | | 11 | | | 39 | | | | | 3 | | | | | | | 61 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 1 | 3 | 52 | | | 450 | 19 | | | 7 | 181 | 188 | | | | 14 | | **915** |
| ST 公務、その他 | | | | | | 6 | | | | | | 37 | | | | | | 43 |
| 総計（人） | 12 | 26 | **1,381** | 4 | 4 | **1,632** | 139 | 4 | 7 | 76 | 411 | **687** | 5 | 0 | 37 | 123 | 0 | 4,548 |

# 感染症の影響を受けた企業の在籍出向を活用した雇用維持の具体例

2022.1.7

| | 送り出し企業の業態 | 送り出しの理由 | 受入れ企業の業態 | 受入れの理由 | 出向者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事例１ | 医薬品小売業<br>（ 調剤薬局 ） | コロナ禍で病院離れが進んでおり、利用者も大きく減少している。薬剤師のほか、栄養指導を行うため複数の管理栄養士を雇用しているが、稼働の機会が少ない。特に、昨年4月に新卒採用した管理栄養士の教育訓練の機会がないので、医療機関等への在籍型出向によりキャリアを積ませられないか。 | 一般診療所<br>（ こどもクリニック ） | 小児科診療を行っている。特に、小児肥満など栄養指導は不可欠ではあるものの、管理栄養士の人材確保に苦慮している。求人を出しているが、そもそも有資格者が見つからない。そのため、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は12月。 | 1 |
| 事例２ | 建築工事業 | 鉄筋工事や溶接等の事業を行っている小規模な会社。現在はコロナ禍の影響により受注がほとんどないが、3月からは施工の予定があるので、56歳から69歳のベテラン従業員の雇用を出向で当面維持したい。体力面である程度配慮してもらえる出向先を探してほしい。 | 化学製品製造業<br>（ユニットバス製造） | ユニットバスの開発・製造を行っており、国内シェアは高い。3月まではフル生産体制となり人手が圧倒的に足りないが、一時的な需要であるので新たに従業員として採用することは考えられない。高齢者でもできる仕事もあるので、出向として受け入れたい。出向期間は2月。 | 3 |
| 事例３ | 旅行業<br>（ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞ業） | 旅行商品の企画販売のほか、地方空港のグランドハンドリング業務も行っているが、空港業務が雇用過剰の状況なので、グループ内企業への出向を考えたい。グループ企業とは言っても業種が全く異なり、これまで人的交流はないので産雇センターに仲介を依頼した。出向対象労働者から同意を得るとともに、全従業員に対し出向を活用することを説明した。ハローワークの助成金担当と産雇センターが同席して何度も説明してもらった。 | 電子部品製造業<br>（半導体部品の製造） | 半導体部品の受託生産を行っており業績は堅調である一方で人手不足に窮している。ハローワークや産雇センターに求人を出しても充足できない。グループ内で雇用過剰となっている企業もあるので、出向を活用して人材確保をしたい。出向期間は12月。 | 1 |
| 事例４ | 宿泊業<br>（ 寺院の宿坊 ） | 寺院の宿坊を運営しているが、冬場で予約が少ないことに加え、コロナ禍によるダメージが大きい。部屋室担当の従業員の雇用を守るため在籍型出向について産雇センターに相談したところ、他県ではあるが老舗の高級旅館を提案された。従業員の教育訓練にもなると考え本人に打診したところ了解を得た。 | 宿泊業<br>（ 老舗旅館 ） | 冬季は特産のカニのシーズンであり3月まで予約が集中しているが、従業員の確保が例年以上に困難な状況。そのため、出向による受け入れを産雇センターに相談したところ、他県からの出向受入を打診された。出向対象者のための寮も準備するので受け入れたい。出向期間は３月。 | 1 |
| 事例５ | 旅行業 | 海外旅行需要が当分見込めないが、アフターコロナを見据えて従業員の雇用は維持したいので在籍型出向を活用したい。送り出しに当たっては、業務内容に親和性があり、現在の労働時間と休日・休暇、シフト勤務なしを前提に出向先を探してもらいたい。 | コールセンター | 出向元企業の旅行業が希望する諸条件を十分調整し受入れることとなった。併せて、出向元企業の人事評価制度に基づき出向者に対する評価を依頼されたが、非常に優れた制度を運用しており、ぜひ自社でも同様の人事評価制度を導入したい。出向期間は12月。 | 13 |
| 事例６ | クリーニング業 | 専門的なクリーニングを行っており全国からのニーズに対応しているが、コロナ禍に加え最近の原油高で経営環境は厳しい。高度な技術水準を有する従業員の雇用はぜひ維持したい。近隣地域で親和性があり新たな技術習得に役立つような企業への在籍型出向を活用できないか。 | 織物業 | 地域特産の織物製品のひとつとしてクオリティの高いカーテンなどを、デザイン、染色、縫製、検品し出荷している。出向を活用することは初めてだが、プレス機など類似の機器操作など親和性はあると思う。これを契機として出向元企業との協業による新分野展開も考えていきたい。出向期間は4か月。 | 1 |
| 事例７ | 宿泊業<br>（観光ホテル） | コロナの感染状況は減少しているものの、県外からの観光客がコロナ前の水準まで戻るまでには当分時間がかかりそう。特にレストラン部門の利用客が減少しているので、在籍型出向を活用して雇用を維持したい。産雇センターに相談したところ、複数の出向先候補企業を提案してもらった。 | スポーツ施設提供業<br>（ゴルフ場） | 県内の山間部でゴルフ場を経営している。コロナで県外からの利用客が大きく減少した反面、県内利用客が大きく増加しており人手が足りない。レストラン部門の責任者を採用したいが、山間部に所在しており求人を出しても採用できないので、出向受入により急場をしのぎたい。出向期間は6月。 | 1 |
| 事例８ | 鉄道業 | コロナの影響で車両運行本数を減らしているため、車掌などの乗務員が過剰雇用となっている。産雇センターから介護福祉施設への出向の提案があり、社員から「手上げ方式」により希望者を募った。 | 老人福祉・介護事業 | 出向で受け入れる場合は最低でも１年を希望。鉄道業からの受け入れに先立って、急遽、自治体と連携して介護職員初任者研修を１か月間みっちり実施し、７月から１年間受け入れることとなった。 | 6 |

# マンガでわかる！ 在籍型出向

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子**「マンガでわかる！在籍型出向」**を配付し説明しており、センターや厚生労働省のＨＰでも提供しています。

（全24ページより抜粋）

# 関係機関・団体との連携・協力の具体的事例

## ◆ 地方自治体

### 京都府（【短期】雇用シェアリングモデル事業（雇用の短期助け合いマッチング））

・経済団体、労働者団体、国・府・京都市の行政に「産業雇用安定センター京都事務所」を加えたオール京都による推進体制を構築。

・**社労士派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポート**。

### 福井県（ジョブシェアリング促進事業）

・2020年10月から、福井県がコロナの影響等を受ける企業の雇用サポートとして「ジョブシェアリング促進事業」を立ち上げ、福井県雇用シェア促進協議会を設置。

・福井県と産雇センター福井事務所の間で連携協定を締結。

・労働力過剰企業および労働力不足企業の需給ニーズ等の企業情報の提供を相互に行い、出向等のマッチングを促進。

## ◆ 労使団体

### 愛知県経営者協会

・2019年４月より、愛知県経営者協会と**産雇センター愛知事務所にて以下の連携強化**を実施。

①産雇センターの人材送出・受入情報を愛知経営者協会会員企業へ発送、**実績情報の周知ＰＲ**

②愛知県経営者協会**会員企業向け説明会**の開催

③産雇センターと経営者協会の**既存研修等の後援、共催**

④愛知県経営者協会**会員企業向け相談窓口の設置**

・愛知県経営者協会が会員企業から送出・受入情報を聞き取り、産雇センター愛知事務所へ取り次ぎ。

### 札幌商工会議所

・2020年11月16日より、札幌商工会議所と産雇センター北海道事務所が在籍型出向制度を活用した出向支援を実施。

・札幌商工会議所・産雇センター北海道事務所で受入企業、送出企業の**相談募集**。

・相談内容は、**札幌商工会議所（申込フォーム）で受け付け**、相談内容に応じて**産雇センター北海道事務所へ支援依頼**。

・契約サポート、担当者同士の面談・マッチングのセッティングなどマッチングに向けて支援。

### UAゼンセン

・UAゼンセン本部と産雇センター本部間で2020年9月に連携協定を締結。

・これにより、全国のUAゼンセン支部と産雇センター地方事務所間で、出向・移籍に関する情報共有を強化し、円滑なマッチングに繋げる。

## ◆ 金融機関

### M銀行

・M銀行が各支店で取引先企業の雇用過不足の人材ニーズを把握し、本店にて人材ニーズ情報を集約。

・支援が必要と判断された人材ニーズ情報を産雇センター本部に提供（トスアップ）。（2020年10月連携協定締結）

・産雇センター本部から地方事務所へ出向あっせん支援指示。地方事務所は、同銀行支店と連携しながらマッチングを行う。

### 政府系金融機関（近畿地区）

・2021年3月、財務省近畿財務局の仲介により、近畿地区の日本政策金融公庫と産雇センターが連携協定を締結。

・顧客企業に対して産雇センターの周知ＰＲや、同行訪問による人材受入・送出の課題に対する支援を実施。

・農業分野の人材確保についてオンラインセミナーを10月より配信予定。

**連携協定の締結状況**
～2021年12月現在～

| | |
|---|---|
| 金融機関 | 43 |
| 経済団体 | 12 |
| 労働組合 | 3 |
| 行政機関 | 10 |

## １．２０２１年度　和歌山事務所実績

①送出：６名（運輸、卸売、宿泊）
②受入：６名（農業、事務所、介護）

## ２．和歌山事務所からのコメント

＜現況＞

①送出側の企業情報が少なく、マッチングが進みにくい。
②受入側は「出向者を受入れることで、人出不足を解消したい」と言う意図で、問い合わせが比較的に多い。
③産業雇用安定助成金により出向を検討するきっかけになっている。
④雇用調整助成金が優先され、在籍型出向は検討に進めていない。
　※産業雇用安定助成金の申請が煩雑
　※出向の条件にまとめるために時間と労力を要する
⑤コロナ禍で、雇用の維持の手段として在籍型出向について理解が広がった。また、人勢育成の手段として在籍型出向について問い合わせが徐々に出てきている。

＜広報活動＞

①和歌山労働局と連携し、「産業雇用安定助成金」に関する説明や問い合わせ先を載せたチラシを作成し、訪問先での説明に活用している。
②和歌山県経営者協会の協力によりおこなっている求人情報には上記チラシの片面を掲載している。
③和歌山県商工会連合会や和歌山県中小企業団体中央会の会合において在籍型出向について説明している。
④社会保険労務士会の研修会並びにロータリークラブの例会にて在籍型出向の説明している。
⑤和歌山商工会議所の部会において在籍型出向などの説明を行う予定。

資料3

# 在籍型出向に関する
# アンケート結果について

# アンケート調査の趣旨・目的、概要等

**調査趣旨・目的**

- コロナ禍において在籍型出向を活用した雇用維持を支援するため、令和２年度第３次補正予算において「産業雇用安定助成金」を創設、令和３年２月５日より施行。
- 本制度の普及・活用促進に向けては、全国及び地域協議会の運営、政府広報の活用、解説動画の公開など様々な取組を実施。
- 今般、制度創設から約半年が経過したことから、本制度の評価の把握を目的としてアンケート項目を作成し、助成金を活用して在籍型出向に取組む事業主や出向を経験した労働者を対象にアンケート調査を実施。
- 調査結果は、本制度のさらなる普及・活用促進の参考とする。

**調査概要**

- 調査対象：令和３年６月30日現在、都道府県労働局にて産業雇用安定助成金の計画届を受理した出向元・出向先事業主及び在籍型出向を経験された労働者
- 調査対象事業所数：出向元事業所540社、出向先事業所604社、労働者は１企業１名に対して実施
- アンケート回答数：出向元事業所336社、出向先事業所341社、出向経験労働者382名
- 調査方法：調査対象事業所に都道府県労働局からアンケート調査票を郵送配布、郵送回収
- 調査時期：令和３年８月



# 在籍型出向に対するアンケート調査（概要）

○　在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）、労働者ともに**非常に高い評価**となっている。

○　評価する主な理由として、
　出向元企業は**「労働意欲の維持・向上」**や**「能力開発効果」**、
　出向先企業は**「自社従業員の業務負担軽減」**や**「即戦力の確保」**、
　出向労働者は**「能力開発・キャリアアップ」**や**「雇用の維持」**を挙げている。

○　一方、評価しない理由として、企業側は**出向契約までの負担**を挙げ、労働者側は**職場環境の変化による精神的負担**を挙げている。

○　出向元は約半数、出向先は約６割が**今後も在籍型出向を利用したい**としている。

| | 出向元企業 | 出向先企業 | 出向労働者 |
|---|---|---|---|
| 在籍型出向に対する評価とその理由 | **95%の企業が評価**<br>【評価する理由】<br>・労働意欲の維持・向上（63%）<br>・能力開発効果（59%）<br>【評価しない理由】<br>・出向契約までの負担（12%）<br>・出向労働者の精神面のケアが負担（9%） | **98%の企業が評価**<br>【評価する理由】<br>・自社従業員の業務負担軽減（75%）<br>・即戦力の確保（52%）<br>【評価しない理由】<br>・出向契約までの負担（8%）<br>・出向労働者の教育訓練の負担（3%） | **94%の出向労働者が評価**<br>【評価する理由】<br>・能力開発・キャリアアップ（57%）<br>・雇用の維持（46%）<br>【評価しない理由】<br>・職場環境の変化等による精神的負担（18%） |
| 在籍型出向の今後の利用見込み | **引き続き利用したい　49%**<br>【利用したい理由】<br>・人件費抑制（68%）<br>・助成金（57%）<br>・労働者の能力開発（51%） | **引き続き利用したい　59%**<br>【利用したい理由】<br>・助成金（51%）<br>・出向元との関係性保持（33%）<br>・自社従業員の意欲増進（32%） | － |

# 産業雇用安定助成金活用事業所の属性①

## 事業所規模について

事業所の規模は、出向元・出向先ともに、301人以上が最も多くなっており、101人以上が全体の4割程度、31人以上が全体の７割近くとなっている。特定の規模の偏りはみられない。

出向元　n =336

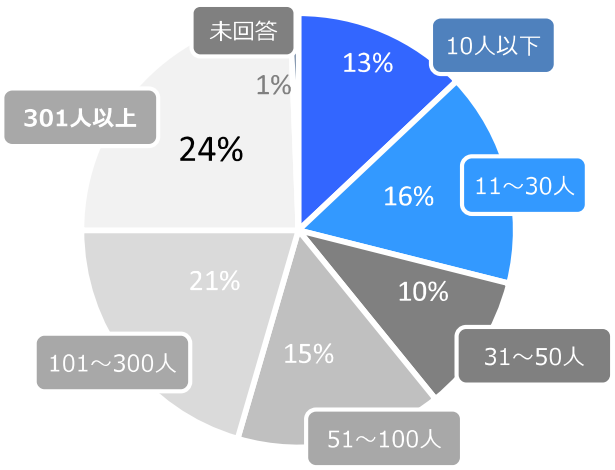


出向先　n =341

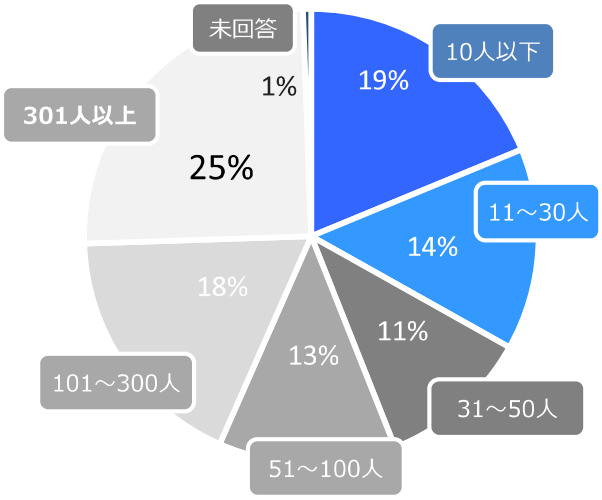




# 産業雇用安定助成金活用事業所の属性②

## 出向元事業所の雇用調整助成金の利用状況

出向元事業所の約８割は、雇用調整助成金を現在受給しており、今後も受給する見込みとなっている。休業と在籍型出向を併用し、雇用維持を図っている状態であり、**雇用維持の選択肢の一つとして、在籍型出向に取組む事業主の広がりがみられる**。

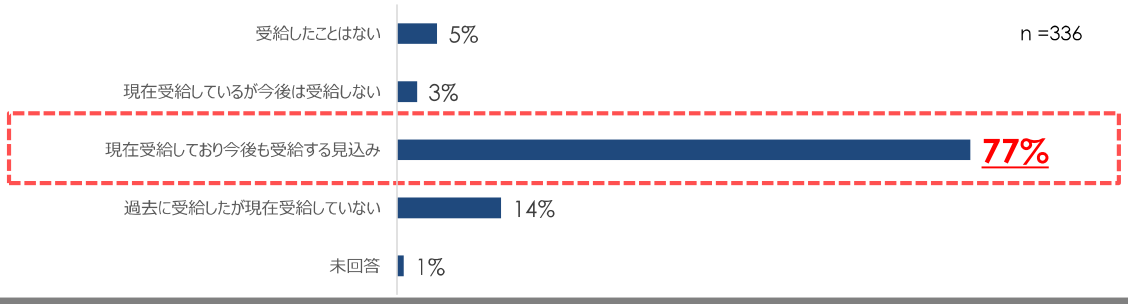


## 出向労働者数

出向した労働者数は、**５人未満と回答した事業所が最も多く（52%）**、５～９人と回答した事業所が13%、10人以上と回答した事業所が34%となっている。事業所規模に偏りがみられないのに対し、**多くの企業の出向者数は少人数**となっている。

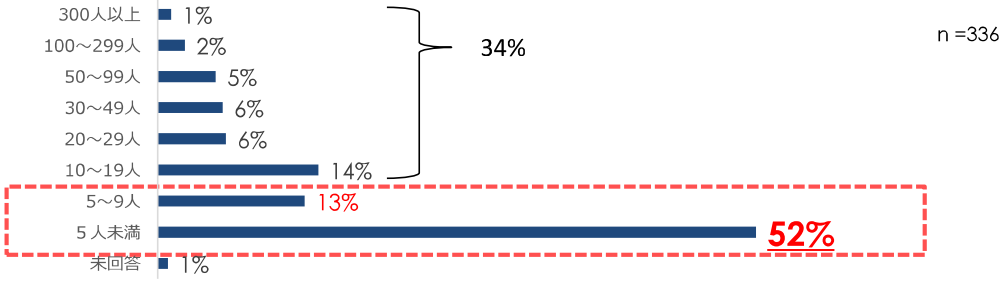

# 産業雇用安定助成金活用事業所（出向労働者）の属性

## 出向労働者の勤続年数

出向労働者の勤続年数は、**勤続20年未満が約８割**、勤続20年以上が約２割となっている。

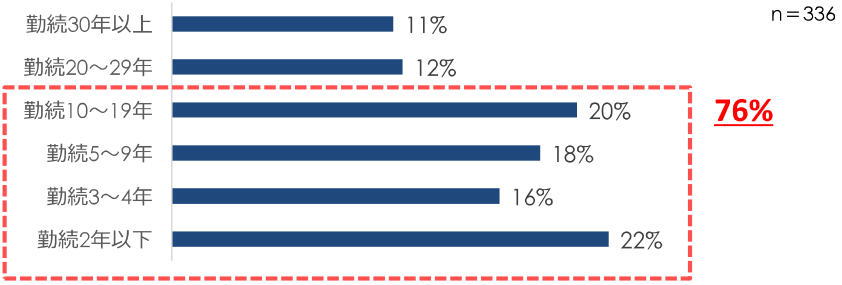


## 出向労働者の管理職割合

出向労働者の**９割以上が管理職以外の正社員**である。

# 在籍型出向に対する評価や効果①

## 在籍型出向を利用する理由

出向元事業所では、**国の助成金による支援**が最も多く、続いて、**自社労働者のキャリアアップ・能力開発**、**労働意欲の低下防止**の順となっている。
出向先事業所では、**人手不足の解消**が最も多く、続いて、**国の助成金による支援**、**出向元企業からの要請**の順となっている。

### 出向元

n＝336
(複数回答可)

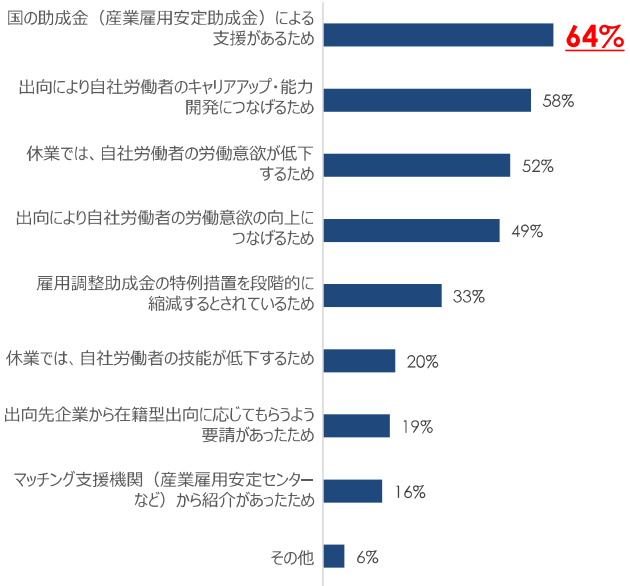


### 出向先

n＝341
(複数回答可)

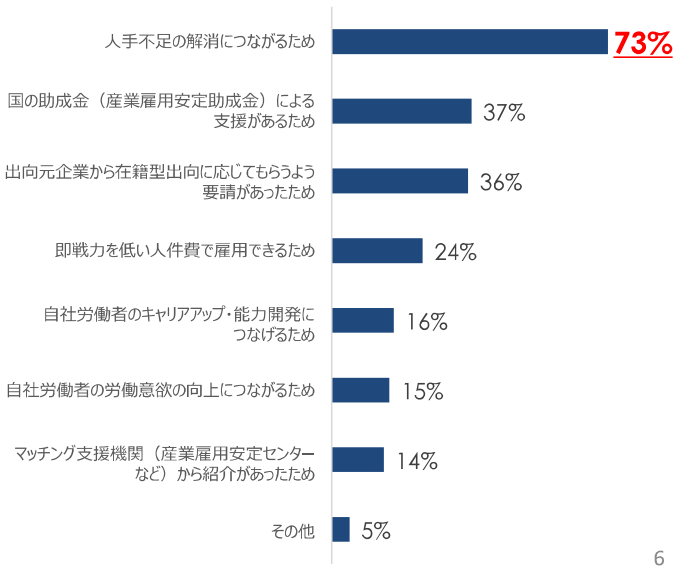

# 在籍型出向に対する評価や効果②

## 在籍型出向を活用して雇用を維持する取組に対する評価

出向元・先とも「評価できる」が７割以上と最も多く、「やや評価できる」を含めると、**ほぼすべての事業主が本取組を評価**している。

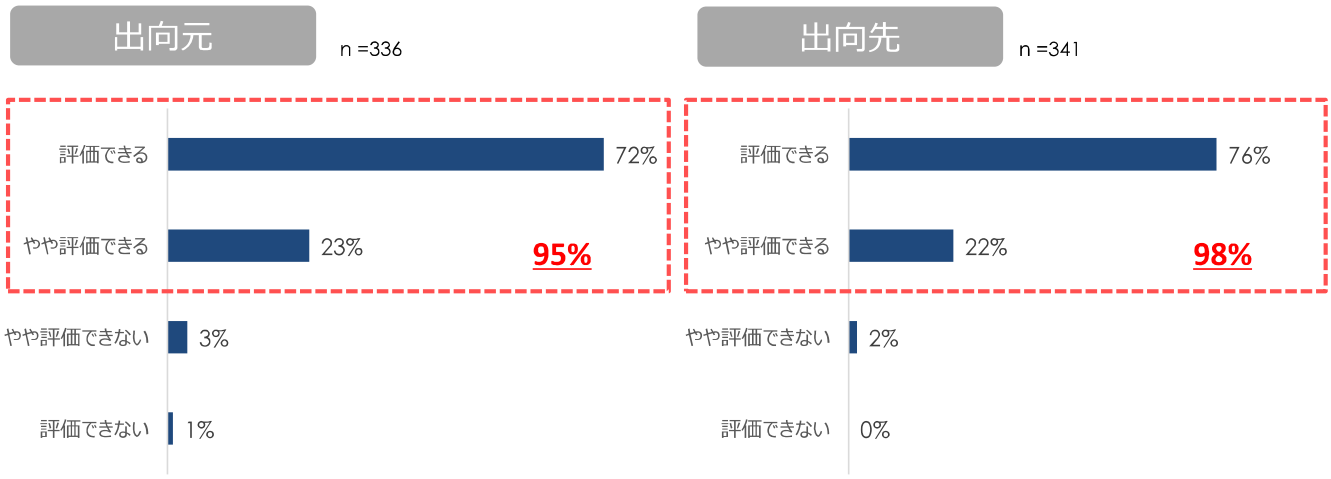




# 在籍型出向に対する評価や効果③

## 在籍型出向を評価する・評価しない理由

【評価する理由】

出向元は、**出向労働者の労働意欲の維持・向上**、**能力開発効果**及び**雇用維持効果**を評価。出向先は、**人手不足の解消・従業員の負担軽減**が最も多い。

【評価しない理由】

出向元・先とも**出向契約までの負担が大きい**との声が最も多い。出向元では、**出向労働者への精神面のケアが負担**とする声もやや多い。

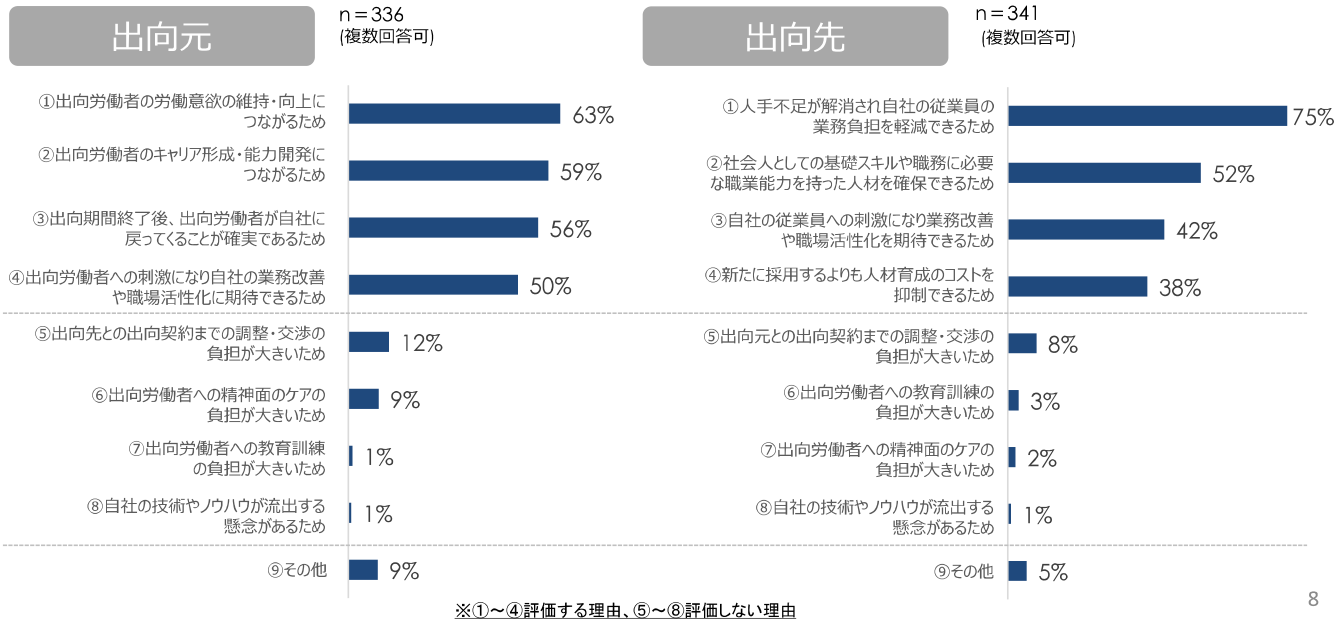


※①～④評価する理由、⑤～⑧評価しない理由

# 在籍型出向に対する評価や効果④（出向労働者）

## 在籍型出向を活用して雇用を維持する取組に対する評価

「評価できる」が約６割と最も多く、「やや評価できる」を含めると、**ほぼすべての出向労働者が本取組を評価**している。

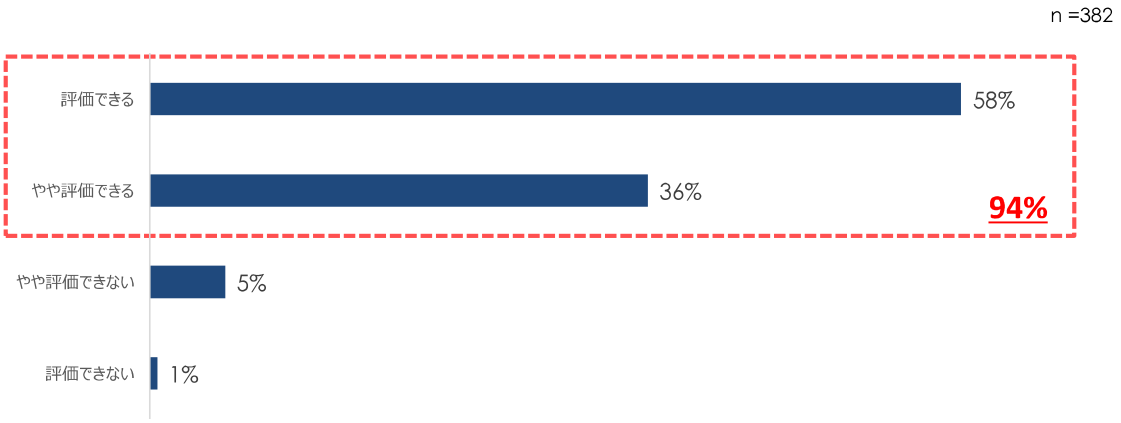




# 在籍型出向に対する評価や効果⑤（出向労働者）

## 在籍型出向を評価する・評価しない理由

【評価理由】

**出向先での経験がキャリアップ・能力開発に繋がった**、**出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができた**、**収入確保による生活面の安定が図られた**効果を評価。

【評価しない理由】

**職場環境の違いなどから精神的負担が大きい**との声が最も多かった。

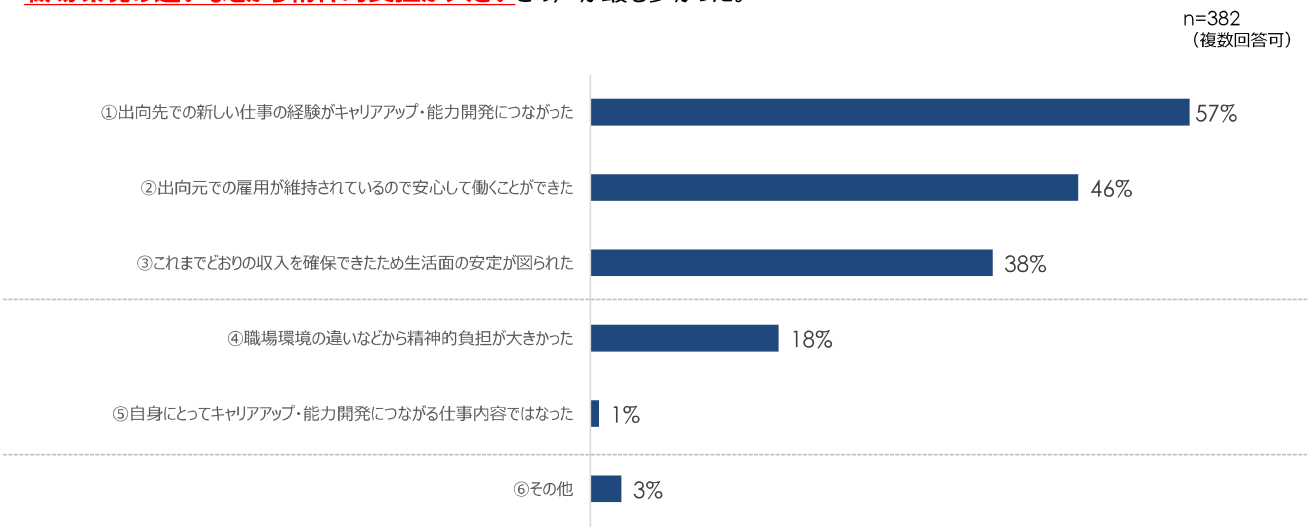


※①～③評価する理由、④～⑤評価しない理由

# 在籍型出向に対する評価や効果⑥

## 今後の在籍型出向の利用見込み

出向元・先とも**「現行の出向者の出向期間が終わっても引き続き利用したい」**（①・③）が「利用しない」（②・④）を大きく上回る。
また、雇用過剰感、人手不足感は、当面続くと考える企業が多い。

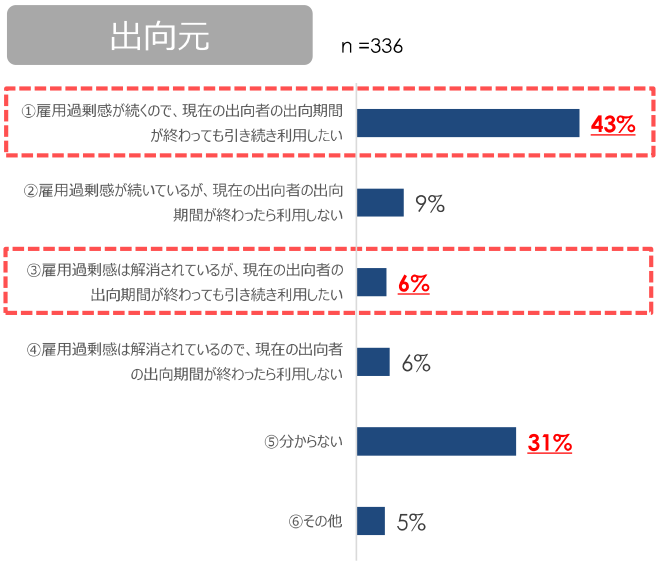


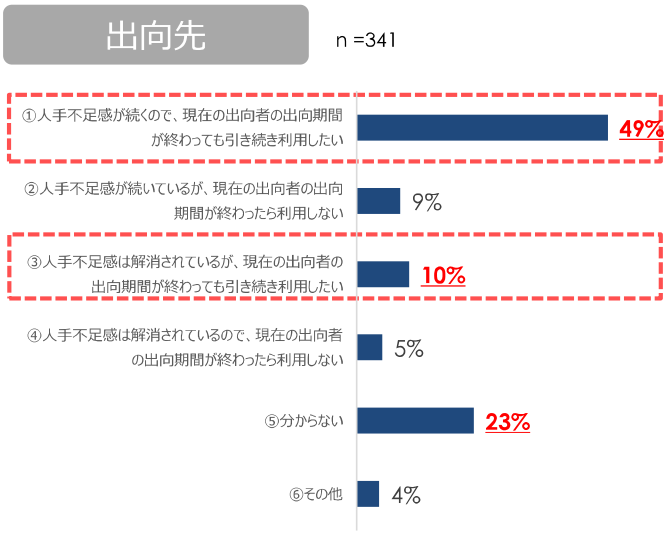




# 在籍型出向に対する評価や効果⑦

## 今後の在籍型出向の利用見込み・在籍型出向を引き続き利用したい理由

出向元・先とも、**産業雇用安定助成金による支援**と**人件費等の抑制**というコスト面の理由が多くなっており、そのほか、**出向労働者のキャリアアップ・能力開発**、**企業間の関係性の保持**と続く。

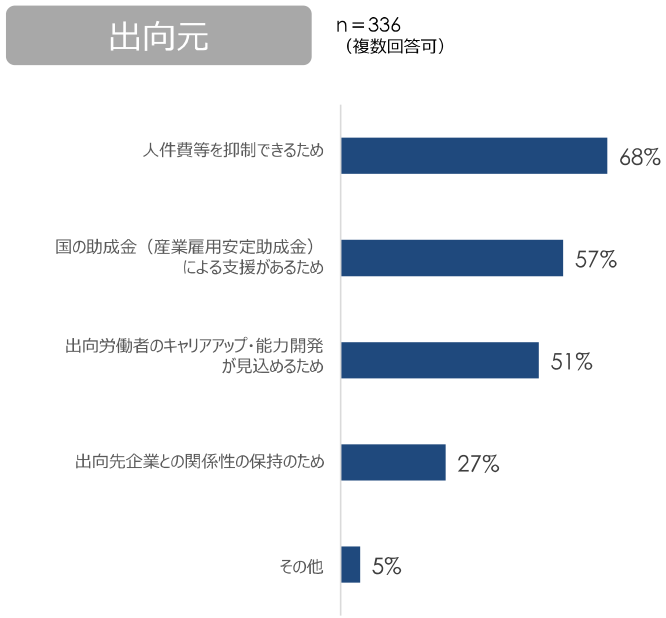


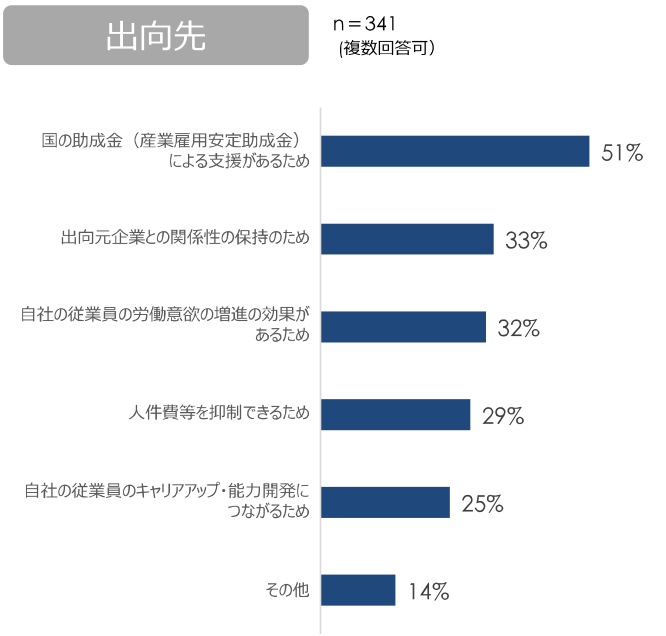

# 在籍型出向に係るキャリア形成・能力開発への効果①

## キャリア形成・能力開発への効果（出向元企業及び出向経験労働者の回答）

○　出向元企業及び出向経験労働者の多くが在籍型出向はキャリア形成・能力開発に何らか効果があったと考えており、在籍型出向がキャリア形成・能力開発に特に効果がないとした企業・労働者の割合は低い。
○　とりわけ、効果の内容として、出向先での業務経験により知識・スキルが高まったと回答した企業・労働者は半数以上であるほか、出向先での交流を通じて人的ネットワークが広がったと回答した企業・労働者は約４割である。
○　業務経験により向上した知識・スキルの具体的内容としては、「自社では得がたい専門知識や専門スキル」、「業界に関する知識や情報」等が主である。

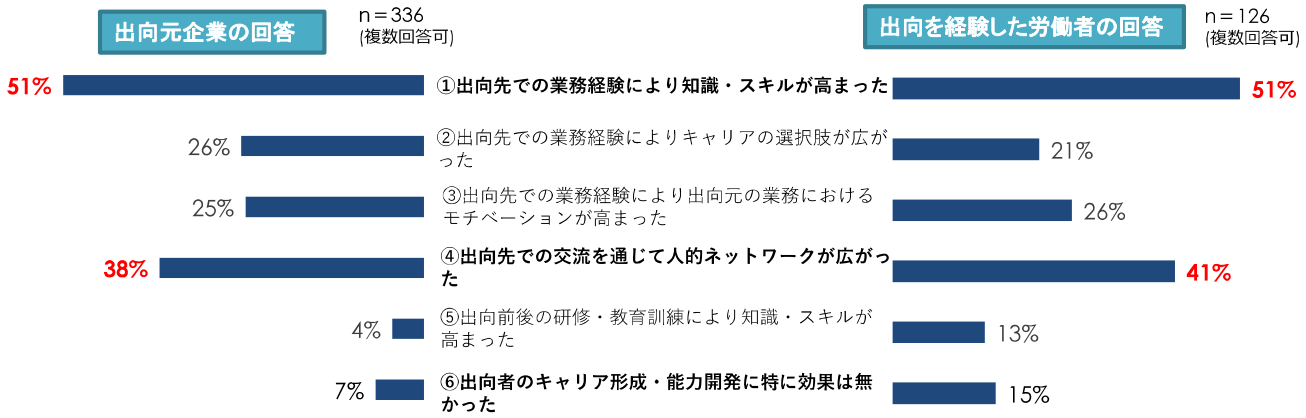


※　出向元企業の割合の分母には、現在労働者が出向中につき効果分析が未了・現時点で効果不明と回答した企業も含む。

**①と回答した企業／労働者が考える具体的な知識・スキルの内容**　**（括弧内の%は出向元企業／出向経験労働者の回答割合）**

- 自社では得がたい専門知識や専門スキル（56%／55%）
- 出向先の企業の業界に関する知識や情報（55%／50%）
- 出向先の企業に関する知識や情報（45%／53%）
- 一般的に労働者が持つべき汎用的なスキル（コミュニケーション能力、リーダーシップ等）（13%／23%）
- 自社においても得られる専門知識や専門スキル（７%／14%）



# 在籍型出向に係るキャリア形成・能力開発への効果②

## キャリア形成・能力開発への取組（出向先企業及び出向中の労働者の回答）

○　在籍型出向にあたって、４割の企業が出向元又は出向先企業において出向労働者への教育訓練を実施したとし、その大半の教育訓練が自社の講師による研修・教育訓練である。
○　一方で、在籍型出向を行うに当たり、出向元企業の出向労働者のキャリア形成に関する協議を行った企業は２割弱にとどまる。

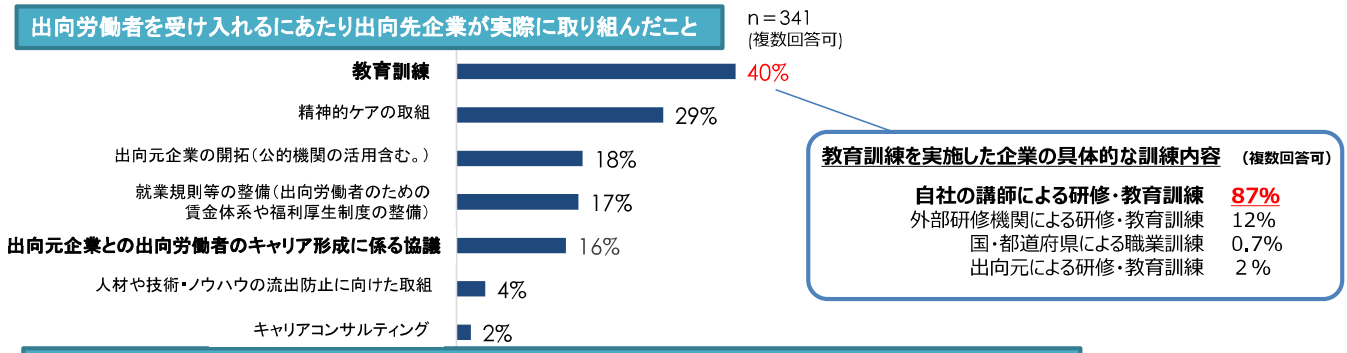


**出向中の労働者が考える在籍型出向によるキャリア選択の広がりの具体例（自由記載の主な回答を要約）**

**異業種経験による新たな活躍の場・視野の広がり**
○　異業種を経験することにより、新たな分野での活躍が期待できる。　○　出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり、自信がつく。　等

**専門知識やノウハウの習得による自らや会社の業務分野の拡大への貢献**
○　基礎的な資格を取得し、今後の更なる資格取得や、その資格を活かした職業へと視野を広げることができる。
○　出向先の業務を持ち帰って、新規事業部門として立ち上げにかかわるため、今後の選択肢が広がる。
○　同業種での出向だが、業務遂行のマネジメント等が会社ごとに特色があり、勉強になった。　等

**同業種の異なる業務への興味拡大**
○　現場業務のみならず、事務等の後方支援にも興味を持った。　○出向先で営業、会社の数字に対する考え方を学び、総務や経営に関する興味ができた。等

**自らの適正・適職の確認**
○　異なる業務を行うことで、自分の適性など、やりたいことが見つけやすくなった。
○　医療・介護に関連する仕事には多くの分野があることを知り、その中から自分にあった仕事を選択することができると思った。　等

# 在籍型出向にかかるマッチング①

## 在籍型出向を知ったきっかけ、在籍型出向に至るまでの経緯

在籍型出向を知ったきっかけは、**労働局やハローワークからのリーフレットや紹介**などの働きかけが最も多く、**他企業や従業員からの口コミ**も相当程度あった。

在籍型出向に至るまでの経緯は、**もともと取引関係のある企業であったこと**が約半数を占めており、**公的機関による紹介**は約２割程度となっている。

### 在籍型出向を知ったきっかけ

n =677

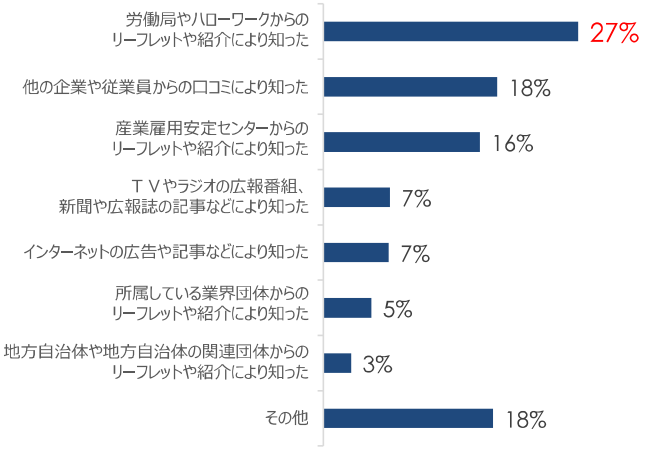


### 在籍型出向に至るまでの経緯

n =677

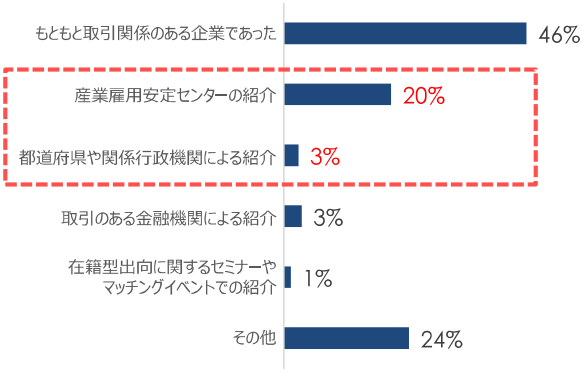




# 在籍型出向にかかるマッチング②

## 在籍型出向のために取り組んだこと

出向元では、**労働者への精神的ケアの取組**が最も多く、出向先でも２番目に多い。出向先では、**出向労働者への教育訓練**が最も多い。

出向元・先とも、**企業開拓**の取り組みや**出向のために就業規則等の整備**を要する企業が一定数存在。

### 出向元

n＝336
（複数回答可）

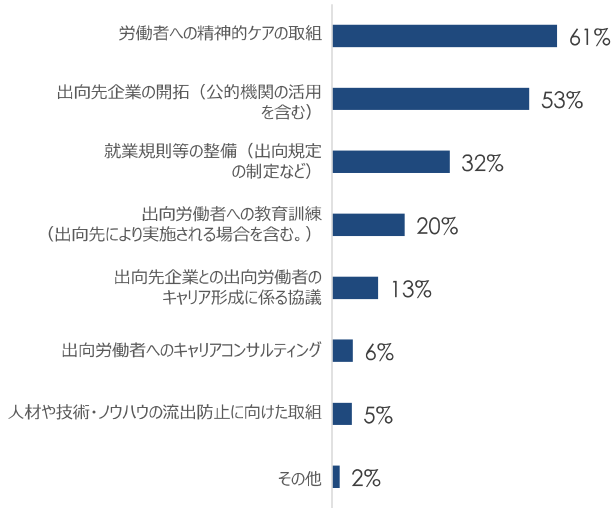


### 出向先

n＝341
（複数回答可）

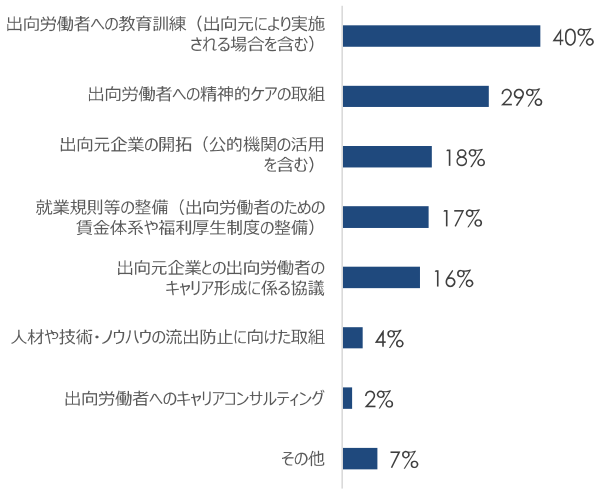

# 在籍型出向にかかるマッチング③

## マッチング機関にどのような支援を希望するか

出向元・先とも**マッチング相手の情報提供**が最も期待されている。さらに**出向契約書等の作成支援、出向開始前の企業間の相談の仲介や立会い支援**が期待されている。

### 出向元

n＝336
(複数回答可)

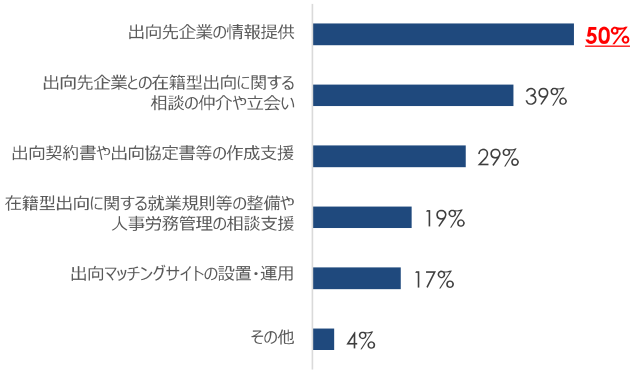


### 出向先

n＝341
(複数回答可)

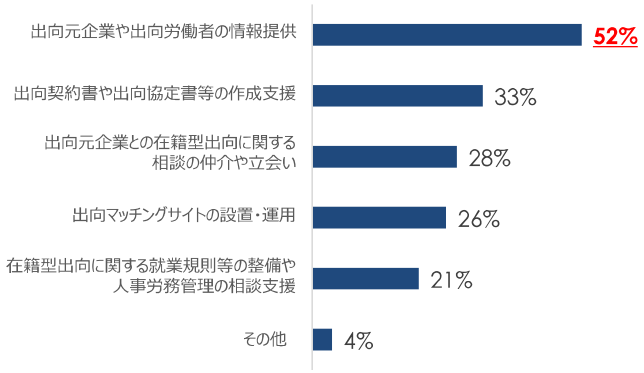




# 「在籍型出向に対する支援」へのご意見・ご要望（出向元企業・出向先企業）

※企業向けアンケートの自由記載欄より抜粋

### 出向元

- **コロナ禍の時にすばらしい制度だと思います。**
- **産業雇用安定助成金の支援により、話しがまとまりやすい**。出向先様へ提案したら非常に好意的に受け入れられた。
- 出向元、出向先双方にメリットがあり、非常によい制度だと思う。さらに**助成金があるのは二の足を踏まず良い**と思う。
- **人材のキャリアアップのためにとても良い制度**だと思います。コロナ対策のみならず、今後も継続して欲しいと思います。
- 出向中の者は、**他社での業務経験により知識やスキルの向上**、また自社に残っている者は、各セクションにおいて、人数の少ない中で、いかに効率よく業務を行うのか、といったことを今一度考えさせられており、**組織の活性化**につながっています。
- **手続きをもう少し簡単に**してほしい。
- 雇用維持のためにはとても有効ですが、**手続き、書類が少し煩雑**かと思うので、その辺りの支援があると助かります。

### 出向先

- 初めて「在籍型出向」を受け入れましたが、**人手不足を補うかのように勤務に入って頂けて**助かりました。
- **国の助成があり、受入先としては大変ありがたい**。また、**産業雇用安定センターには仲介や契約書の書き方の支援など大変助かった**。今後もご支援いただきたい。
- **コロナ禍に関係なく、様々な業界、会社の業務に携われることは経験値があがり**、素晴らしい事と考えます。助成金により促進して頂けていることに、この制度が長く続くと良いと考えています。
- 在籍型出向に対して、**支援制度があり、出向をしやすい、受入やすい等利点がある**と思います。一点希望するなら、**支援の期間をもう少し長期間になれば**、さらに広がりを見せるのではないかと考えます。
- 弊社にて在籍型出向を受け入れた際、産業雇用安定センター事務所の皆様には、手厚いサポートを頂き、大変お世話になりました。**助成金申請の際の提出資料が多いと感じた**ので、少しでも手続き関係が楽に早く済ませられるよう、ご配慮頂けますと幸いです。

# 「在籍型出向に対する支援」へのご意見・ご要望
# （出向労働者）

※出向労働者向けアンケートの自由記載欄より抜粋

## 公的機関に対して

- 雇用が守られているという点において非常にありがたい支援だと思っています。コロナ禍は１～２年でおさまるものでないと思いますので、**もう少し長い期間（１年以上）支援が受けられることを望みます**。
- **もっと多くの企業がこの制度を知ってもらう**といいかなと思いました。
- 職業的にもコロナ禍が落ち着くまでは不安があるので、**助成金制度をコロナ禍が落ち着くまで継続してほしい**。受け入れてくれる出向先があれば、個人も家族も最低限の生活は確保でき、安心できる。
- 出向で仕事を続けられてよかったです。**元の事業所の状態がよくなれば、また頑張りたい**と思いますので、今のような働き方が続けられるような支援があればいいと思います。

## 企業に対して

- **出向先・出向元の休日の統一**ができると精神的負担もなくなると思いました。
- **教育制度の充実**があると、より力をつけられますし、出向先の会社でも働きやすくなると思います。
- 職場環境の違いによる**精神的負担のケア**をしてほしい。定期的に出向元からの連絡がもらえると、出向中の自身の存在が忘れられていないと認識できるので、そうしてほしい。
- **出向が満了したら必ず元の会社・職場に帰れるようにして欲しい**。本人、家族の精神的負担は大きいと思うので、出向している本人と２～３か月に一度、面談をし、サポートして欲しい。

## 在籍型出向のメリット

- **出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり自信がつく**ので、自社に戻った時の配属先の変更や担当業務の変更等にも対応できる。（積極的に新しいことにチャレンジする精神が身につく。）
- 今まで航空業界しか知らずに過ごしてきたが、保険業界に足を踏み入れてみて生活により密着した部分を知ることができている。基礎的な資格は取得してきたが、**より実践的な知識を深めることができている**。

「在籍型出向」により・労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま
・人材を活用したい事業主の皆さまへ

**制度改正のお知らせ**

# 独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も産業雇用安定助成金の助成対象になります

## 助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、**「産業雇用安定助成金ガイドブック」**をご確認ください。

ガイドブックはこちら

## 新たに助成金の対象となる「出向」 NEW

**以下の項目全てを満たした出向が対象となります。**

■資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向

（例）・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る）
・代表取締役が同一人物である企業間の出向
・親会社と子会社の間の出向
・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向

※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。

■新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向

■**令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

## 助成率 NEW

**出向運営経費**

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|---|---|
| 助成率 | **2/3** | **1/2** |
| 上限額（出向元・先の計） | **12,000円／日** | |

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「**出向初期経費助成」は支給されません。**

## 申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

**[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター]**
電話番号　**0120(60)3999**　受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む

お問い合わせ先はこちら

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**都道府県労働局・ハローワーク**

LL030907企02

（事業主の方へ）

資料4-2

# 令和４年３月までの雇用調整助成金の特例措置等について

## 業況の再確認

**令和３年12月末までに業況特例を利用している（=業況の確認を既に行った）事業主**が、判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります**。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和３年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和４年３月31日**まで以下の通りとなります。

## 特例措置の内容について

| 判定基礎期間の初日 | | 令和３年 | 令和４年 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 5月～12月 | 1月・２月 | 3月 |
| 中小企業 | 原則的な措置 | 4/5（9/10）<br>13,500円 | 4/5（9/10）<br>11,000円 | 4/5（9/10）<br>9,000円 |
| 中小企業 | 業況特例・地域特例 | 4/5（10/10）<br>15,000円 | 4/5（10/10）<br>15,000円 | |
| 大企業 | 原則的な措置 | 2/3（3/4）<br>13,500円 | 2/3（3/4）<br>11,000円 | 2/3（3/4）<br>9,000円 |
| 大企業 | 業況特例・地域特例 | 4/5（10/10）<br>15,000円 | 4/5（10/10）<br>15,000円 | |

（注）金額は１人１日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

### 解雇等の有無の確認について

【令和３年12月まで】
原則的な措置では、令和２年１月２４日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」
地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無

【令和４年１月から】
原則的な措置では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」
地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無

## お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省ＨＰから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

## その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

## 不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求･公表を行っています。

## お問合せ先

**ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**

**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**
**0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む**

**厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク**

厚生労働省HP

LL031221企01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

# 業況特例　（特に業況が厳しい全国の事業主）

## 【対象となる事業主】

**AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主**

**（ア）判定基礎期間の初日が令和３年12月31日以前の休業等の場合（短時間休業を含む）**

**Ａ：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標**
**Ｂ：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標**
（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

**例：令和３年１１月５日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）**

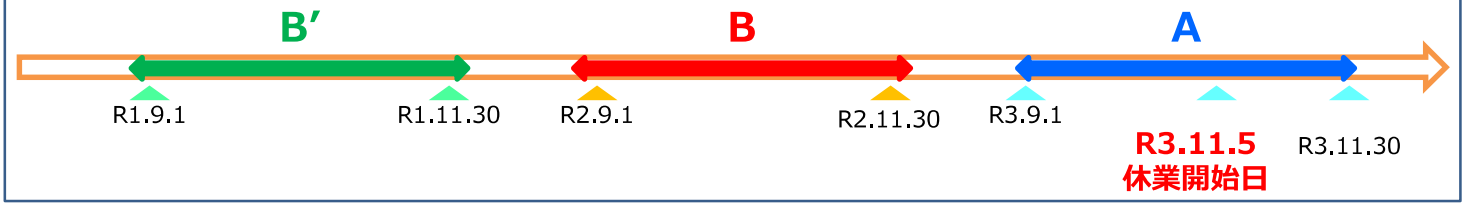


**（イ）判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等の場合（短時間休業を含む）**

**Ａ：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標**
**Ｂ：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または３年前同期の生産指標**
（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

**例：令和４年１月５日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）**

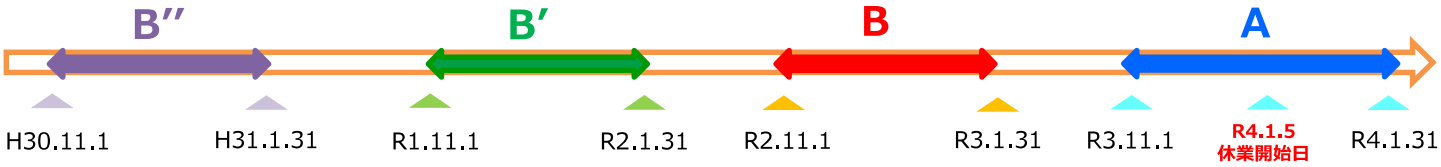


**令和３年12月末までに業況特例を利用している（=業況の確認を既に行った）事業主**が、判定基礎期間の初日が令和４年１月１日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります**。

# 地域特例　（営業時間の短縮等に協力する事業主）

## 【対象となる事業主】

**以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等**

⑴緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

⑵緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

⑶要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

⑷休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

## 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

**厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

資料4-3

## 雇用調整助成金

従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業など）を実施する事業主に対して、**休業手当など**の一部を助成します。

### 助成率・助成額

令和４年１月より

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|---|---|
| 労働者の解雇などを行わない場合 | **9 / 10（10 / 10）** | **3 / 4（10 / 10）** |
| それ以外の場合 | **4 / 5（4 / 5）** | **2 / 3（4 / 5）** |
| 上限額 | **11,000円（15,000円）** / 日 | |

さらに、令和４年３月より上限額が変更になります。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|---|---|
| 上限額 | **9,000円（15,000円）** / 日 | |

（注）括弧書きの助成率・上限額は業況特例・地域特例

### 対象事業主

以下の条件を満たす事業主

①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
②原則、最近１か月の売上高または生産量などが前年同月比５％以上減少している
③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

## 産業雇用安定助成金

在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

### 助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する**賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費**の一部を助成します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|---|---|
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | **9 / 10** | **3 / 4** |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | **4 / 5** | **2 / 3** |
| 上限額（出向元・先の計） | **12,000円** / 日 | |

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

| | 出向元 | 出向先 |
|---|---|---|
| 助成額 | **各10万円**／１人あたり（定額） | |
| 加算額（※） | **各5万円**／１人あたり（定額） | |

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

### 対象事業主

①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
②当該労働者を受け入れる事業主

# 和歌山県在籍型出向等支援協議会　各構成機関ごとの役割

## 各構成機関の連携により在籍型出向制度のさらなる活用促進を目指す

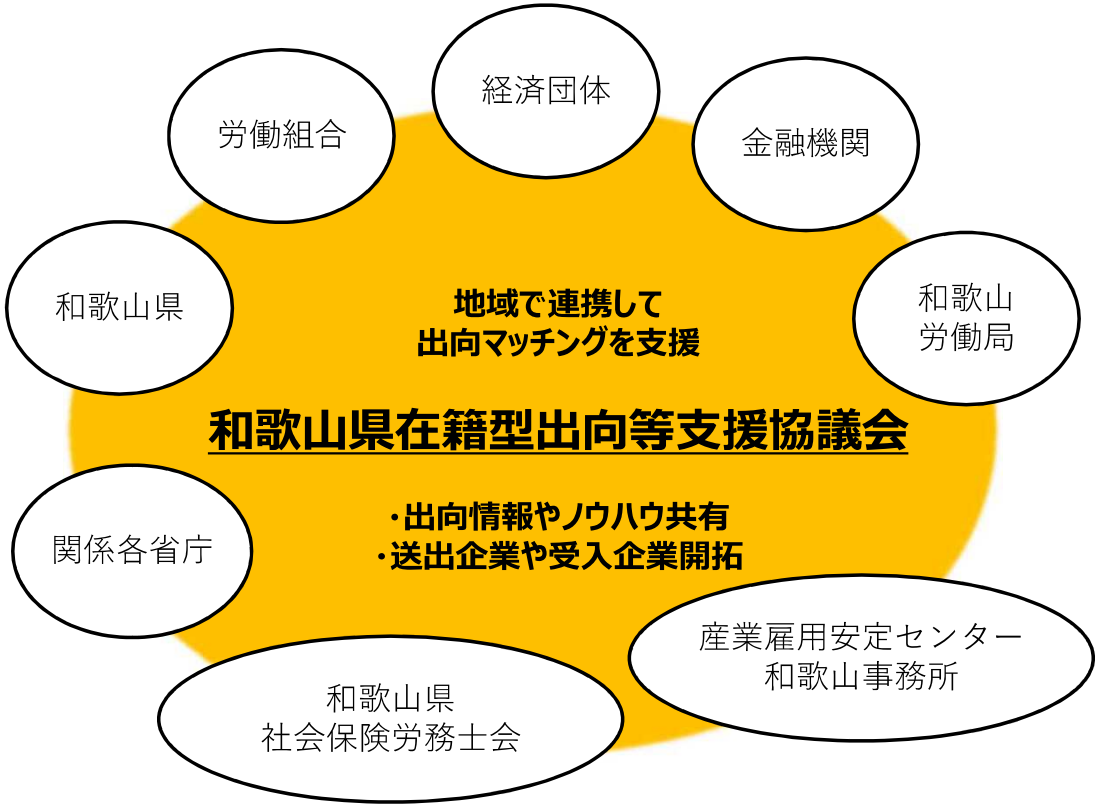


| 構成機関 | 主な役割 |
|---|---|
| 和歌山労働局 | 協議会事務局として<br>構成機関間の全体調整、<br>制度推進に係る周知、広報<br>産業雇用安定助成金の支給事務 |
| 和歌山県 | 制度推進に係る周知、広報 |
| 産業雇用安定センター | 出向企業のマッチング、相談 |
| 和歌山県社会保険労務士会 | 産業雇用安定助成金の申請援助、<br>出向企業の労務管理に関する援助 |
| 経済団体・金融機関 | 傘下企業、取引企業への<br>制度周知 |
| 労働組合 | 出向者等からの相談対応 |
| 関係各省庁 | 所掌する各業界に対する制度周知 |

資料5

# 在籍型出向
# 「基本がわかる」ハンドブック
## （第２版）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

PL031203企01

# はじめに

最近、**在籍型出向をして別の会社で働く**事例を耳にするけど、どうしてそんなことをするのかしら？

コロナの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えているよ。

企業が「在籍型出向」っていう形をわざわざとるのは、どうしてなの？

コロナの影響がおさまって経済が回復したときには、会社に必要な能力をもった貴重な人材だから、**いずれ自社に戻ってくることを前提に、今は他の企業で働いてもらいたい**、という考えがあるからだよ。

労働者にとっては、どんなメリットがあるのかしら？

ずっと休業しているよりも、別の会社で働くことで、自社では得ることのできない経験ができて、**能力向上につながる**と思う。**出向先で能力を発揮することで、出向先企業の職場に刺激を与える**ことにもなるね。

コロナの影響も長引いているし、ウチの会社でも在籍型出向が使えるかも・・・。

「出向」といえば大企業がやるもの、というイメージが強いかもしれないけど、**コロナ禍では中小企業でも活用が進みつつある**んだ。

在籍型出向を進めるにはどうやったらいいの？
わかりやすく教えて欲しいなあ。

このハンドブックに、在籍型出向のイロハをまとめてみたよ！
お役に立てれば嬉しいです。

# 目 次


コロナ禍で在籍型出向している企業の具体的な事例が知りたい P2

在籍型出向って、どんなメリットがあるの？ P6

在籍型出向って、どういう働き方？ P8

在籍型出向の相手先は、どう見つけたらいいの？ P10

産業雇用安定センターってどんなところ？ P11

地域で在籍型出向の支援をしている組織はある？ P12

在籍型出向するには、どういう準備が必要？ P15

在籍型出向の場合、給与に関する税務上の留意点や、
社会保険・労働保険の取り扱いはどうなる？ P26

在籍型出向の支援制度ってある？ P28

Q＆A P32

産業雇用安定センター各都道府県事務所一覧 P33
在籍型出向に対する助成制度に関する主なお問い合わせ先 P34

# コロナ禍で在籍型出向している企業の具体的な事例が知りたい

ポイント

- 新型コロナウイルスが同業種の企業の景況に影響を与えていることから、**異業種の企業へ出向**している事例が見られます。
- 異業種であっても、**仕事の内容に親和性がある**ことが多くなっています。
- 大企業だけでなく、**規模の小さな企業でも出向に取り組んでいる**事例が少なくありません。

※図は、左が出向元企業、右が出向先企業

## 【事例１】飲食サービス業 ▶ 警備業

**飲食店**

居酒屋をチェーン展開しているが、営業自粛や時短営業により売上が大幅に減少している。企業全体の雇用を守るため、店長クラスの従業員を中心に、出向してもらうことになった。

＜企業規模： 300～499人＞

**出向期間2か月**
**出向労働者15名**

**警備業**

コロナワクチン接種会場の警備を自治体から受託した。警備スタッフを確保するため、在籍型出向を受け入れたい。実際に警備業務に就く前に、新任警備員教育研修を実施する。

＜企業規模： 300～499人＞

## 【事例２】宿泊業 ▶ 飲食料品小売業

**シティーホテル**

コロナの影響により宿泊者が大幅に減少しているので、在籍型出向を活用して従業員の雇用を維持したい。

＜企業規模： 500人～999人＞

**出向期間24か月**
**出向労働者６名**

**コンビニエンスストア**

直轄のコンビニエンスストアの店長となる人材を確保したい。勤務地は出向労働者の居住地を踏まえて弾力的に対応できる。ホテル勤務の方であれば、シフト勤務や夜勤にも抵抗感が少ないのでは。

＜企業規模： １万人以上＞

## 【事例３】旅行業 ▶ 児童福祉事業

**旅行代理店**

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

＜企業規模： 30～49人＞

**出向期間12か月**
**出向労働者1名**

**保育所**

保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、１年間限定で勤務してくれる方を探している。

＜企業規模： 50～99人＞

## 【事例４】鉄道業 ▶ 老人福祉・介護事業

**鉄道業**

コロナの影響で車両運行本数を減らしているため、運転士や車掌などの乗務員が雇用過剰となっている。出向労働者の選定にあたり、従業員から「手上げ方式」で希望者を募った。

＜企業規模： １万人以上＞

**出向期間12か月**
**出向労働者6名**

**老人福祉・介護事業**

出向期間は１年以上を希望。受入に先立ち、自治体とも連携して介護職員初任者研修を１か月間実施し、必要なスキルを身に付けてもらった。

＜企業規模： 100～299人＞

## 【事例５】輸送用機械器具製造業 ▶ 電気機械器具製造業

**航空機付属品製造業**

旅客機の機内設備の製造を行っているが、受注が大きく減少。従業員は特殊技能を有する熟練労働者であるため、何とか雇用維持を図りたい。

＜企業規模： 300～499人＞

**出向期間24か月**
**出向労働者54名**

**産業用電気機械器具製造業**

自動車などに搭載するコンデンサの増産に対応するため、新工場を増設したが、生産要員の確保が追いついていないので、早急に在籍型出向で受け入れたい。

＜企業規模： 1,000～4,999人＞

## 【事例６】製鋼・製鋼圧延業 ▶ 有機化学工業製品製造業

**製鋼・製鋼圧延業**

コロナの影響により事業再編を余儀なくされており、生産技術要員の配置転換が必要となった。グループ企業外への出向を活用して雇用を維持したい。

＜企業規模：5,000～9,999人＞

**出向期間12か月**
**出向労働者1名**

**有機化学工業製品製造業**

スタートアップ企業であるが、来春稼働予定の新素材のパイロットプラント建設に当たり、機械設計者を確保する必要がある。

＜企業規模：29人以下＞

## 【事例７】道路旅客運送業 ▶ 道路旅客運送業（企業グループ内（子会社間）出向）

**観光バス業**

コロナの影響により、観光バス受注・売上が大幅に減少し、観光バス運転士の業務が激減した。旅行需要が回復するまで運転士の雇用維持を図りたい。

＜企業規模：100人～299人＞

**出向期間6か月**
**出向労働者1名**

**路線バス業**

出向労働者が観光バス運転士であるため、路線バス運転業務に従事しやすいと考え、在籍型出向を受け入れ、グループ企業内での雇用維持を図ることとした。

＜企業規模：100人～299人＞

ヒント　実際に在籍型出向を経験された方々に詳しく聞いてみました！

※図は、左が出向元企業、右が出向先企業

# 同業種への出向事例　【事例８】卸売業、小売業 ▶ 卸売業、小売業

| 卸売業、小売業 | | 卸売業、小売業 |
|---|---|---|
| 【業務内容】土産物販売、飲食<br>【従業員数】14名 | 出向期間12か月<br>出向労働者3名 ◀ | 【業務内容】フルーツ販売、飲食、洋菓子製造<br>【従業員数】70名 |

## 取り組み内容

| ①マッチング～企業間調整 | ②企業間調整～契約 | ③契約～出向開始 | ④出向開始～ |
|---|---|---|---|
| ・**社長同士が知人**であることがきっかけ。共通の知人である社会保険労務士を含めた３人で話し合った結果、即戦力になる【飲食＝飲食】からはじめればうまくいくのではないかと考え、スタート。<br>・在籍型出向にあたり、企業文化の違い等を話し合った。 | ・契約内容の調整、契約書の作成等双方の社長、社会保険労務士と3人で作成した。<br>・在籍型出向の説明と出向希望者の公募<br>出向元の社長が実際に出向先のパフェを買ってきて、従業員と食べながら話をした。「仕事を休んで働かずにお金をもらっている状態が果たして本当に良いのか、モチベーションを保てるのか、出向先ではこれ（パフェ）を作ってほしい、スキルを身につけて帰ってきてほしい」と伝えたところ、対象となる従業員全員が出向を希望。<br>・出向元の社長自ら出向先の現場に従業員を連れて行き、出向先の社長から現場を説明してもらった。 | | ・出向元は、週１回程度、出向元から電話による出向労働者へのフォローを行っている。 |

| | |
|---|---|
| 出向元企業の声 | ● **社長自ら、従業員へ向けて出向する目的を丁寧に説明**した。なぜ出向するのか、単なる労働力として行くのではなく、スキルを身につけて帰ってきほしいことなどを伝えた。目的を明確にし、きちんと伝えることが大切だと思う。<br>● **出向労働者へのフォローも週に１回程度、専務・人事担当から従業員へ直接電話にて行っている。**また、社長宅に寄ってもらったり、アットホームな社風は保ったままであり、良好である。<br>● **他社を知ることによって、自社の良さを知る良い機会**にもなっている。<br>● **従業員に多様なスキルが身につく。**出向元・先ともに飲食で似ているところもあるが、出向先はフルーツを専門的に扱う会社であり、パフェ等スイーツ商品を学ぶ良い機会となっている。<br>● 既にいくつかのフィードバックがあった。出向労働者の提案を受け、来年春に自社にて出向先監修の新メニュー（パフェ）を開発・販売することが決定した。元々スイーツ部門を立ち上げたいと思っていたので、とてもいいきっかけとなった。<br>● 出向から戻ってきた際には、商品開発のリーダーになってほしいと伝えてある。 |
| 出向先企業の声 | ● **正社員の人手不足が解消され、自社従業員の業務負担を軽減**できた。<br>● 他社の労働者を受け入れることで、**よりビジネスライクな職場に変化**した。<br>● 製造責任者による**教育を延べ３日間行った。**<br>● あくまで、出向元・出向先、異なる会社の労働者であることを忘れないようにした。 |
| 出向労働者の声 | ● **出向元の会社に在籍しているという安心感がある**中で、新しい仕事を経験できることは、**今後の自身のキャリアにおいて役に立つ**と思う。<br>● 同じ組織の中にいるだけでは、固定観念に縛られることが多くなってしまうが、**一歩外に出ることで、新たな技術や考え方を知ることができ**、刺激を得られた。<br>● **出向元の上司から励ましの言葉をもらったことが自身に対しての支援となった。**<br>● 経験した事のない仕事内容に従事することや、新しい人間関係に馴染めるかどうかという点で**出向前に不安や悩みはあったが、実際に出向してみて不安や悩みは減少した。**数週間から１ヶ月程度の間、仕事に慣れる努力をすれば、ある程度の不安や悩みは減少すると思う。 |

# 異業種への出向事例　【事例９】飲食サービス業 ▶ 倉庫業

| 飲食店 | | 倉庫業 |
|---|---|---|
| 【業務内容】飲食店での調理・接客<br>【従業員数】31名 | 出向期間3か月<br>出向労働者29名 ◀ | 【業務内容】物流センターの構内作業<br>【従業員数】360名 |

## 取り組み内容

| ①マッチング～企業間調整 | ②企業間調整～契約 | ③契約～出向開始 | ④出向開始～ |
|---|---|---|---|
| **出向元**<br>・出向先を探して、**産業雇用安定センター**へ相談<br>・受入を希望する企業の情報提供を受け、出向先を訪問<br>**出向先**<br>・出向元を探して、**産業雇用安定センター**へ相談<br>・送出を希望する企業の情報提供を受ける<br>・社内にて出向労働者受入について協議、承諾<br>・出向元企業との打合せ実施<br>・産業雇用安定センターへ希望条件等伝え、出向元企業からの回答を待つ | ・労働条件などの協議のため、両社の協議を実施<br>・出向規定制定、出向協定の締結後、出向対象労働者本人の同意を得る<br>・出向契約書の作成、産業雇用安定助成金受給のための出向実施計画届の提出に関する書類の準備<br>・両社間において出向契約の締結 | ・出向元の社長自ら出向先の職場を見学<br>・産業雇用安定助成金受給のため、出向実施計画届を出出向元から労働局に提出 | ・出向労働者の状況把握に努め、職場内でサポートできる体制強化を図る<br>・出向元に対し、出向労働者の状況など定期的に情報提供を行う |

| | |
|---|---|
| **出向元企業の声** | ● 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的な事業活動の縮小を余儀なくされたため、雇用調整助成金を活用して一部の労働者を休業させるなど、人員の調整を図っていたが、コロナの長期化により**労働者のモチベーションの低下が心配**であった。**在籍型出向では労働者が他社で勤務することで、休業しなくてよいため、良い刺激となり、事業主・労働者にとって不安が軽減**された。<br>● 労働者過半数代表との出向協定締結に向けた取組や出向契約書の作成。就業規則に出向規定についての記載がなかったため、社会保険労務士の助言を受けながら新たに作成した。<br>● 両社間において出向契約の締結後、社長自ら出向先の職場見学を行うなど、出向労働者の不安解消に努めた。 |
| **出向先企業の声** | ● 繁忙期に毎年求人を出しているが、**思うように人材が集まらないことから、在籍型出向のような期間を限定して人材を受け入れることができる制度は引き続き活用したい。**<br>● とくに繁忙期は必然的に残業が多くなってしまう傾向にあったが、在籍型出向の活用によって**人手不足が解消され、以前と比べ深夜残業等の減少につながった。**一時的に人材を確保できることによって自社従業員の負担も軽減され、働きやすい環境が整うなど、**自社従業員の職場定着にも繋がる**と思われる。<br>● 異業種からの受入れであったため主に体力面で心配だったが、業務内容への理解も早く、出向者リーダーを中心に積極的に業務に取り組んでくれたことで業務を円滑に進めることができた。 |
| **出向労働者の声** | ● 出向元では飲食店舗の管理職として勤務してきた。今回の出向で初めて物流仕分けの作業を経験し、出向先の多くの従業員の方と協力して日々の業務を完結させている。改めて**仕事を行う上での連携や協力することの重要性を再認識**することができた。<br>● **コロナで自宅待機の時間が長くなり、家でも居心地が悪く大変不安に思っていた。**会社から在籍型出向の話を聞いた時は、体を使う仕事のため不安もあったが、実際に働いてみると、夜型の生活が朝型に変わることで健康的になった。<br>● **出向が終わっても会社に戻れる保証があったため、安心して出向先で勤務することができた。**また、同じ職場の方も多く出向しており、心強かった。<br>● **毎日、出向先の担当の方から声を掛けていただき安心して働くことができた。** |

# 在籍型出向って、どんなメリットがあるの？

ポイント

在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者によると、
在籍型出向のメリットは主に以下が挙げられます※。

【出向元企業】**労働意欲の維持・向上**（63%）、**能力開発効果**（59%）
【出向先企業】**自社従業員の業務負担軽減**（75%）、**即戦力の確保**（52%）
【出向労働者】**能力開発・キャリアアップ**（57%）、**雇用の維持**（46%）

※産業雇用安定助成金活用企業へのアンケート調査（令和３年８月厚生労働省調べ）

・調査対象：令和３年６月30日現在で産業雇用安定助成金の出向実施計画を提出した
出向元・出向先企業、在籍型出向を経験された労働者
・調査対象事業所数：出向元企業540社、出向先企業604社、出向労働者１企業あたり１名
・アンケート回答数：出向元企業336社、出向先企業341社、出向労働者382名
・調査方法：調査対象企業に都道府県労働局からアンケート調査票を郵送配布、郵送回収

## 出向元企業が受けるメリット

n＝336（複数回答可）出向元企業が在籍型出向を評価する理由（①～④ ）、評価しない理由（⑤～⑧）

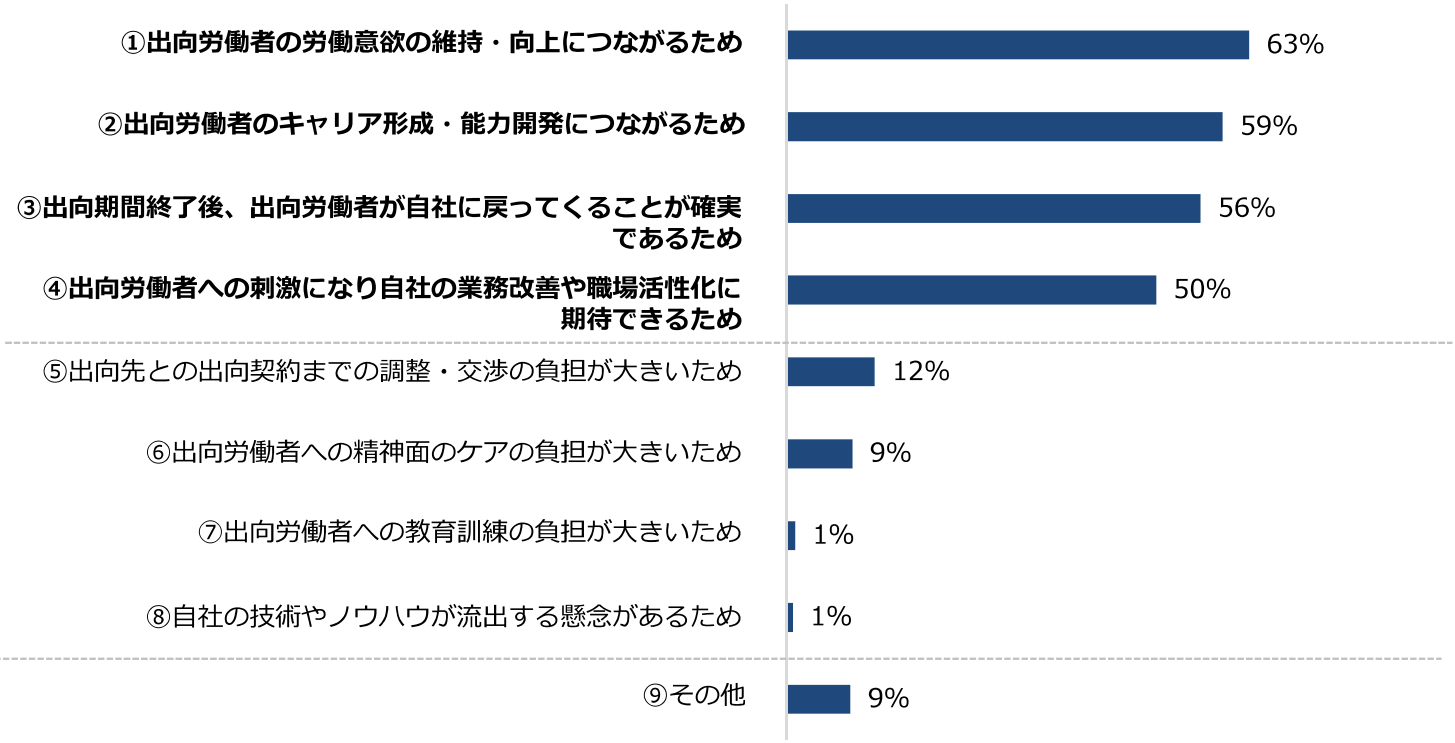

## 出向先企業が受けるメリット

n＝341（複数回答可）出向先企業が在籍型出向を評価する理由（①～④ ）、評価しない理由（⑤～⑧）

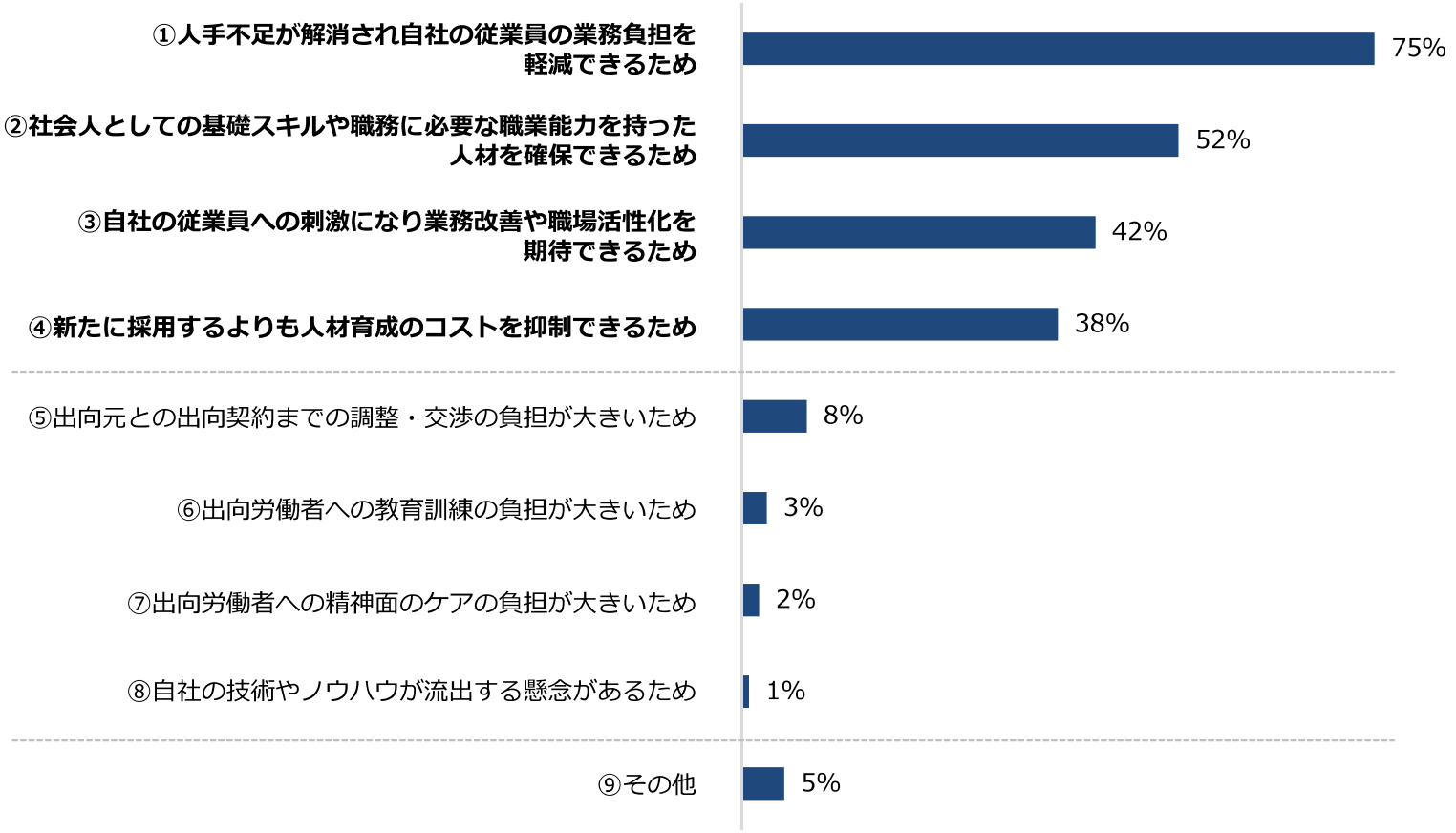


## 出向労働者が受けるメリット

n＝382（複数回答可）出向労働者が在籍型出向を評価する理由（①～③ ）、評価しない理由（④～⑤）

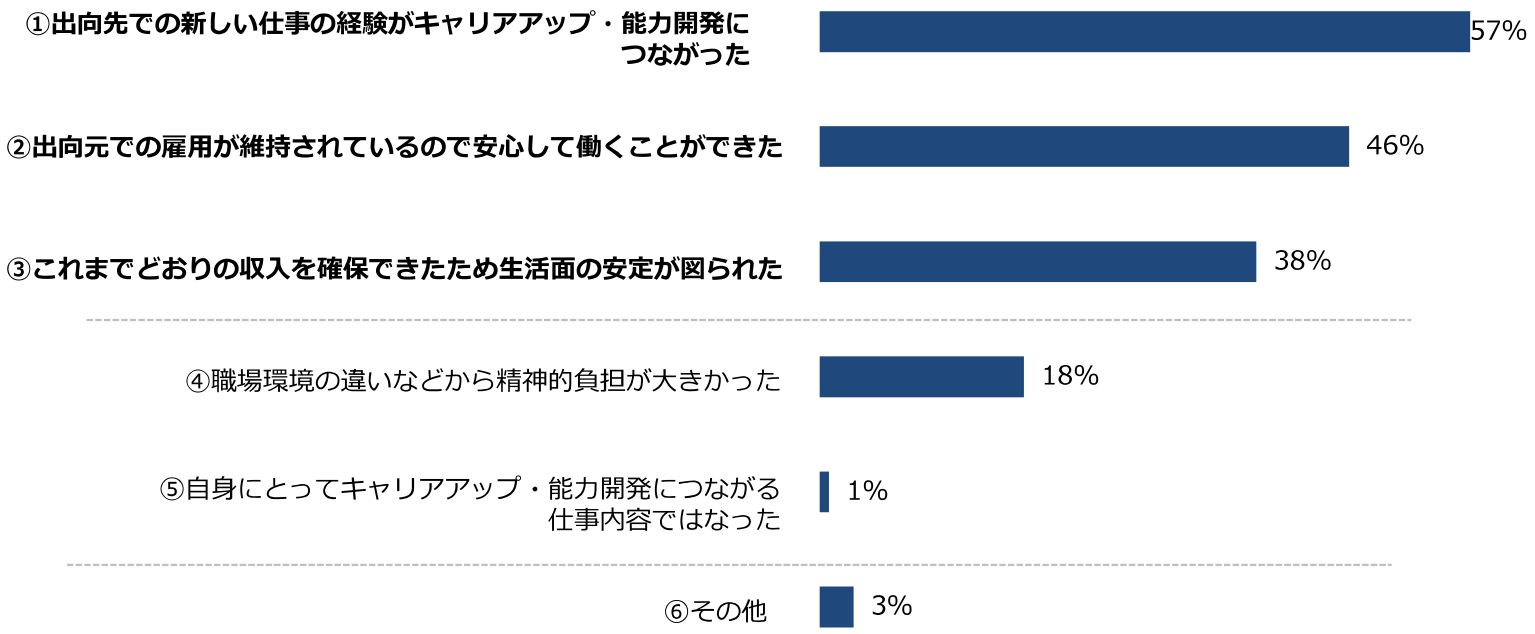

# 在籍型出向って、どういう働き方？

## 在籍型出向とは？

**在籍型出向**とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。

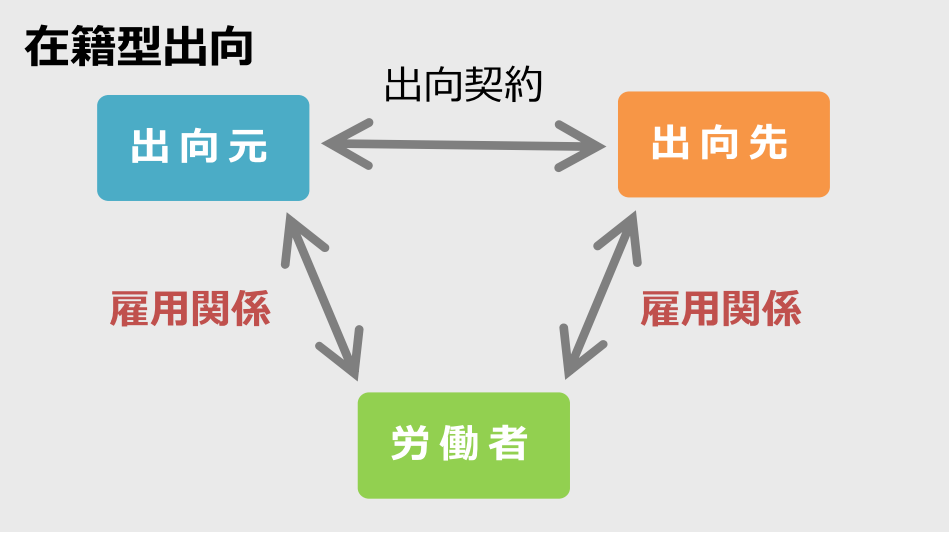

※在籍型出向は、出向先企業と出向労働者との間に雇用契約関係があるため、労働者派遣には該当しません。（下図参照）

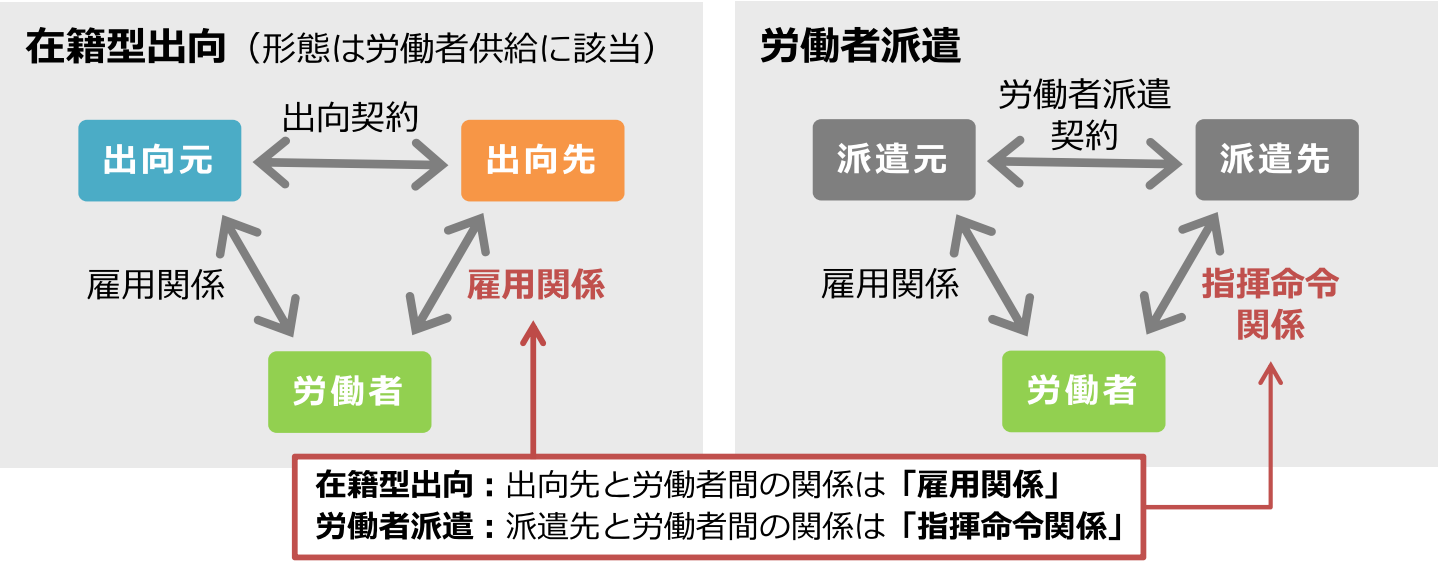

# 注意 在籍型出向と労働者供給の関係

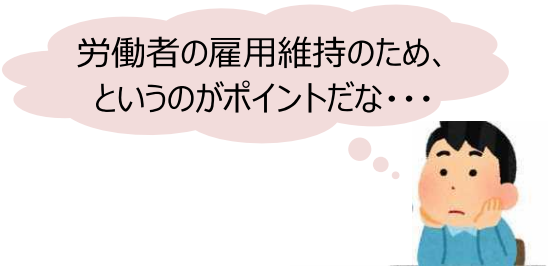


## 労働者供給とは？

労働者供給は、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させるもの※をいいます。

※労働者派遣法第２条第１号の「労働者派遣」に該当するものを除く。

**労働者供給を「業として行う」**ことは、**職業安定法第44条により禁止**されています。

## 一般的な在籍型出向の取り扱い

在籍型出向の形態は、労働者供給に該当しますが、以下のいずれかの目的があるもの等は、基本的には、**「業として行う」ものではない**と判断されます。

**①労働者を離職させるのではなく、関係会社で雇用機会を確保する**
**②経営指導、技術指導を実施する**
**③職業能力開発の一環として行う**
**④企業グループ内の人事交流の一環として行う**

## コロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、**事業の一時的な縮小等を行う事業主**が、人手不足等の事業主との間で在籍型出向を活用して**労働者の雇用維持を図るために行う取り組み**は、基本的に、**上記①に類するものとして、「業として行う」ものではないと考えられます。**

なお、例えば、当初から出向させることを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、**コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えることのないよう**、留意が必要です。

# 在籍型出向の相手先は、どう見つけたらいいの？

ポイント

在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）によると、
在籍型出向の相手先は、**もともと取引関係のある企業であった**場合が**約半数**、**公的機関からの紹介**による場合が**約２割**程度です。

※産業雇用安定助成金活用企業へのアンケート調査（令和３年８月厚生労働省調べ）

## 在籍型出向のきっかけ

n＝667　出向元・出向先企業が回答した在籍型出向に至るまでの経緯

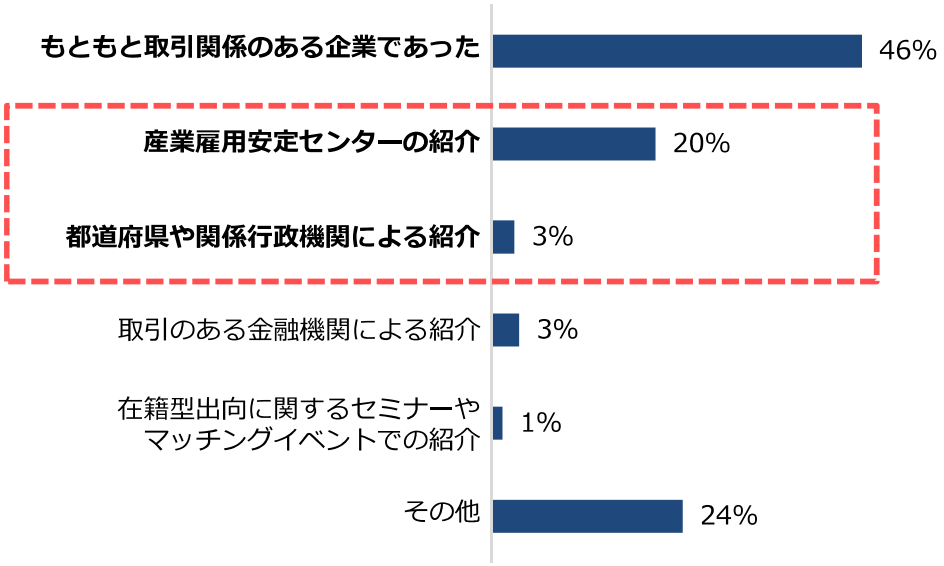

もともと**取引関係のある企業同士**だったり、**社長同士が知り合い**だったりするケースが多いようですね。
でも、コロナの影響で一時的に仕事がなくなっているということを他社に知られたくないっていう声も聞いたことがあるのですが・・・

なるほど。でもあきらめないでほしい。
在籍型出向のマッチング支援を無料で行っている、**「産業雇用安定センター」**という公益財団法人があるんだ。
コンサルタントが一緒に相手先を見つけてくれたり、出向契約締結のサポートをしてくれるよ。全国47都道府県に事務所があるから、相談してみてほしいね。

# 産業雇用安定センターってどんなところ？

公益財団法人 **産業雇用安定センター**

**産業雇用安定センター**は、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

■コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います**。

■全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

**お問い合わせ先**　**産業雇用安定センターの各都道府県事務所（P33参照）**

産業雇用安定センター

## マッチング支援の流れ

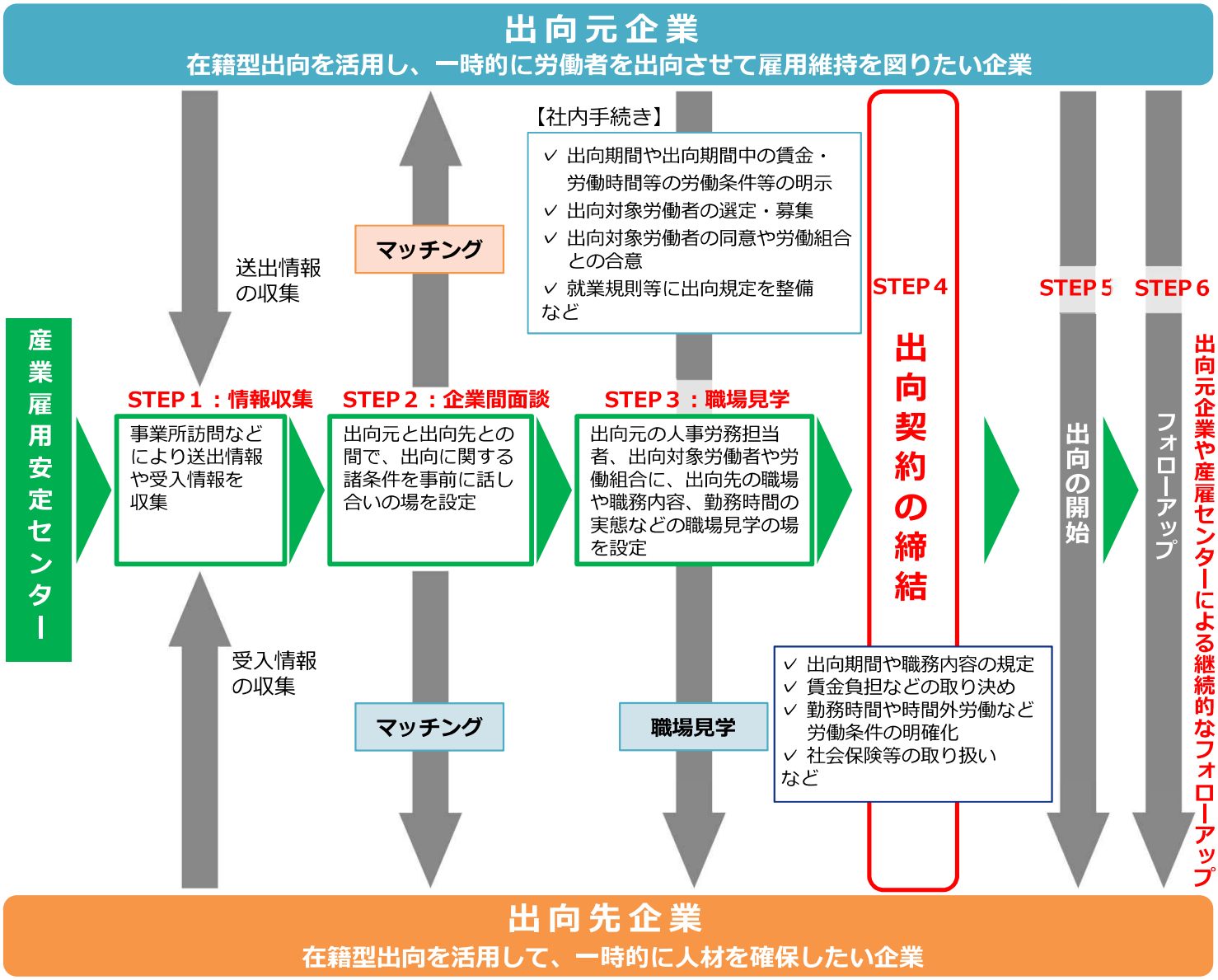

# 地域で在籍型出向の支援をしている組織はある？

全国47都道府県に、労働局が中心となって労使団体、地方公共団体、金融機関および関係省庁などによる「**在籍型出向等支援協議会**」を設置。
地域連携により在籍型出向を支援しています。

## 地域在籍型出向等支援協議会

全国47都道府県に設置する「地域在籍型出向等支援協議会」では、**在籍型出向を地域に浸透させるため**、主に以下の事項を共有して、在籍型出向に関する**地域のネットワークを構築**しています。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 在籍型出向の**出向元企業や出向先企業の情報・開拓**に関すること
- 各地域における**関係機関の連携**に関すること
- 在籍型出向支援の**ノウハウ・好事例の共有**に関すること
- **各種出向支援策**に関すること

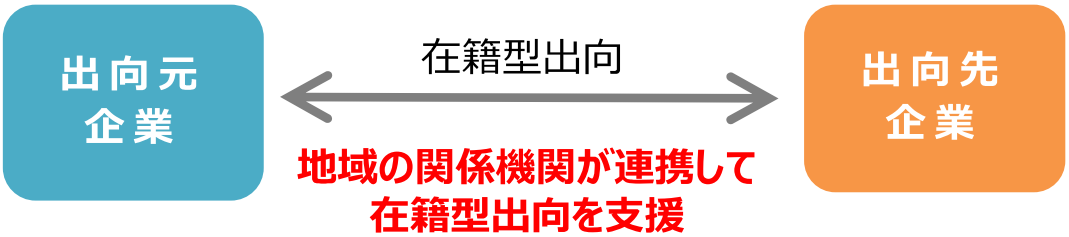


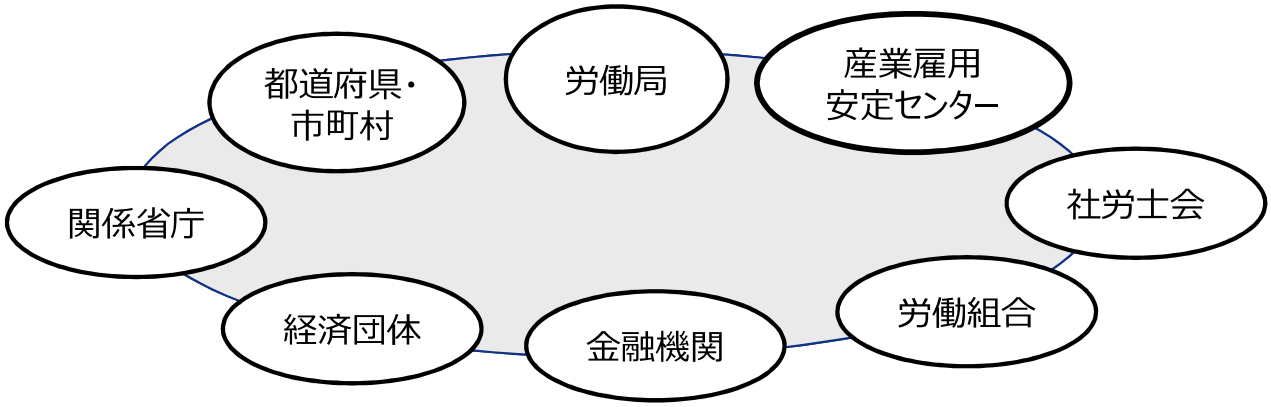


※各都道府県労働局のホームページで、
地域の在籍型出向支援策について紹介しています！

詳細はこちら

# 自 治 体

※2021年11月時点情報

## 岡山県　在籍型出向マッチング機会創出事業

●岡山県が岡山県中小企業団体中央会に事業を委託。岡山労働局、産業雇用安定センター岡山事務所とも連携して推進体制を構築。

●**マッチング支援サイトの開設・運営、在籍型出向に関する制度・助成金の説明会**や**マッチング会の開催、社会保険労務士による就業規則の整備や助成金申請書類作成サポート**を実施。

## 東海３県（愛知県・岐阜県・三重県）　東海地域における人材マッチング

●新型コロナウイルス感染症の影響で事業環境が激変し、厳しい雇用情勢にある中、国（労働局、経済産業局）・県・関係機関が連携し、東海地域における非正規の従業員を含めた雇用維持に資する企業間マッチングを実施。

●具体的には、人材を送り出したい企業と、受け入れたい企業双方のニーズを把握する**意向確認調査を実施し、企業からの回答をもとに、産業雇用安定センター３事務所**（愛知、岐阜、三重）**による企業間の人材マッチングにつなげている。**

## 富山県　雇用維持のための人事交流支援事業

●富山県人材活躍推進センターが、富山労働局・産業雇用安定センター富山事務所と連携し、出向や副業・兼業を活用した人事交流を促進し、県内企業の雇用の維持・継続や拡大を支援。

・情報の収集・提供
　**富山県人材活躍推進センターホームページに企業情報を掲載**

・人事交流に関する相談
　**社会保険労務士が人事交流で発生する契約・労働条件等の相談に対応**

●**「富山県在籍型出向支援補助金」を創設**し、国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業主に対して、**出向に要した賃金の一部を補助。**

## 京都府　【短期】雇用シェアリングモデル事業（雇用の短期助け合いマッチング）

●経済団体（京都経営者協会）、労働者団体（連合京都）、国（京都労働局・近畿経済産業局）、京都府、京都市の行政機関に、産業雇用安定センター京都事務所を加えたオール京都による推進体制を構築。

●**社会保険労務士の派遣や労働局のアドバイス等**による法的・制度的なサポートを実施。

## 佐賀県　失業なき労働移動のための連携協定

●佐賀県、産業雇用安定センター佐賀事務所および佐賀労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施。

# 労 使 団 体

## ＵＡゼンセン

●2020年９月、UAゼンセン本部と産業雇用安定センター本部が連携協定を締結。

●これにより、**全国のUAゼンセン支部と産業雇用安定センター地方事務所の間**で、**出向等に関する情報共有を強化**し、円滑なマッチングに繋げる。

## 札幌商工会議所

●2020年11月から、札幌商工会議所と産業雇用安定センター北海道事務所が在籍型出向を活用した出向支援を実施。

●札幌商工会議所が受入企業、送出企業の**相談募集**。相談内容は、**札幌商工会議所（申し込みフォーム）で受け付け**、相談内容に応じて**産業雇用安定センター北海道事務所へ支援依頼**。

●契約サポート、担当者同士の面談・マッチングのセッティングなどマッチングに向けて支援。

## 愛知県経営者協会

●2019年４月より、愛知県経営者協会と**産業雇用安定センター愛知事務所が以下の連携強化を実施**。
①産業雇用安定センターの人材送出・受入情報を愛知経営者協会会員企業へ発送、**実績情報の周知ＰＲ**
②愛知県経営者協会**会員企業向け説明会**の開催
③産業雇用安定センターと経営者協会の**既存研修等の後援、共催**
④愛知県経営者協会**会員企業向け相談窓口の設置**

●愛知県経営者協会が会員企業から送出・受入情報を聞き取り、産業雇用安定センター愛知事務所へ取り次ぎ。

# 金 融 機 関

## Ｓ信用金庫

●2019年8月、S信用金庫と産業雇用安定センター静岡事務所が連携協定を締結。

●顧客企業の**人手不足情報を産業雇用安定センター静岡事務所に提供**するほか、支店長などが**企業訪問する際に産業雇用安定センター職員が同行**。

## Ｍ銀行

●2020年10月、Ｍ銀行と産業雇用安定センター本部が連携協定を締結。

●M銀行が**各支店で取引先企業の雇用過不足の人材ニーズを把握し、本店にて人材ニーズ情報を集約**。支援が必要と判断された**人材ニーズ情報を産業雇用安定センター本部に提供**。

●産業雇用安定センター本部から地方事務所へ出向あっせん支援指示。地方事務所は、同銀行支店と連携しながらマッチングを行う。

## 政府系金融機関

●2021年3月、近畿2府4県の政府系金融機関支店と産業雇用安定センター事務所が連携協定を締結。

●顧客企業の**人材ニーズを産業雇用安定センターに情報提供**するほか、金融機関の職員による**顧客訪問の際に産業雇用安定センター職員が同行**。

# 在籍型出向するには、どういう準備が必要？

ポイント

- 在籍型出向は、**労働者の個別的な同意**または**就業規則等の社内規程**に基づき行う必要があります。
- 在籍型出向をする際に、**出向の必要性や出向期間中の労働条件等**を、**出向元企業、出向先企業および労働者の三者間でよく話し合った上で**、出向契約の内容や出向期間中の**労働条件等を明確に**しておくことが重要です。

## ステップ1

**出向元↔労働者**

**労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い**

（P17 就業規則例参照）

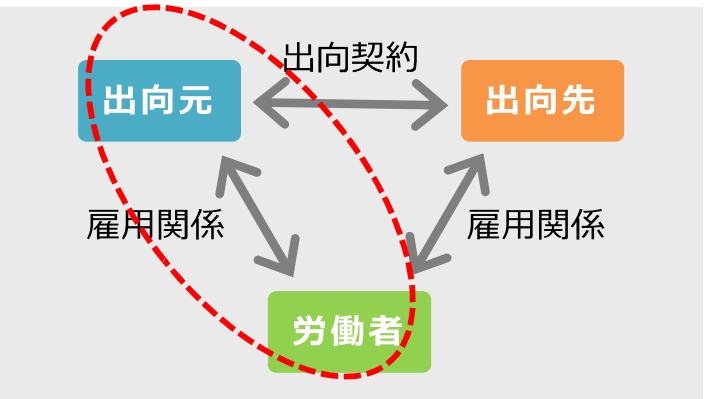


## ステップ2

**出向元↔出向先**

**出向契約の締結**

（P22 出向契約書例参照）

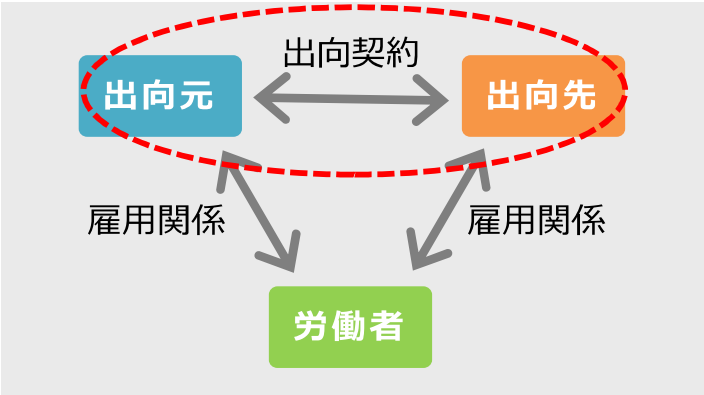


## ステップ3

**出向先↔労働者**

**出向期間中の労働条件等の明確化**

（P25 参照）

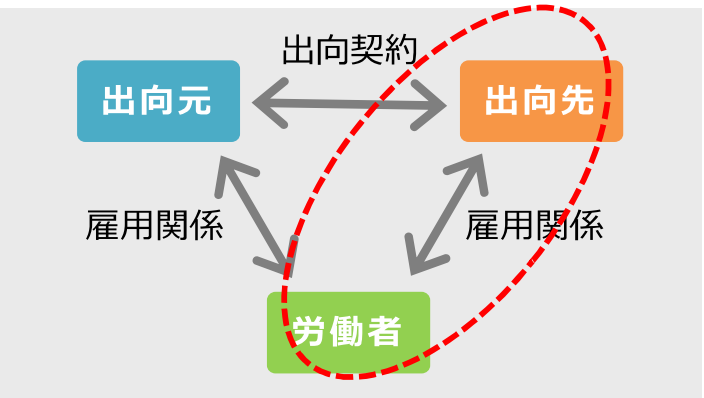


**出向開始**

ステップ 1

出向元↔労働者

## 労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

- 在籍型出向を命じるには、**労働者の「個別的な同意を得る」**か、または「**出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方など**が**就業規則や労働協約等**によって**労働者の利益に配慮して整備**されている」必要があるとされています。
- 労働者に出向を命じることができる場合であっても、出向の必要性、対象労働者の選定に関する事情等に照らして、その**権利を濫用したものと認められる場合は、その命令は無効**となります（労働契約法第14条）。
- 出向を行う際は、その**必要性や出向期間中の労働条件等**ついて、**労使の間でよく話し合いを行い、労働者の個別的な同意を得ていくことが望まれます。**

ヒント

**コロナ禍で労働者に在籍型出向を命じる際、就業規則等が整備されている場合であっても、事前に出向先企業の職場見学を行ったり、手上げ方式で出向労働者を募るなど、労働者の理解を深め、納得を得るために丁寧に社内手続を進めている企業もあります。**

**●労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）**

（出向）
第14条　使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

**【参考：出向命令が無効とされた裁判例】**

「一貫してデスクワークの仕事をしてきた労働者について、希望退職募集への応募の勧奨を断った段階で、子会社に出向させて単純作業に従事させた場合は、当該出向は、退職勧奨を断った労働者が自主退職することを期待して行われたものであり、業務上の必要性がなく、また、人選の合理性も認めることもできず、権利の濫用に当たり無効となる場合がある」とする裁判例があります。
（東京地裁　平成25年11月12日判決）

# 就業規則の出向規程の参考例

**※以下の規程はあくまで例示の一つです。実際の規程を作成する際は、各企業の実態に即したものとなるよう、よくご検討ください。**

## 出向規程（例）

（目的）
第１条　本規程は、当社就業規則第●条の規定に基づき当社の労働者を出向させる場合の取扱いについて定めたものである。
２　当社における出向は、出向先の経営力や技術力の強化、人材の育成、出向先との人事交流、雇用調整等を目的とする。

（適用）
第２条　本規程は、当社の無期契約労働者に適用する。

（定義）
第３条　本規程において、出向とは、当社の労働者が当社に在籍したまま、出向先の業務に従事することをいう。
２　本規程において、出向先とは、関係会社、業務提携会社、関係団体その他当社指定の企業や団体等をいう。
３　本規程において、出向者とは、当社就業規則に基づき出向先に出向する者をいう。

（出向準備等）
第４条　当社の労働者に対して出向を命じる場合には、事前に当該労働者に対し、出向の目的、出向先の名称及び勤務地、出向期間、出向先の業務の内容、出向先の労働条件その他必要な事項について説明を行うものとする。

（出向期間）
第５条　出向者の出向期間は、●年を超えない範囲で当社が個別に決定した期間とする。ただし、出向目的の達成状況や業務上の必要に応じ、出向期間を短縮又は延長することがある。

（出向期間中の当社内の取扱い）
第６条　出向期間中の当社における出向者の身分については、当社人事部付とした上で休職扱い（以下「出向休職」という。）とする。ただし、出向者の出向期間は当社の勤続年数に通算する。
２　出向期間中の当社における出向者の人事評価については、出向先の勤務状況に基づいて当社人事部が行う。また、出向期間中の当社における出向者の昇進及び昇給については、当社に勤務した場合と同等に取り扱う。
３　出向者は、出向期間中に住所、連絡先、氏名、家族その他当社の人事管理上必要とする身上に変更が生じた場合は、当社の定めるところにより当社に届け出なければならない。

（出向者の労働条件等）
第７条　出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災害補償、福利厚生並びに出向先での配置転換及び出張については、出向先の定めるところによるものとする。また、年次有給休暇は当社の勤続年数に基づき付与されるが、労働基準法第39条第７項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季指定義務は出向先が出向先の定めるところにより履行するものとする。なお、出向先の労働時間、休日、休暇の労働条件が当社のものよりも不利益となる場合は、その不利益を解消するよう必要な措置を講じるものとする。また、出向者は、出向期間中においても当社の福利厚生制度を利用できるものとする。
２　出向者の表彰及び懲戒については、出向先の定めるところにより出向先が行うものとする。また、諭旨解雇及び懲戒解雇については、当社の定めるところにより当社が行うものとする。
３　出向者の休職、退職及び普通解雇については、当社の定めるところによる。なお、出向者が出向期間中に休職（出向休職を除く。以下同じ。）、退職又は解雇（懲戒処分としての解雇の場合を含む。以下同じ。）する場合は、当社に復職させた上で休職若しくは退職させ又は解雇するものとする。
４　出向者の賃金（時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）については、当社の定めるところにより当社が支払うものとする。ただし、通勤費、交通費及び出張費については、当社と出向先間で別途合意したところによるものとする。

（社会保険等）
第８条　出向期間中の出向者の健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の適用は、原則として引き続き当社において行うものとする。ただし、法令に従って異なる取扱いがなされる場合は、この限りでない。
２　出向期間中の出向者の労働者災害補償保険の適用は、出向先において行うものとする。

（復職）
第９条　出向者が次の各号に該当した場合、当社は当該出向者に対して復職を命じる。
(1)　出向期間が終了したとき
(2)　出向の目的を達成したとき又は出向の目的が消滅したとき
(3)　心身の故障等出向先での労務提供が困難なとき
(4)　当社の休職事由、普通解雇事由、懲戒事由に該当したとき
(5)　出向期間中に当社を退職するとき
(6)　前号に掲げる事由のほか復職させるべき理由があるとき
２　復職を命じられた出向者はこれに従わなければならない。
３　当社への復職後の出向者の所属は、業務上の都合もしくは出向者の能力、経験、技能、希望等を総合的に勘案の上決定する。

（その他）
第10条　出向の取扱いについて本規程に定めのない場合は、その都度当社において必要な措置を講じるものとする。

附　　則
本規程は　　年　　月　　日より施行する。

●なお、**産業雇用安定助成金や雇用調整助成金**といった在籍型出向に対する助成制度（P28～29参照）を活用する場合には、以下の事項を記載した**労使協定を事前に締結する**とともに、**出向労働者本人が出向することについて同意していることが必要**です。

| |
|---|
| ①　**出向先事業所の名称、所在地、事業の種類および事業主の氏名** |
| ②　**出向実施予定時期・期間**<br>出向を実施する時期（始期および終期）とその期間（年月数）を定める。<br>出向労働者が複数のため時期・期間のパターンが複数ある場合や、労使協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定である場合などの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅およびその範囲内での各出向労働者の出向期間（１か月以上２年以内に限る）を定めることも可能。 |
| ③　出向期間中および出向終了後の処遇<br>a　**出向の形態と雇用関係**<br>出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所では出向期間中は休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く）に限る）であることを定める。 |
| b　**出向期間中の賃金**<br>出向期間中の賃金額の決定方法と出向前に比べた水準、賃金の支払者など、出向労働者の立場からみて必要となる、賃金に関する事項を定める。 |
| c　**出向期間中のその他の労働条件** |
| d　**出向期間中の雇用保険の適用**<br>出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を、出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを定める。 |
| e　**出向終了後の処遇**<br>出向終了後に出向労働者が出向元事業所に復帰（連続して他の事業所に出向した後に復帰する場合も含む）する予定であることおよび出向労働者が復帰した際の職務や賃金等について定める。 |
| ④　**出向労働者の範囲および人数**<br>出向労働者となりうる者の所属する部署・部門または役職など、出向労働者の範囲を定める。<br>また、出向労働者が確定している場合はその人数、未確定の場合は概数を定める。 |
| ⑤　**新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持を目的とした出向であり、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であること**<br>※産業雇用安定助成金の助成を受ける場合で、独立性が認められない企業間で行う出向の場合のみ |

ステップ 2

出向元↔出向先

## 出向契約の締結

●出向契約では、以下の事項を定めておくことが考えられます。

・出向期間
・職務内容、職位、勤務場所
・就業時間、休憩時間
・休日、休暇
・出向負担金、通勤手当、時間外手当、その他手当の負担
・出張旅費
・社会保険・労働保険
・福利厚生の取扱い
・勤務状況の報告
・人事考課
・守秘義務
・損害の賠償
・途中解約
・その他（特記事項）

●出向契約に明確な定めがない場合は、以下のように解釈するのが合理的とされています。

| 出向元企業に残る権利義務 | 出向先企業に移る権利義務 |
|---|---|
| 労働者の地位に関わる権利義務<br>・解雇権（諭旨解雇や懲戒解雇を含む）<br>・復帰命令権 | 就労に関わる権利義務<br>・労務提供請求権<br>・指揮命令権 |

**【参考：復帰命令】**

出向時に復帰はないという合意が成立したといえる特段の事由がない限り、出向元企業は、労働者の同意なく出向元企業への復帰を命じることができるとされています。
（古河電気工業・原子燃料工業事件　最二小判昭60.4.5　民集39-3-675）

●なお、**産業雇用安定助成金や雇用調整助成金**（ P28～29 参照）を活用する場合には、出向契約書に以下の事項を記載する必要があります。

| |
|---|
| ① **出向元事業所および出向先事業所の名称と所在地** |
| ② **出向労働者ごとの出向実施時期・期間**<br>出向を実施する時期（開始日および末日）とその期間（年月数）を、出向労働者ごとに定める。 |
| ③ 出向中の処遇<br>a **出向の形態と雇用関係**<br>出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所で勤務する形態（その場合、出向元事業所では出向期間中は休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く）に限る）であることを明確化する。 |
| b **出向期間中の賃金**<br>賃金の支払者、支払方法その他賃金に関する事項 |
| c **出向期間中のその他の労働条件** |
| d **出向期間中の雇用保険の適用**<br>出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを規定する。 |
| ④ **出向元事業主および出向先事業主の間の賃金の負担・補助**<br>出向期間中の出向労働者の賃金は、下記の「出向中の賃金」の（ｲ）または（ﾛ）および（ﾊ）を満たしていることを前提として、出向元事業主と出向先事業主の間の負担の考え方、負担額の算定方法等を規定する。<br>さらに両事業主の間で賃金補助を行う場合は、当該補助の考え方、補助額の算定の方法、補助額の支払方法・時期等を規定する。<br><br>＜出向中の賃金＞<br>(ｲ) 出向元事業主が、出向契約に基づき、出向労働者の賃金について、出向先事業主に対して補助するか、または出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。<br>(ﾛ) 出向先事業主が、出向契約に基づき、出向労働者の賃金について、出向元事業主に対して補助するか、または出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。<br>(ﾊ) 出向労働者に対して出向期間中に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金および３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額が、おおむね出向前の労働日に通常支払われる賃金の額に相当する額であること。 |
| ⑤ **出向期間終了後に出向元事業所に復帰する予定であること** |

# 出向契約書の参考例

**※以下の契約書はあくまで例示の一つです。実際の契約書を作成する際は、出向元企業・出向先企業の双方で協議してください。**

出向契約書（例）

○○○○○株式会社(以下「甲」という。)と○○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の労働者を乙に出向させるに際し、その取扱いについて下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）
第１条　本契約において、出向とは、甲の労働者を甲に在籍させたまま、乙の労働者として乙の業務に従事させることをいう。
２　本契約において、出向者とは、乙に出向する甲の労働者をいう。

（出向元及び出向先の名称及び所在地）
第２条　出向元たる甲と出向先たる乙の名称及び所在地は以下のとおりである。
［出向元（甲）］名　称　○○○○株式会社
所在地　○○県○○市○○ ○丁目○番○号
［出向先（乙）］名　称　○○○○株式会社
所在地　○○県○○市○○ ○丁目○番○号

（出向者及び出向期間）
第３条　出向者及び出向期間は以下のとおりとする。なお、出向期間の短縮又は延長をしようとする場合は、甲乙協議の上、書面による合意により決定し、甲は決定内容を出向者に通知するものとする。
［出 向 者］○○○○（昭和○○年○○月○○日生）
［出向期間］令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日（○年間）

（出向形態等）
第４条　出向者は、出向期間中、甲の労働者として甲に在籍したまま、乙の指揮命令下において乙の業務に従事する。
２　出向者は、出向期間中、甲において休職扱いとする。ただし、出向者の出向期間は甲の勤続年数に通算する。

（二重出向の禁止）
第５条　乙は、出向者を乙以外の会社へ出向させてはならない。

（出向者の業務等）
第６条　乙における出向者の勤務地、所属、役職及び業務内容は以下のとおりとする。なお、乙は、これらの事項を変更する場合は、甲の事前の書面又は電子メールによる承諾を得るものとする。
［勤 務 地］○○○○
［所　　属］○○○○
［役　　職］○○○○
［業務内容］○○○○
２　乙は、甲指定の方法に基づき、出向者の勤務状況その他甲指定の事項を翌月○日までに甲に報告するものとする。

（出向者の労働条件等）
第７条　出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災害補償、福利厚生並びに乙での配置転換及び出張については、乙の定めるところによるものとする（ただし、出向者が出向期間中に甲の福利厚生制度を利用することを妨げない。）。なお、年次有給休暇は甲の勤続年数に基づき付与されるが、労働基準法第39条第７項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季指定義務は乙が負うものとし、その取扱いについては乙の定めるところによるものとする。
２　出向者の表彰及び懲戒については、乙の定めるところにより乙が行うものとする。また、諭旨解雇及び懲戒解雇については、甲の定めるところにより甲が行うものとする。
３　出向者の休職、退職及び普通解雇については、甲の定めるところによる。
４　出向者の賃金（時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）については、甲の定めるところにより甲が出向者に直接支払うものとする。ただし、通勤費、交通費及び出張費については、乙の定めるところにより乙が出向者に直接支払うものとする。
５　乙は、出向時に、出向者に対して労働条件を明示するものとする。ただし、甲は、甲乙協議の上、乙に代わって出向者に対して労働条件の明示を行うことができる

（安全衛生の措置等）
第８条　出向者に対する安全衛生の措置（定期健康診断その他の労働安全衛生法上の措置を含む。）は、乙の負担により乙が実施する。

（社会保険等）
第９条　出向期間中の出向者の健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険については、甲において被保険者資格を継続させ、その事業主負担分の保険料は甲が負担する。
２　労働者災害補償保険については、乙において加入し、その保険料は乙が負担する。

（出向先の給与負担金等）
第10条　本件出向に伴う給与負担金として、甲が第７条の定めに基づき出向者に支払った賃金（時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）に相当する額を乙が全額負担する。ただし、月の途中に出向が開始し、又は終了した場合の当該月の給与負担金については日割り計算とする。
２　乙は、甲に対して、前項に定める給与負担金を当月末日までに甲の指定する下記銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
［銀 行 名］○○銀行
［支 店 名］○○支店
［口座種別］普通
［口座番号］○○○○○○○
［口座名義］○○○○株式会社

（復職）
第11条　出向者が次の各号に該当した場合、甲は当該出向者に対して復職を命じるものとする。
(1)　出向期間が終了したとき
(2)　出向の目的を達成し又は出向の目的が消滅したと甲が判断したとき
(3)　心身の故障等乙での労務提供が困難であると甲が判断したとき
(4)　甲の休職事由、普通解雇事由、懲戒事由に該当したと甲が判断したとき
(5)　出向期間中に甲を退職するとき
(6)　前号に掲げる事由のほか復職させるべき理由があると甲が判断したとき

（機密保持）
第12条　甲及び乙は、本契約期間中に知り得た相手方の業務上の情報その他の機密情報（次の各号に該当するものを除く。以下「機密情報等」という。）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏洩してはならず、本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
(1)　開示を受けた時点で既に保有している情報
(2)　開示を受けた時点で既に公知であった情報
(3)　開示の前後を問わずその責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
(4)　開示の前後を問わず正当な権利を有する第三者より適法に入手した情報
(5)　開示された情報に基づかずに独自に開発した情報
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関の命令、要請等により要求される場合には、当該要求に対応するのに必要な範囲で機密情報等を開示することができる。ただし、甲又は乙は、当該要求を受けた旨を相手方に遅滞なく通知するものとする。
３　甲及び乙は、機密情報等の滅失、毀損又は漏洩のないようその責任において万全に機密情報等を保管するものとし、本契約が終了した場合において、相手方から機密情報等について返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）を指示されたときは、その指示に従い返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）をするものとする。
４　本条の規定は、本契約終了後もなお有効とする。

（個人情報）
第13条　甲及び乙は、出向者の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、関連法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報の保護に努めるとともに、当該個人情報を出向者の雇用管理及び業務に必要な範囲についてのみ使用し、当該個人情報の滅失、毀損又は漏洩のないよう必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（有効期間）
第14条　本契約の有効期間は、第３条の規定に定める出向期間が終了するまでとする。

（合意管轄）
第15条　本契約に関する一切の紛争については○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）
第16条 本契約の定めなき事項及び本契約の解釈適用につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。
２　本契約を変更する場合は、甲乙協議の上、書面による合意による。

本契約締結の証として本書２通を作成して甲乙記名押印の上各自１通保有する。

令和○○年○○月○○日

甲　○○県○○市○○ ○丁目○番○号
○○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○　　㊞

乙　○○県○○市○○ ○丁目○番○号
○○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○　　㊞

ステップ 3

出向先↔労働者

## 出向期間中の労働条件等の明確化

- 出向労働者の出向先企業での労働条件、出向元企業での身分等の取り扱いは、出向元企業、出向先企業および出向労働者の三者間の取り決めによって定められます。
- **上記の取り決めによって定められた権限と責任に応じて、出向元企業・出向先企業それぞれの使用者が**、出向労働者に対して、賃金の支払等、労働基準法等における**使用者としての責任を負います**。
- **労働条件**は、具体的に**以下の項目について明確にする必要**があります。これらの労働条件は、出向に際して**出向先企業が労働者に明示**することになりますが、**出向元企業が出向先企業に代わって明示しても問題ありません。**

| | |
|---|---|
| **①労働契約の期間** | ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払方法や支払時期<br>⑧臨時に支払われる賃金、賞与等、最低賃金額<br>⑨労働者に負担させる食費、作業用品など<br>⑩安全・衛生<br>⑪職業訓練<br>⑫災害補償、業務外の傷病扶助<br>⑬表彰・制裁<br>⑭休職に関する各事項 |
| **②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準**（期間の定めのある労働契約であって、労働契約の期間の満了後に、その労働契約を更新する場合があるときに限る） | |
| **③就業の場所、従事すべき業務** | |
| **④始業・就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関すること** | |
| **⑤賃金※の決定、計算、支払の方法、賃金の締切りおよび支払の時期、**昇給に関すること<br>※退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与等を除く | |
| **⑥退職に関すること（解雇の事由を含む）** | |

・①～⑥の項目（⑤の昇給に関することを除く）
→原則として書面を交付して明示する必要があります。
また、労働者が希望した場合は、FAXや電子メール等、出力すると書面を作成できる方法で明示することも認められています。

・⑦～⑭の項目
→使用者がこれらを定めた場合、書面の交付は義務づけられていませんが、明示する必要があります。

# 在籍型出向の場合、給与に関する税務上の留意点や、社会保険・労働保険の取り扱いはどうなる？

ポイント

- 出向労働者の給与に関する税務や社会保険・労働保険における取り扱いは、**個別の出向契約の内容によって異なります**。
- トラブルを防ぐため、それぞれの出向契約についてどのような取り扱いとなるか、よく確認しましょう。

■出向労働者の給与は、出向元企業と出向先企業が**話し合って決定**します。

■**給与の支給方法**は、主に以下の方法があります。
・**出向先企業**が出向労働者に**直接支給**。
・出向先企業が出向元企業に対して給与負担金を支払い、**出向元企業**が出向労働者に**支給**。

## 出向労働者の給与の法人税法上の取り扱い

**【お問い合わせ先：所轄の税務署】**

出向労働者の給与は、法人税法上以下のように取り扱われます。

①出向先企業が出向元企業に対して支払う給与負担金は、出向先企業の給与として取り扱われます。（法基通9-2-45）

②**出向労働者の給与を出向元企業が全額負担し、出向先企業が負担しなかった場合、**出向先企業が負担すべき給与は、出向元企業から出向先企業に対する経済的利益の無償の供与に該当しますので、**出向元企業において寄附金課税の対象**となります。（法人税法第37条）

③出向元企業の給与水準が出向先企業の給与水準より高く、**出向元企業でその差額を補填**する場合に、出向元企業が出向労働者に対して支給した差額補填の給与の額は、出向期間中であっても、**出向元企業の損金の額に算入**されます。（法基通9-2-47）

［参考］タックスアンサーNo.5241出向者に対する給与の較差補てん金の取り扱い
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5241.htm

## 雇用保険

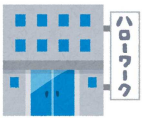


**【お問い合わせ先：最寄りのハローワーク】**

- 出向元企業と出向先企業の双方と雇用関係をもつ出向労働者は、その出向労働者が**生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ、雇用保険の被保険者となります。**
- 出向労働者が出向先企業で雇用保険の被保険者となる場合は、出向元企業での資格喪失手続きと出向先企業での資格取得手続きが必要です。
- 出向労働者が失業した場合に受給する失業等給付の基本手当の算定は、雇用保険の被保険者となっている企業から支払われた賃金のみが基礎となります。そのため、賃金支払関係をいずれか一方の企業に集約して処理していただくことが望ましいです。

［参考］雇用保険業務取扱要領（適用関係）20352イ(ロ)、(ハ)
https://www.mhlw.go.jp/content/000802293.pdf

## 労働者災害補償保険

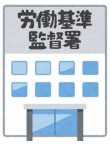


**【お問い合わせ先：最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署】**

- 出向労働者が出向先企業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて働く場合は、**出向元企業で支払われている賃金も出向先企業で支払われている賃金に含めて計算し、出向先企業で労働者災害補償保険を適用**してください。
- 国内出向の場合は、出向の際に特別な届出等の手続きはありません。

［参考］出向労働者に対する労働者災害補償保険法の適用について
（昭和35年11月２日、基発第932号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2519&dataType=1&pageNo=1

## 厚生年金保険・健康保険

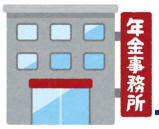


**【お問い合わせ先：事業所を管轄する年金事務所、健康保険組合】**

- 出向労働者は、出向元企業か出向先企業のうち、**使用関係があり報酬が支払われている企業（一方または双方）で厚生年金保険・健康保険の適用**を受けます。
- なお、出向元企業と出向先企業の双方で被保険者となる場合は、当該出向労働者が選択した事業所を主たる事業所として、二以上事業所勤務届の届出を、主たる事業所を管轄する年金事務所・健康保険組合に届け出る必要があります。

# 在籍型出向の支援制度ってある？

ポイント

支援策は、以下のほか、自治体等が地域独自の取り組みを行っている場合があります。詳しくは、厚生労働省のウェブサイトで紹介しています。

トップページ ＞ 雇用・労働 ＞ 雇用 ＞ 事業主の方へ ＞ ４．雇用の維持・離職 ＞ 在籍型出向支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html

## 産業雇用安定助成金［厚生労働省］

詳細はこちら

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた企業が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の企業に対して、一定期間の助成を行います。

### 助成内容等

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向させることでかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業が支給申請を行い、この申請に基づきそれぞれの企業へ支給。
（申請手続きは出向元企業が行います）

#### 出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元企業と出向先企業が負担する賃金、教育訓練と労務管理に関する調整経費等。
独立性が認められない企業間の出向の場合は、助成率が異なります。

| | | 中小企業※ | 中小企業以外※ |
|---|---|---|---|
| 助成率 | 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| | 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 上限額（一人１日当たり） | | 12,000円／日（出向元・先の計） | |

※独立性が認められない企業間の出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

#### 出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等
独立性が認められない企業間の出向の場合は、助成対象外です。

| | 出向元 | 出向先 |
|---|---|---|
| 助成額 | 各10万円／１人当たり（定額） | |
| 加算額※ | 各5万円／１人当たり（定額） | |

※以下の場合、助成額の加算を行います。
・出向元企業が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
・出向先企業が労働者を異業種から受け入れる場合

# 雇用調整助成金（出向）［厚生労働省］

雇用調整助成金は、事業主が在籍型出向を行う場合も助成対象としています。

## 助成内容

出向元企業が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率（中小企業２／３、中小企業以外１／２）をかけた額を助成します。

詳細はこちら

イ　出向元企業の出向労働者の賃金に対する負担額
ロ　出向前の通常賃金の１／２の額
※ただし、8,265円×330/365×支給対象期の日数が上限。

**お問い合わせ先**　**都道府県労働局・ハローワーク（P33または厚生労働省ウェブサイトをご覧ください）**

厚生労働省

**産業雇用安定助成金や雇用調整助成金**など在籍型出向に対する助成制度のご相談や申請は、**出向元企業の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク**で受け付けています。
※産業雇用安定センターでは対応できませんのでご注意ください。

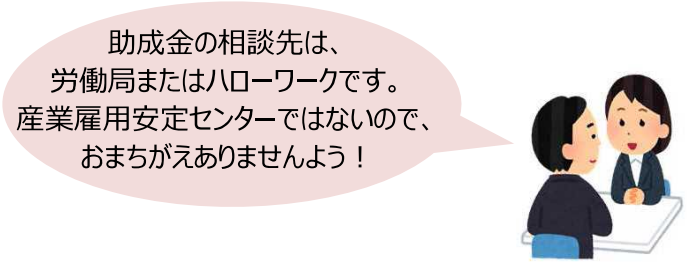

# 人材確保等促進税制［経済産業省］

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため外部人材の獲得や、厳しい雇用情勢の中での雇用の維持・確保のための**在籍型出向の受け入れ**、人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税額等の税額控除措置が講じられます。

| | | |
|---|---|---|
| 適用対象 | 青色申告書を提出する全企業 | |
| 適用期間 | **令和３年４月１日**から**令和５年３月31日**までの間に開始する各事業年度 | |
| 適用要件 | 通常要件 | **新規雇用者給与等支給額**※1が、前年度より**２％以上**増えていること |
| | 上乗せ要件 | **教育訓練費の額**※2が、前年度より**20%以上**増えていること |
| 税額控除※5 | 通常要件 | **控除対象新規雇用者給与等支給額**※3の**15%**を法人税額等※4から控除 |
| | 上乗せ要件 | **控除対象新規雇用者給与等支給額**の**20%**を法人税額等から控除 |

※１～４　用語の定義は、「「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック」を参照してください。
※５　税額控除額は、法人税額等の20%が上限となります。

ガイドブック

## コラム

経済産業局では、自治体や国の出先機関、関係機関と連携し、管轄内区域の求人・求職等の調査をもとに、企業間での人材シェアマッチング※を実施しているエリアがあります。（2021年11月現在）

※「人材余剰の企業」から「人手不足の企業」への一時的な雇用移動

# プロフェッショナル人材事業［内閣府］

全国45道府県（東京都、沖縄県を除く）に、各道府県が運営する「プロフェッショナル人材戦略拠点」が設置されています。

ここでは、地域企業を訪問するなどして、経営課題を整理し、適宜民間人材ビジネス事業者等と連携して、課題解決のための外部人材の活用に向けた支援をしています。

その取り組みの１つに、**主に都市部にある大企業から地域の中堅・中小企業に在籍型出向等することで**、大企業人材を活用する仕組み（大企業連携スキーム）があります。

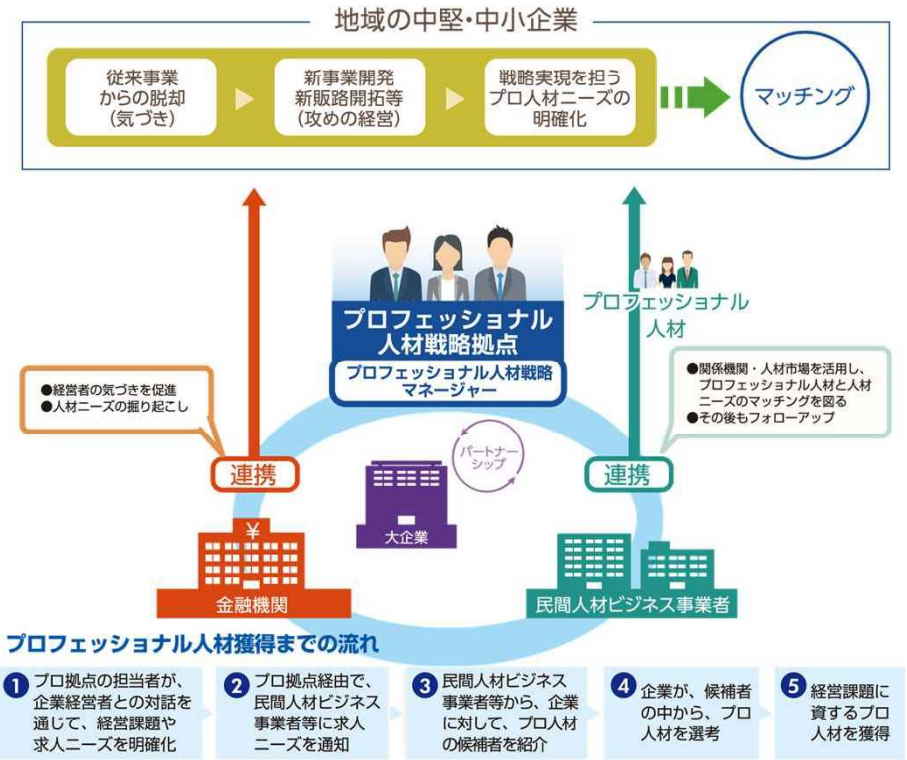


## 都市部大企業からの在籍型出向等による人材交流

**都市部の大企業人材が、地域企業に在籍型出向等**して、経営課題解決等の手助けをする取り組みを行っています。この枠組みでは、民間人材ビジネス事業者が介在しないため、**紹介手数料はかかりません。**
この人材にかかる人件費や交通費等の諸経費は、出向元の都市部大企業と出向先の地域中堅・中小企業が協議して決めます。

### 都市部大企業による人材交流を行う際のメリット

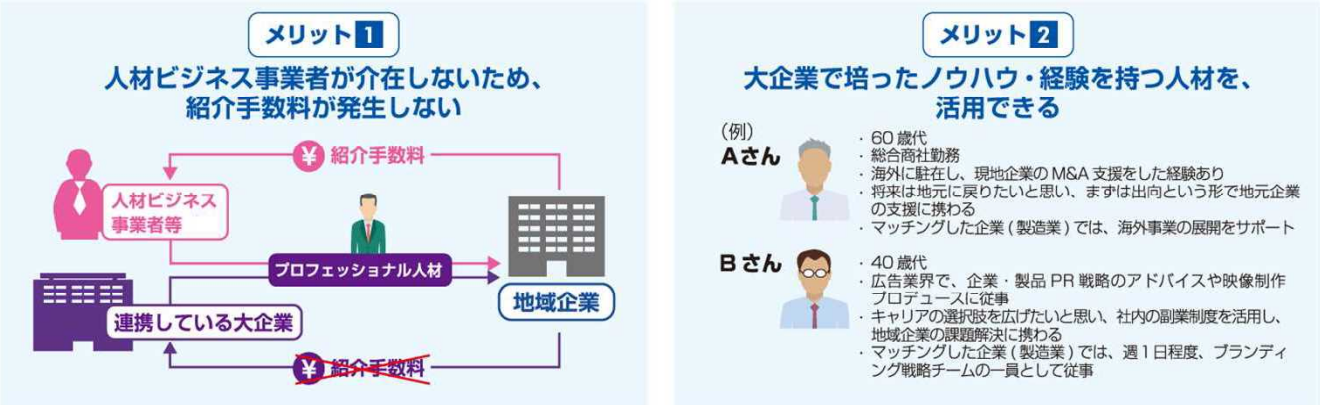

# Q&A

## Q1　副業・兼業と在籍型出向は何が違うのでしょうか？

- 副業・兼業は、労働者個人の判断で実施するもので、会社から命令するものではありません。
- 一方、在籍型出向は、会社が労働者に命令して行うものです。ただし、在籍型出向を命じるには、労働者の個別的な同意を得るか、または出向先企業での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則等によって労働者の利益に配慮して整備されている必要があることに留意が必要です。

## Q2　在籍型出向と労働者派遣は何が違うのでしょうか？

- 在籍型出向する労働者は、出向元企業と出向先企業の双方と雇用契約を結んでおり、出向先企業の指揮命令を受けます。
- 派遣労働者は、派遣元事業主のみと雇用契約を結び、派遣先は派遣労働者とは雇用契約を結ばず、指揮命令のみ行います。

## Q3　労働者を出向させるにあたって、出向先企業の職場環境や仕事の内容に不安があります。

- 出向元企業や労働者の方にとって、出向先企業の職場環境、雰囲気、実際の業務がどのようなものかなど、不安は大きいものです。
- 産業雇用安定センターでは、出向を検討する企業や労働者の方などに出向先企業の状況を知ってもらうために、双方の企業に職場見学や説明会をご提案することもできます。

## Q4　当初の出向期間を延長や更新することは可能でしょうか？

- 出向期間の終期が到来する場合には、出向させた労働者には出向元企業に戻ってもらうことが原則です。
- ただし、諸般の事情により出向期間を延長したり更新する必要が生じた場合には、労働者に事情を丁寧に説明し、その意向を十分踏まえた上で、出向元企業と出向先企業で改めて出向契約を締結する必要※1があります。
  また、出向元企業は労働者に引き続き出向を命じ、出向先企業は労働者との雇用契約※2を更新する必要があります。

※１：個別労働者ごとに出向契約を締結している場合
※２：有期雇用契約の場合

# 産業雇用安定センター 各都道府県事務所一覧

（2021年11月現在）

| No. | 事務所名 | 住　　所 | ビ　ル　名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 北海道事務所 | 札幌市中央区北１条西2-1 | 札幌時計台ビル8階 | 011-232-3853 |
| 2 | 青森事務所 | 青森市新町2-2-4 | 青森新町二丁目ビルディング8階 | 017-777-8702 |
| 3 | 岩手事務所 | 盛岡市大通3-3-10 | 七十七日生盛岡ビル5階 | 019-625-0434 |
| 4 | 宮城事務所 | 仙台市青葉区本町1-1-1 | 大樹生命仙台本町ビル9階 | 022-726-1826 |
| 5 | 秋田事務所 | 秋田市山王3-1-7 | 東カンビル4階 | 018-823-7024 |
| 6 | 山形事務所 | 山形市東原町2-1-20 | 山形ロイヤルセンチュリービル4階 | 023-624-8404 |
| 7 | 福島事務所 | 福島市栄町6-6 | ＮＢＦユニックスビル10階 | 024-523-4520 |
| 8 | 茨城事務所 | 水戸市城南1-1-6 | サザン水戸ビル４階 | 029-231-6044 |
| 9 | 栃木事務所 | 宇都宮市大通り1-4-24 | ＭＳＣビル6階 | 028-623-6181 |
| 10 | 群馬事務所 | 前橋市古市町1-50-1 | 吉野屋ビル3階 | 027-255-2586 |
| 11 | 埼玉事務所 | さいたま市大宮区仲町3-13-1 | 住友生命大宮第二ビル2階 | 048-642-1121 |
| 12 | 千葉事務所 | 千葉市中央区弁天1-15-3 | リードシー千葉駅前ビル6階 | 043-216-3670 |
| 13 | 東京事務所 | 新宿区西新宿4-15-3 | 住友不動産西新宿ビル3号館5階 | 03-5358-7421 |
| 14 | 神奈川事務所 | 横浜市中区住吉町6-68-1 | 横浜関内地所ビル４階 | 045-680-1231 |
| 15 | 新潟事務所 | 新潟市中央区東大通1-2-25 | 北越第一ビル10階 | 025-245-3520 |
| 16 | 富山事務所 | 富山市奥田新町8-1 | ボルファートとやま10階 | 076-442-6900 |
| 17 | 石川事務所 | 金沢市上堤町1-12 | 金沢南町ビル4階 | 076-261-6047 |
| 18 | 福井事務所 | 福井市大手2-7-15 | 明治安田生命福井ビル4階 | 0776-24-9025 |
| 19 | 山梨事務所 | 甲府市丸の内2-16-4 | 丸栄ビル5階 | 055-235-6236 |
| 20 | 長野事務所 | 長野市栗田源田窪1000-1 | 長栄長野東口ビル3階 | 026-229-0555 |
| 21 | 岐阜事務所 | 岐阜市鶴舞町2-6-7 | ワークプラザ岐阜3階 | 058-246-7060 |
| 22 | 静岡事務所 | 静岡市葵区黒金町11-7 | 大樹生命静岡駅前ビル12階 | 054-255-1343 |
|  | 浜松駐在 | 浜松市中区板屋町110-5 | 浜松第一生命日通ビル13階 | 053-458-3621 |
| 23 | 愛知事務所 | 名古屋市中村区名駅南2-14-19 | 住友生命名古屋ビル4階 | 052-583-8876 |
| 24 | 三重事務所 | 津市羽所町700 | アスト津2階 | 059-225-5449 |
| 25 | 滋賀事務所 | 大津市梅林1-3-10 | 滋賀ビル6階 | 077-526-3991 |
| 26 | 京都事務所 | 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623 | 第11長谷ビル9階 | 075-211-2331 |
| 27 | 大阪事務所 | 大阪市中央区大手前1-7-31 | OMMビル4階 | 06-6947-7663 |
| 28 | 兵庫事務所 | 神戸市中央区元町通6-1-8 | 東栄ビル1階 | 078-366-4252 |
| 29 | 奈良事務所 | 奈良市大宮町1-1-15 | ニッセイ奈良駅前ビル4階 | 0742-24-2015 |
| 30 | 和歌山事務所 | 和歌山市北出島1-5-46 | 和歌山県労働センター3階 | 073-432-4690 |
| 31 | 鳥取事務所 | 鳥取市東品治町102 | 鳥取駅前ビル3階 | 0857-20-1500 |
| 32 | 島根事務所 | 松江市御手船場町551 | ニッセイ松江ビル６階 | 0852-27-1151 |
| 33 | 岡山事務所 | 岡山市北区磨屋町10-20 | 磨屋町ビル4階 | 086-233-3081 |
| 34 | 広島事務所 | 広島市中区袋町3-17 | シシンヨービル9階 | 082-545-6800 |
|  | 福山駐在 | 福山市霞町1-1-1 | 福山信愛ビル7階 | 084-927-3511 |
| 35 | 山口事務所 | 山口市小郡高1-8 | ＭＹ小郡ビル4階 | 083-973-8071 |
| 36 | 徳島事務所 | 徳島市八百屋町2-11 | ニッセイ徳島ビル5階 | 088-626-9511 |
| 37 | 香川事務所 | 高松市常磐町1-3-1 | 瓦町ＦＬＡＧ9階 | 087-802-6355 |
| 38 | 愛媛事務所 | 松山市三番町4-11-1 | 住友生命松山三番町ビル4階 | 089-931-5494 |
| 39 | 高知事務所 | 高知市はりまや町1-5-1 | デンテツ・ターミナルビル5階 | 088-861-3011 |
| 40 | 福岡事務所 | 福岡市博多区博多駅前2-1-1 | 福岡朝日ビル6階 | 092-475-6295 |
|  | 北九州駐在 | 北九州市小倉北区浅野3-8-1 | AIMビル2階 | 093-531-7806 |
| 41 | 佐賀事務所 | 佐賀市駅南本町6-4 | 佐賀中央第一生命ビル10階 | 0952-22-7163 |
| 42 | 長崎事務所 | 長崎市大黒町9-22 | 大久保大黒町ビル本館5階 | 095-826-5626 |
| 43 | 熊本事務所 | 熊本市中央区花畑町一丁目7番 | MY熊本ビル6階 | 096-359-3526 |
| 44 | 大分事務所 | 大分市府内町3-4-20 | 大分恒和ビル7階 | 097-538-0512 |
| 45 | 宮崎事務所 | 宮崎市高千穂通1-6-35 | 住友生命宮崎ビル3階 | 0985-38-7210 |
| 46 | 鹿児島事務所 | 鹿児島市中央町26-18 | 南日本中央ビル4階 | 099-812-9551 |
| 47 | 沖縄事務所 | 那覇市松尾1-19-1 | 合人社沖縄県庁前アネクス9階 | 098-860-0750 |
|  | 本部 | 東京都江東区亀戸2-18-10 | 住友生命亀戸駅前ビル5階 | 03-5627-3600 |

## 在籍型出向に対する助成制度に関する主なお問い合わせ先（都道府県労働局・ハローワーク）

**P28・29「産業雇用安定助成金・雇用調整助成金（出向）」についてもこちらへお問い合わせください**

電話番号欄に●記載の労働局は、厚生労働省のウェブサイトより電話番号を確認してください。
トップページ> 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 雇用 ＞ 助成金 ＞
各種給付金申請先のご案内 ＞ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧
https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html

| 都道府県労働局 | 主なお問い合わせ先（申請先は異なる場合があります） | 電話番号 |
|---|---|---|
| 北海道 | 雇用助成金さっぽろセンター | 011-788-2294 |
| 青森県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 岩手県 | 職業対策課分室 助成金相談コーナー、各ハローワーク | ● |
| 宮城県 | 職業対策課 助成金部門 | 022-299-8063 |
| 秋田県 | 訓練室 | 018-883-0006 |
| 山形県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 福島県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 茨城県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 栃木県 | 職業対策課分室（助成金事務センター）、各ハローワーク | ● |
| 群馬県 | 職業対策課 | 027-210-5008 |
| 埼玉県 | 職業対策課 助成金センター | 048-600-6217 |
| 千葉県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 東京都 | ハローワーク助成金事務センター | 03-5337-7417 |
| 神奈川県 | 職業対策課 神奈川助成金センター | 045-277-8815 |
| 新潟県 | 職業対策課 助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 富山県 | 職業対策課 助成金センター | 076-432-9162 |
| 石川県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 福井県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 山梨県 | 訓練室（産業雇用安定助成金）、職業対策課（雇用調整助成金） | 訓練室055-225-2861<br>対策課055-225-2858 |
| 長野県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 岐阜県 | 職業対策課 助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 静岡県 | 雇用調整助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 愛知県 | あいち雇用助成室 | 052-219-5518 |
| 三重県 | 職業対策課 助成金センター分室、各ハローワーク | ● |
| 滋賀県 | 職業対策課 助成金コーナー、各ハローワーク | ● |
| 京都府 | 助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 大阪府 | 助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 兵庫県 | ハローワーク助成金デスク | 078-221-5440 |
| 奈良県 | 職業安定部 助成金センター | 0742-35-6336 |
| 和歌山県 | 職業対策課 | 073-488-1161 |
| 鳥取県 | 職業対策課 | 0857-29-1708 |
| 島根県 | 職業安定課、助成金相談センター、各ハローワーク | ● |
| 岡山県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 広島県 | 職業対策課、各ハローワーク | ● |
| 山口県 | 職業対策課 | 083-995-0383 |
| 徳島県 | 助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 香川県 | 助成金センター（雇用調整助成金グループ） | 087-823-0505 |
| 愛媛県 | 助成金センター | 089-987-6370 |
| 高知県 | 各ハローワーク | ● |
| 福岡県 | 福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 | 092-402-0537 |
| 佐賀県 | 職業対策課 | 0952-32-7173 |
| 長崎県 | 職業対策課 | 095-801-0042 |
| 熊本県 | 職業対策課 | 096-211-1704 |
| 大分県 | 大分助成金センター、各ハローワーク | ● |
| 宮崎県 | 職業対策課 助成金センター | 0985-62-3125 |
| 鹿児島県 | 職業対策課 助成金相談・受付コーナー | 099-219-8713 |
| 沖縄県 | 沖縄助成金センター 雇用調整助成金相談窓口 | 098-868-4013 |

労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／人材を確保したい事業主の皆さまへ

# 在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、
人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。
皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？

出向ハンドブック　助成金ガイドブック

## 「在籍型出向」とは？

▶詳しくは出向ハンドブック８ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。

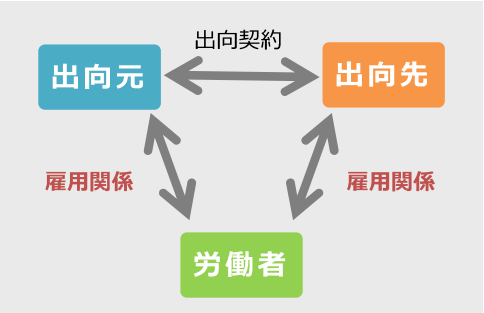


## 「在籍型出向」の事例

▶詳しくは出向ハンドブック２ページ

**旅行代理店（出向元）**

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

＜企業規模：30～49人＞

**出向期間12か月**
**出向労働者1名**

**保育所（出向先）**

保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、１年間限定で勤務してくれる方を探している。

＜企業規模：50～99人＞

## 「在籍型出向」のメリット

▶詳しくは出向ハンドブック６ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

### 出向元企業

- 出向労働者の**労働意欲の維持・向上**につながる（63%）
- 出向労働者の**キャリア形成・能力開発**につながる（59%）
- 出向期間終了後、出向労働者が**自社に戻ってくることが確実**である（56%）
- 出向労働者への刺激になり、**自社の業務改善や職場活性化**に期待ができる（50%）

### 出向先企業

- 人手不足が解消され、**自社の従業員の業務負担を軽減**できる（75%）
- **社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保**できる（52%）
- 自社の従業員への刺激になり、**業務改善や職場活性化が期待**できる（42%）
- 新たに採用するよりも**人材育成のコストを抑制**できる（38%）

### 出向労働者

- 出向先での新しい仕事の経験が**キャリアアップ・能力開発**につながる（57%）
- 出向元での雇用が維持されているので**安心して働く**ことができる（46%）
- これまでどおりの収入を確保できたため**生活面の安定**が図られる（38%）

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

LL031203企03

# 「在籍型出向」を開始するまでのステップ

## ステップ1 出向の相手を見つける

出向元　出向先

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ

- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約２割程度です。
- （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）

## ステップ2 労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

出向元　労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

## ステップ3 出向契約の締結

出向元　出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

## ステップ4 出向期間中の労働条件等の明確化

出向先　労働者

▶詳しくは出向ハンドブック25ページ

- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

## ステップ5 産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出

出向元　出向先　産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

**出向開始**

## ステップ6 産業雇用安定助成金の支給申請

出向元　出向先　産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック28ページ

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。
  ※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

**厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！**

- 具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- 各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。

厚労省ＨＰ

# （公財）産業雇用安定センターでは「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

■コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います。**

■全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

**お問い合わせ先**

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください

公益財団法人 産業雇用安定センター

センターＨＰ

## マッチング支援の流れ

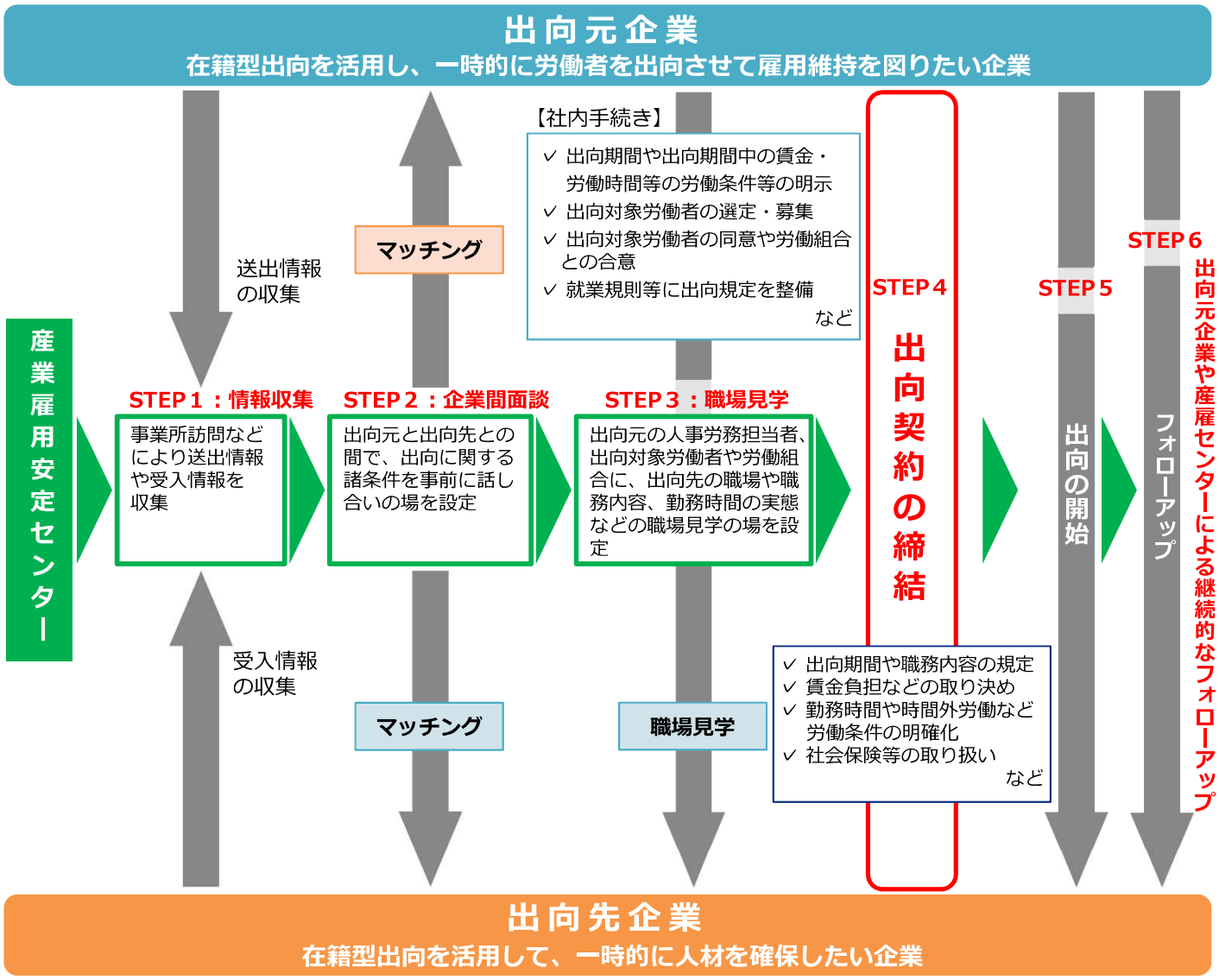

# 「産業雇用安定助成金」で出向経費が軽減されます！

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

厚労省ＨＰ

## 助成金の対象となる「出向」

**［対象］** 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）。

**［前提］** 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

### 令和３年８月１日以降に新たに開始される出向に関する特例

独立性が認められない事業主間の出向※１も、一定の要件※２を満たせば助成対象となります。

※１　例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など

※２　新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

## 対象事業主

①**出向元事業主**　新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

②**出向先事業主**　当該労働者を受け入れる事業主

## 助成率・助成額

### 出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など。
独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合は、助成率が異なります。

| | 中小企業※３ | 中小企業以外※３ |
|---|---|---|
| 出向元が労働者の解雇などを行って**いない**場合 | **9/10** | **3/4** |
| 出向元が労働者の解雇などを行って**いる**場合 | **4/5** | **2/3** |
| 上限額（出向元・先の計） | **12,000円**／日 | |

※３　独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業**2/3**、中小企業以外**1/2**

### 出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など。
独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

| | 出向元 | 出向先 |
|---|---|---|
| 助成額 | 各10万円／1人当たり（定額） | |
| 加算額※４ | 各5万円／1人当たり（定額） | |

※４　以下の場合、助成額の加算を行います。
・出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
・出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合

## 申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**コールセンター**、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**

電話番号　**0120-60-3999**　受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局とハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省ホームページをご確認ください。
※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。